

Organization for University-Industry-Public Cooperation and Innovation, Yamaguchi University

ANNUAL REPORT

VOL.20



平成22年度

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構年報



巻頭言

平成 22 年度産学公連携・イノベーション推進機構年報発刊にあたって

山口大学産学公連携・イノベーション推進機構長
(副学長・学術研究担当)

三 池 秀 敏



この数年来、人の世の流れの急激な変化と森羅万象の不思議さを実感するなか、平成 22 年 4 月より産学公連携・イノベーション推進機構の機構長を勤めています。リーマンショック（2008 年 9 月）以降、日本にとって（山口大学にとっても）困難な状況が引き続き発生しました。特に、この 3 月 11 日に起きた東北大震災、大津波、そして福島原子力発電所の事故は、自然の摂理の厳しさや人間の「おごり」と人知の限界に気付かされる出来事でした。この事故がこのまま無事に終息に向かうのを祈るばかりですが、山口大学においては、4 月以降良い兆しも見え始めています。

開設から 12 年目を迎える「時間学研究所」が平成 23 年度の文部科学大臣表彰・科学技術賞を受賞しました（4 月 11 日発表）。時間学研究グループ（辻所長他 4 名）の受賞は「理解増進部門」であり、廣中平祐元学長の提案による「時間学」という新たな学問領域が、国のレベルで認知されたことを示しています。また、同時に理工学研究科の藤田正則教授も「科学技術振興部門」で科学技術賞を受賞され、久しぶりに山口大学にとって明るい話題となっています。また、山口大学・鹿児島大学「共同獣医学部」協定締結も完了し（4 月 22 日）、西日本唯一の獣医学部として、平成 24 年 4 月の発足に向けて着実に準備が進められています。

平成 21・22 年度は、山口大学の産学連携活動にとっては厳しい年度となりました。民間企業との共同研究件数は平成 20 年度の 215 件（5 億 8 百万円）から大幅に減少し、平成 21 年度 188 件（2 億 5 千万円）、平成 22 年度 186 件（2 億 8 千万円）となっています。平成 20 年度に小串キャンパスに設置したライフサイエンス支援室の活動効果が徐々に現れて来てはいますが、当面厳しい状況が続きそうです。また、産官の受託研究も不正経理問題の影響が大きく、平成 21 年度 122 件（10 億 7 千 7 百万円）から平成 22 年度 108 件（6 億 8 千 5 百万円）と大幅な落ち込みを見せています（報告書 69 ページ参照）。平成 23 年度からの復活に向けて、吉田キャンパスにも産学連携コーディネータが常駐する産学連携支援室を開設し、3 つのキャンパスにそれぞれの産学連携拠点をつくり、平成 23 年 4 月から活動を開始しています。

機構全体として、現在受けている大きなプログラムは次の三つがあげられます。

- 1) 大学等産学官連携自立化支援促進プログラム（機能強化支援型：文部科学省）
「特色ある優れた産学官連携活動の推進（平成 20－24 年度）」

2) 大学等産学官連携自立化支援促進プログラム(コーディネーター支援型:文部科学省)
(平成22-24年度)

3) 科学技術振興機構(JST)地域産学官共同研究拠点整備事業

「やまぐちイノベーション創出推進拠点」(平成23年4月からオープン)

1) 及び2) は、機構の産学公連携支援活動そのものの自立化に向けたプログラムであり、本学の研究シーズを核としつつ必要に応じ学外リソースも活用する産学官連携研究プロジェクトによってイノベーション創出を持続的に実現する、イノベーションシステム整備事業として位置づけられています。また、3) は地域のイノベーション創出推進拠点を整備する為の事業で、JSTから貸与される機器が本機構と山口県産業技術センターに整備され(平成23年3月末までに機器導入済み)、平成23年4月からオープンしています。今後、学内外向けの機器説明会や広報活動が展開され、地域発のイノベーション創出に向けた共同研究での活発な利用が期待されます。

一方、平成22年度から新たな施策として、学長のリーダーシップの下、「戦略的研究推進プログラム」がスタートしました。平成22年度8300万円、平成23年度8500万円の予算を確保し、世界水準の研究の活性化や大型の競争的資金獲得に向けた(特にその「呼び水」となるスタートアップの)取り組みとして、若手・中堅研究者を中心とした支援を行っています。この研究費は産学公連携活動の強化にも活かして頂き、産学連携コーディネータを巻き込み、新たなイノベーション創出や大型の競争的資金の獲得に向けた戦略的な動きにも繋がる事を期待しています。また、産学公連携活動が人文社会科学系にも広がり、山口大学全体として文理融合型の共同研究や受託研究が増大していくことを願っています。

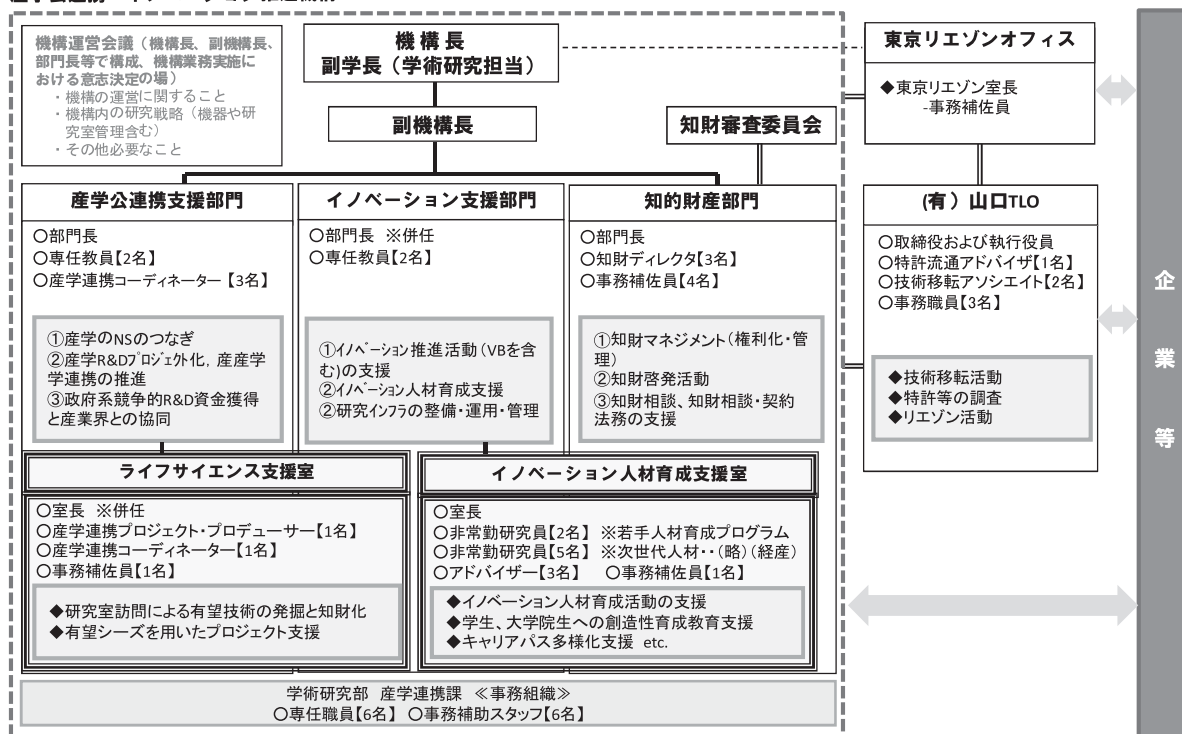
前述のように、平成23年4月からは3つのキャンパスに産学公連携の支援室を整備しました。共同研究や知財の相談はもちろん、政府系の大型競争的資金の獲得や地域発のイノベーション創出に向けて、産学連携コーディネータとの連携を深めて頂ければ幸いです。山口大学創基200年となる平成27年(2015年)に向けて、地域の産官学共同研究拠点としての基盤整備と、産官学連携活動の自立化に向けた取り組みが機構の当面の課題と考えています。大学の使命は、研究に支えられた教育(学部・大学院)と教育・研究を通じた社会貢献と考えます。今後とも、大学の研究シーズを生かした産学公連携・イノベーション推進活動へのご協力・ご支援を宜しくお願い致します。

平成23年(2011年)5月



平成 22 年度産学公連携・イノベーション推進機構組織体制

産学公連携・イノベーション推進機構



平成 22 年度産学公連携・イノベーション推進機構スタッフ構成



目 次

	ページ
I. イノベーションシステム整備事業	
1. 大学等産学官連携自立化促進プログラム（機能強化支援型） 「特色ある優れた産学官連携活動の推進」の成果報告	1
2. 大学等産学官連携自立化促進プログラム（コーディネーター支援型）	5
II. 地域産学官共同研究拠点整備事業	
1. 科学技術振興機構（JST） 地域産学官共同研究拠点整備事業 『やまぐちイノベーション創出推進拠点』について	9
III. 産学公連携支援部門の活動報告	
1. 産学連携コーディネーター活動報告	15
2. 競争的資金への応募支援	23
3. 文部科学省 地域イノベーションクラスタープログラム（グローバル型） 「やまぐちグリーン部材クラスター（平成 21 年度～25 年度）」	27
4. 平成 23 年度卒業研究テーマ募集の結果報告	28
5. 東京リエゾンオフィスでの活動	29
IV. イノベーション支援部門の活動報告	
1. イノベーション人材育成支援室の活動について	31
2. 大学発ベンチャー支援活動	43
3. 先端技術開発に関する各種セミナー等の開催	44
4. 産学公連携・イノベーション推進機構 オープン機器	48
V. 知的財産部門の活動報告	
1. 研究成果の権利化推進活動	49
2. 強い特許の創出活動	51
3. 知財啓発活動	53
4. 知財関連システムの維持・管理活動	55
VI. 連携組織の活動報告	
1. 平成 22 年度有限会社山口ティール・エル・オー活動報告	57
2. 有限会社山口ティール・エル・オー創業以来の事業活動概要	59

VII. 資料

1. 平成 22 年度共同研究・受託研究	69
2. 平成 22 年度特許出願件数・技術移転数	78
3. 研究成果の社会への発信支援（各種展示会等に研究成果を出展）	80
4. 支援した競争的資金の採択テーマ一覧	87
5. 平成 22 年度客員教授	89
6. 知財啓発活動	90
7. 平成 22 年度の主な活動	91

VIII. 規則・申請書様式

1. 国立大学法人山口大学共同研究取扱規則	95
共同研究申込書	101
共同研究契約書（案）	106
2. 国立大学法人山口大学受託研究取扱規則	115
受託研究申込書	120
受託研究契約書（案）	126
3. 国立大学法人山口大学職務発明等規則	133
知的財産創作届書【単独出願用様式】10.11.11 改訂	138
知的財産創作届書【共同出願用様式】11.04.06 改訂	146
発明相談書	152
4. 国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則	153
国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱マニュアル	157
研究成果有体物提供時チェックシート	161
5. 山口大学産学公連携・イノベーション推進機構拠点機器利用要項	165
JST 拠点機器利用申請書	168
6. 山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペース利用要項	173
山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペース利用内規	177
山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペース利用申請書	179
7. 山口大学産学公連携・イノベーション推進機構常置機器利用要項	182
山口大学産学公連携・イノベーション推進機構常置機器利用申請書	185
山口大学産学公連携・イノベーション推進機構常置機器指定内規	188

I. イノベーションシステム整備事業 大学等産学官連携自立化促進プログラム

1. イノベーションシステム整備事業

大学等産学官連携自立化促進プログラム(機能強化支援型)

「特色ある優れた産学官連携活動の推進」の成果報告

本機構では、平成 20 年 3 月に文部科学省より公募のあった「産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）」の「特色ある優れた産学官連携活動の推進」に応募し、採択され、事業を実施している。以下に、平成 22 年度に行なった活動の概要を記す。

1-1 事業概要

本事業終了後には、本学の産学官連携活動を、従来フェーズ（ニーズ・シーズマッチング型）から、本学の研究シーズを核としつつ必要に応じて学外リソースも活用する産学官連携研究プロジェクトによってイノベーション創出を持続的に実現する新フェーズに移行する。

そのため、本事業では次の 2 課題を推進し、事業終了後は自立的な産学官連携支援体制を構築することを目的とする。

(1) ライフサイエンス分野における産学連携支援体制の抜本的強化と活動の垂直立ち上げ

これまでは十分な戦略的支援が出来ていなかったライフサイエンス分野の知的財産・産学連携支援体制の強化を図るため、専門支援人材を配置した「ライフサイエンス支援室」の活動により、当該分野の優れた研究成果を社会につなぐ事業を行う。

(2) 地域連携による地域発イノベーション創出のための強化施策の推進

本学と山口県内の大学・高専等や商工団体・自治体等との地域連携事業、ならびに民間機関や中国ブロック等で活動している支援機関との広域的な連携事業を強化し、地域発イノベーション創出に資する諸事業を展開する。

1-2 事業計画および成果

(1) 平成 22 年度の目標設定と事業計画

① ライフサイエンス分野での有望案件への集中支援の実施と成功事例作り

- ・ ライフサイエンス関連技術のフェーズに対応した支援
- ・ ライフサイエンス分野の若手支援人材の育成
- ・ 安全保障貿易管理体制の構築支援

② 地域発イノベーション創出の有望案件への集中支援の実施と成功事例作り

- ・ 産学公連携を目的とした新規学内シーズの掘り起こしと実用化への加速化
- ・ 産学公連携体制の強化
- ・ 自立化に向けた組織体制の強化

③ 「大学等産学官連携自立化促進プログラム【機能強化支援型】」の終了時点での自立化も含めた成果像の見える化、その伝達と共有化、不十分な点の強化

- ・ プログラム【機能強化支援型】の終了時点での自立化も含めた成果像の見える化
- ・ プログラム終了時点での自立化も含めた成果像の伝達と共有化の徹底

(2) 平成 22 年度の事業成果

① ライフサイエンス分野への集中支援

◆ 医学部若手教員への集中支援とその成果

知財分析で絞り込んだ医学部若手研究者の有望技術シーズについて、ライフサイエンス支援室が中心となって、明確な知財戦略・事業化戦略に基づいて支援を実施した。これにより、共同研究41件、共同研究費総額1億3400万円、MTA6件/年、有償MTA総額101万円/年に結びついた。その中でも、事業化が見込まれる特に有望な案件は次のとおり。

a. 「消化器系細管吻合器の開発」

(想定市場規模 最大で5億円/年)

共同研究 (1,700万円) 実施／共同研究開発契約締結・製造販売戦略構築／JSTのA-STEP (平成22年度採択)／国内特許・米国特許申請

b. 「植物由来、魚類由来の血管異常収縮抑制物質の検索と同定、並びに最終ゴールは厚生労働省、米国FDA承認許可取得」

(想定市場規模 5～15億円/年)

3社と共同研究 (1,100万円) 実施／共同特許の策定・準備・申請

c. 「DASH食、高血圧者向け医療食品の開発」

(想定市場規模 30～50億円/年)

2社連合と共同研究 (5,000万円)／秘密保持契約・市場性評価・試作製造実施／医学部内共同研究支援グループの編成 (栄養グループ + 臨床グループ + 生理グループ)

② 地域連携による地域発イノベーション創出支援

平成22年度の実績： 共同研究137件、研究費1億4670万円に結びついた。

a. 地域イノベーションクラスタープログラム「やまぐちグリーン部材クラスター事業」への支援とその成果

文部科学省 地域イノベーションクラスタープログラム「やまぐちグリーン部材クラスター事業」に対して、MOT観点を持つ支援人材が特別支援チームを編成して、クラスター本部、本学の知的財産部門、(有)山口ティール・エル・オーとも協力しつつ、全面的な支援を継続して行なっている。研究開発のみならず、知財戦略・事業化戦略等からの視点も考慮した支援を実施した結果、LED (発光ダイオード) 用加工基板ビジネスを行うベンチャー企業が設立 (平成22年9月) され、現在、同社は顧客に向けて評価用のサンプル出荷を行なうステージに至っている。さらに、同社のサプライチェーンをベースにした企業ネットワークが構築され、本学との共同研究が8件成約した。

b. 広域型産学連携の支援とその成果

「やまぐち事業化支援・連携コーディネート会議」のコーディネータ連絡会議を通じた山口県および中国地域のコーディネーターとの連携により、「眼底画像検査システムの開発」に関する研究会を立ち上げ、フィージビリティ・スタディと研究開発共同体の形成を行なっている。
(財) 横浜企業支援財団と本学の産学連携協定に基づいて、10件の産学連携と11件の産産連

携プロジェクトを検討し、その中で「省エネ型パワーエレクトロニクスとスマートグリッドの技術融合」に関してプロジェクトの企画・立案を進めている。

③シンポジウム等の開催

若手研究者を対象に、本事業で得たノウハウの開示と水平展開を目的として、産官学シンポジウム『地域発イノベーション創出に向けて ～再生医療 先端ライフサイエンス分野の最近の動向～』を平成22年12月に本学医学部キャンパス内で開催した。事業化戦略の明確な研究開発として再生医療を取り上げ、産業界、大学、特許庁（知財）の立場からの講演と討論が行われた（参加者総数80名、そのうち若手研究者は30名）。

④支援人材の計画的な若返りと育成

- ・自立化後の永続的な支援体制を構築するため、60代のコーディネーター2名を40代2名に切り替えた。また、産学連携支援リーダーの育成および有能な若手連携支援人材を本学での自主雇用にするために、従来は学部の教員が担当してきた専任教員職に、平成22年度からは本事業で育った若手（30代）支援人材の中から外部人材を含む2名を雇用した。
- ・ライフサイエンス支援室では、シニア（大手製薬会社でマネジメント経験者）と若手（NEDOフェロー出身者）の支援人材がチームで活動することで、OJTで人材育成を行うとともに、シニアの持つ知見、人的ネットワーク、ノウハウ等をジュニア人材へ早期継承している。

(3)学外に対する成果（技術シーズ）の発信

実施した取り組みを表Ⅶ－1（資料p.80）に示す。代表的なものの取り組みとしては以下のとおり。

① 国際バイオエキスポ

〔技術展示2件、参加者：66,750名、来訪者48件、個別相談3件、共同研究2件〕

② CIC新技術説明会

〔技術展示2件、参加者171名、来訪者68名、個別相談2社〕

③ さんさんコンソ新技術説明会

〔技術展示2件、参加者64名、個別相談3社〕

④ 中国地域国立大学法人5大学 イチ押しビジネス交流会

〔技術展示1件、参加者60名強、個別相談3件〕

⑤ 先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(広島)

〔技術発表4件、技術相談1件〕

⑥ 第171回産学交流サロン

〔技術発表1件、参加者60名、来訪者10社、技術相談4件〕

⑦ イノベーションジャパン2010

〔技術展示4件、参加者150～200名、個別相談2社、共同研究1社〕

⑧ Technology Showcase on Life Science in New York

〔技術展示1件、参加者100名弱、個別相談2件〕

⑨ Bio Japan 2010

〔技術展示2件、参加者15,175名、来訪者40件、個別相談5件、MTA 3件〕

⑩ 第7回ひろしまビジネスマッチングフェア2010

〔技術展示2件、来訪者40名〕

⑪ コーディネータ連絡会議

〔山口大学・水産大学校のシーズ発表、基調講演1件、発表10件、参加者99名〕

⑫ アグリビジネス創出フェア

〔技術展示1件、参加者26,854名、来訪者40件、セミナー参加30名、MTA 3件〕

⑬ 横浜リエゾンポート2010

〔技術展示3件、参加者150名、技術相談数件、技術相談1件〕

⑭ 先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(岡山)

〔技術発表4件、技術相談1件、参加者200名〕

⑮ 第121回産学交流サロン

〔発表1件、参加者66名、技術相談1件〕

⑯ テクニカルショウヨコハマ2011

〔発表2件、展示6件〕

1-3 むすび

本事業終了後には本学の産学官連携活動を、新フェーズ（本学の研究シーズを核としつつ必要に応じて学外リソースも利用した産学官連携研究プロジェクトによってイノベーション創出を実現）に移行し、イノベーション創出に向けた産学官連携活動を大学として自立的かつ継続的に行える体制を構築を目標にして、下記のこと留意して活動する。

(1)支援活動組織の構築、支援人材の確保

- ① 現在、大学予算で支援人材5名を雇用。本事業終了後は大学予算で8名を雇用（事業終了までに目処）。
- ② プロジェクトプロデューサーの育成（実施中）。支援人材の雇用環境の整備（事業終了までに目処）。

(2)財源（安定した資金確保）

- ① 事業終了後、本学の産学官連携活動資金として1億8,000万円（人件費を除く）が必要と試算。
- ② 共同研究の間接経費率、共同研究1件あたり契約額、共同研究件数をアップさせることで上記活動資金を確保（本事業終了までに実現）。

(3)活動の明確な方向性

- ① 有望シーズの早期抽出と育成、研究開発戦略のみならず知財戦略・事業化戦略・ビジネス戦略からの視点も重視した、いわゆる MOT 手法による事業化支援、特定プロジェクト支援チームによる総合的な支援を推進。

2. イノベーションシステム整備事業

大学等産学官連携自立化促進プログラム(コーディネーター支援型)

2-1 事業の目的

本事業の目的は、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で、大学の産学連携活動が自立化した後のコーディネーターのあるべき姿を明確にし、モデル人材を育成することにある。

本事業では、イノベーション創出を実現するため新ステージの産学官連携活動の強化を図る。すなわち、多様かつ高度な産学官連携を本格的に強化・拡大する。多様で高度な産学官連携活動を実施してイノベーション創出に結びつけるためには、プロジェクトプロデュース能力を持つコーディネーターの存在が不可欠である。

計画実現のためには、本学で活動中のコーディネーターの中で成長可能な資質を持つ人材を選抜し、育成プログラム通じてプロジェクトプロデュース能力を開発するとともに、実際の産学官連携活動の上で実績を挙げていく。

(1)プロジェクトプロデュースが可能なハイパーコーディネーターの育成

本コーディネーターがハイパーコーディネーターに成長し、高次元の産学連携活動支援の実績を挙げることで、本学が目指す多様で高度な産学官連携の定着・拡大に資するとともに、後に続く若手 CD に同様な道を拓くことを目指す。

(2)本コーディネーターが関与する戦略的産学官連携活動の実施

産学官連携活動をシーズとニーズをマッチングさせて事業化されることで「出口戦略」とすることなく、マーケットドリブン型の出口を見据えた事業化戦略の中から必要な企業と研究者を見つけ出し、プロジェクトプロデュースを行うことで事業化ができる状態を目指す。

2-2 事業の実施内容

a)出口戦略を練った産学共同研究の実施

・産学公による合同の事業化支援チームの立上げ

- ◆ 本学研究者の研究シーズを基にして、LED 基板製造分野での事業化を目指した支援チームを 1 件立ち上げた。支援チームにおいては、LED 基板事業のマーケティング、および事業実施に際しての障害特許有無の調査等により、特に、市場の絞込みや事業モデルの構築など研究者が手掛け難い分野を中心に事業化支援を行った。この中で、コーディネーターは、技術経営(MOT)の知識を活用し、主に、事業計画の策定、資金計画の立案などに携わった。
- ◆ 光害についての研究シーズを基に、コンサルティング分野での事業化を目指している研究者に対して支援を実施している（平成 24 年 3 月に創業予定）。
- ◆ 血管の画像解析についての研究シーズを持つ研究者と網膜画像データベースを持つ企業とのマッチングを行ない、研究会を発足した。事業化を目指して大型競争的資金獲得（経済産業省 地域イノベーション創出研究開発事業:1 年 3 千万円）を準備している。

b)大学シーズをベースとする複数企業によるジョイントベンチャー

- ・ジョイントベンチャーの立上げ支援
 - ◆ 事業化支援チームにより LED 基板製造ベンチャーの事業計画を立案し、発起人 6 名を集め起業した。この中で、コーディネーターは、定款の策定、商業登記などの実務を行い、事業モデルの構築と事業計画の立案を実施した。
 - ◆ 起業したベンチャーの経営と技術開発支援のため、JST の研究成果最適展開支援プログラム A-STEP（実用化挑戦タイプ：5 年 3 億円）の獲得を目指し、応募準備を行っている。
- ・知財戦略立案支援
 - ◆ 事業継続のための知財調査及び事業の障害となる特許の調査を他地域のアライアンス企業を含めて実施している。文部科学省 地域イノベーションクラスタープログラム（グローバル型）『やまぐちグリーン部材クラスター』での技術動向調査と併せて、ベンチャーの特許戦略案を作成した。

c)MOT（技術経営）手法を導入した技術評価や事業化仮説

- ・地域機械産業育成を目指したコア企業立ち上げのための企画立案
 - ◆ コーディネーター自身が大学院技術経営研究科で学生として研究を行い、その成果として、山口地域において個別の企業では対応が難しいロボット産業で、大学の制御技術を活用した事業計画を作成した。
 - ◆ 本学研究者の協力者と競争的資金（研究成果最適展開支援プログラム A-STEP 探索タイプ）による研究費の獲得の調整を始めた。
 - ◆ 中国地域 5 大学連携事業を活用した学学連携からの研究体を発足させることを目指して、各大学のコーディネーターを通してロボット関連技術を中心に、連携可能な研究者の情報を集めるなどの準備を行っている。

d)プレゼンテーションおよびコミュニケーションスキル向上

- ・各種研修への参加を通じて、プレゼンテーションとコミュニケーションの一般的なスキルを習得した。
 - ◆ プレゼンテーション等のスキル向上のため、JST の目利き人材育成プログラム「特定分野・分析評価手法コース」及び大学技術移転協議会主催の「ライセンス・アソシエイト研修 応用編」を受講し、コーディネートツールに関する知識を習得した。
- ・各種研修会の参加や自己研鑽によって得られたスキルに対する外部評価を得るため、公的資格の取得に努めた。
 - ◆ 大学院技術経営研究科の課程を修了した。
 - ◆ 中小企業診断士の資格取得のための準備を始めた。平成 23 年度に受験の予定。

こうしたスキル向上によって、前記したような大学発ベンチャー創業や既往の企業間連携時の調整、高度な共同研究の成約および大型の外部研究資金への応募に結び付けることができた。

e)産学連携人材の業務評価制度の検討

- ・業務成果手法の検討

- ◆ 当初の計画に従って特許流通アドバイザーの評価方法等を利用し、業務評価パラメータを設定して評価を試みた。

その結果、(1)個別のパラメータの基準を明確にして評価数値を有意とする必要があり、(2)そのため組織の活動理念、目標などを把握し、(3)その上でコーディネーターの評価として数値目標をどの程度達成できたかを評価すること、(4)ただし、個別のコーディネーターの活動が組織にどの程度寄与しているかを勘案することが必要であり、(5)さらには、組織目標実現に対する各コーディネーターの属人的資質の貢献度を十分に汲み上げること等、が有効であることが分かった。

今後は、ここで明らかになった課題を整理して、組織の方針とそれに連携したコーディネーターの評価指標を策定することとした。

Ⅱ. 地域産学官共同研究拠点整備事業

1. 科学技術振興機構(JST) 地域産学官共同研究拠点整備事業 『やまぐちイノベーション創出推進拠点』について

1-1 事業概要

～地域の企業の皆様にご利用いただける最先端の設備・機器を揃えました～

山口県地域の産学官連携の総合的な取り組みを推進するための拠点『やまぐちイノベーション創出推進拠点』が JST によって山口大学（常盤キャンパス）と山口県産業技術センターに整備され、平成 23 年 4 月よりオープンする。

JST 「地域産学官共同研究拠点整備事業」※について

※ <http://www.jst.go.jp/innovekyoten/gaiyou>

本事業は、地域における産学官連携の総合的な取り組みを加速することにより、地域の特色を活かした産学官共同研究を推進するとともに、地域における関連人材の育成や研究成果の企業への展開を図ることを目指すものである。

- (1) 山口県地域がもつ強みのある『省エネ・環境・マテリアル技術分野』に絞って、ラジカルイノベーションを目指す産学官共同研究を推進する。

〈地域の強みを生かした産学官共同研究の実施〉

- (2) 山口県産業技術センターおよび山口大学のもつ研究機能を総合し、連携研究開発拠点として、地域の産学官共同研究を推進する。

〈産学官共同研究により開発された装置を設置・共用し地域企業へ成果を普及〉

〈共同利用装置設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援〉

- (3) 産学連携研究を通してイノベーション人材並びに産学連携支援人材を育成し、地域のイノベーション創出力の持続的向上を図る。

〈装置等の利用を通じた高度技術者の養成〉

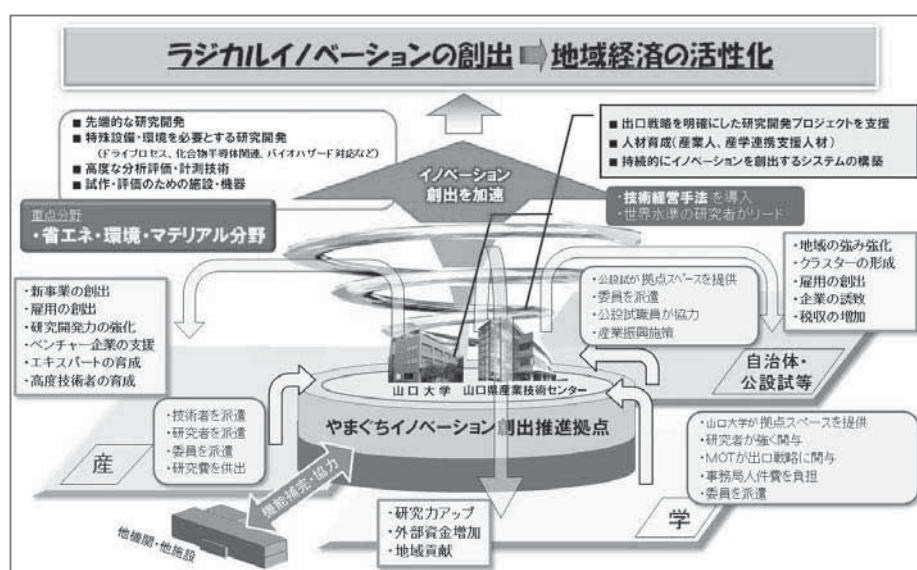


図 II - 1 拠点の全体構想図

1-2 『やまぐちイノベーション創出推進拠点』設置機器一覧

表Ⅱ-1 本拠点に設置された設備・機器

設置場所：山口大学（産学公連携・イノベーション推進機構）			
設備名／規格		仕 様	用 途
■サーマル電界放出形走査電子顕微鏡 日本電子(株) JSM-7600F ①電界放出形走査電子顕微鏡 ②エネルギー分散形X線分析装置部 ③凍結乾燥部 ④イオンスパッタ装置部 冷却水循環装置 78131CWC		・分解能:1.5nm ・加速電圧:0.1～30kV ・倍率:×25～1,000,000 ・試料照射電流:1pA～200nA(15kV)	・材料及び生体組織の表面微構造を観察する装置 ・汎用性の高い基盤装置
■透過型電子顕微鏡システム 日本電子(株) JEM-2100 集束イオンビーム加工観察装置 日本電子(株) JEM-9320FIB		・倍率:50～1,500,000X 程度 ・加速電圧:100～200kV 程度 ・エネルギー分散型X線分析装置(EDS) ・3Dトモグラフィシステム	・生体組織から各種材料等の組織形態や構造を観察することが可能 ・試料を傾斜しながら撮影した画像を3次元的に再構成し、あらゆる角度からその試料を観察することが可能
■熱分解ガスクロマトグラフ・質量分析システム			
	ガスクロマトグラフ質量分析装置 (株)島津製作所 GCMS-QP2010Ultra (差動型示差熱天秤) Thurmo Plus Evo II	・GC/MS 本体 ・差動型示差熱天秤(室温～1500℃程度) ・液体試料連続導入装置	・環境、電子/半導体、化学、医薬、食品、残留農薬、生命科学など、様々な分野で微量成分の測定が可能 ・高沸点成分及び誘導体などの高質量物質の測定が可能 ・長時間安定した熱重量の微小変化測定をスムーズに行うことが可能
	ガスクロマトグラフ質量分析装置 (株)島津製作所 GCMS-QP2010Ultra (加熱脱着装置) TD-20 (熱分解装置) PY-2020iD	・GC/MS 本体 ・加熱脱着装置 ・熱分解装置 ・粉砕機	・環境、電子/半導体、化学、医薬、食品、残留農薬、生命科学など、様々な分野で微量成分の測定が可能 ・高沸点成分及び誘導体などの高質量物質の測定が可能 ・大気分析、環境・匂いなどの極微量成分分析、電子部品からの発生ガス分析などを行うことが可能 ・高揮発性、中揮発性、低揮発性成分を複雑な前処理なしに効率よく濃縮し、ガスクロマトグラフに導入することが可能
■CO/CO₂有機炭素分析システム			
	ガス濃度分析装置 (株)島津製作所 CGT-7000タイプ1A	・測定範囲:CO 0～1000/5000 ppm, CO ₂ 0～5/15 vol%, O ₂ 0～5/10/25 vol% ・測定原理:赤外線吸収法(CO, CO ₂)、限界電流式ジルコニア法(O ₂)	・ポータブル CO/CO ₂ /O ₂ 分析計 ・測定に必要な前処理部も内蔵 ・CO/CO ₂ /O ₂ の3成分の同時測定が可能 ・定置形と同程度の性能 ・コンパクト
	ガスクロマトグラフシステム (株)島津製作所 GC2014AF/SPL	・水素炎イオン(FID)化検出器 ・最小検出量:3pgC/s(ドデカン) ・オートサンプラー付	・高性能汎用ガスクロマトグラフ ・一台でパックド&キャピラリーカラム測定が可能 ・スプリット/スプリットレス分析に対応
	全有機炭素計	・測定方式:燃焼触媒酸化/NDIR方式	・低炭素社会実現を目的とした物質系の産学

	(株)島津製作所 TOC-Vcph	・測定項目:TC, IC, TOC, NPOC ・検出限界:4 $\mu\text{g}/\ell$ ・測定範囲:0~25,000 mg/ℓ (TOC)、 0~30,000 mg/ℓ (IC)	共同研究プロジェクトに必須の装置 ・超純水から高汚濁水まで幅広い試料水の炭素量を不溶解性/高分子状を含めた難分解性有機化合物を高効率で酸化させて測定するために必須
■二次元輝度計	(株)東陽テクニカ ICAM-ST	・100万画素 CCD 搭載 ・レンズ交換式 ・レンズ毎に校正値 ・4~2000Hz の同期測定	・FPD (フラットパネルディスプレイ) やプロジェクタ、バックライトなどの輝度、色度分布測定 ・無機化合物による機能性材料の製法検討における光機能材料の評価
■ナノ粒子径分布測定装置	(株)島津製作所 SALD-7100	・測定範囲:0.01 μm~300 μm 程度	・高分子、トナー、ペンキ、顔料、化粧品、エマルジョン、ナノバブル、製剤、食品、医療品、異物粒子など、あらゆる粒子径分布の測定が可能。 ・凝集分析も可能 ・有機溶媒を分散媒に用いた測定も可能
■ソーラーシミュレータ	英弘精機(株) SS-156XIL ほか	・有効照射範囲:角 156mm 程度 ・放射角度:100mW/cm^2(300~2500nm) ・照射調節範囲:100~40%(無段階) ・照射ムラ:±2%(JIS-A級) ・時間変動率:±1%(JIS-A級)	・太陽電池の性能評価装置 ・ソーラーシミュレーターと I-V カーブトレーサ、分光放射計、恒温プレートで構成 ・長期間の連続したデータが取得でき、色素増感太陽電池等の新型太陽電池の長期耐久試験等も可能
■汎用画像センシングシステム			
	ハイビジョン認識システム [エリアカメラ認識システム] [ラインカメラ認識システム]	・ CCD カメラ 画素数:140 万画素 以上) カラー・モノクロ等計9台 ・ レンズ f5~f50 メガピクセル対応CCTV レンズ ・ 照明装置 LED定電流制御による調光機能 ダイレクトリング照明 無影ローアングル照明、ドーム照明、バックライト照明等各種 ・ 撮影及び画像処理用計算機 ・ 画像処理ソフト - 他	・工業製品の外観検査等で、対象となる欠陥(微少な多い)を画像認識するための高精度な画像診断性能を有するシステム ・検査対象となる工業製品を画像撮影し、その画像データを画像処理・認識し、表面欠陥の形状(長さ、幅、面積等)の特徴抽出を行う欠陥検出システム ・本システムでは、「欠陥の撮影システム」と「撮影画像の処理による抽出・判定アルゴリズム」から構成 ・「欠陥の撮影システム」では、比較的大型の部品から比較的小さいサイズで、表面欠陥が微少なもので、欠陥の最適な撮影条件のFIXが可能のように、広範囲の撮影条件(照明光源やカメラの視野、倍率解像度等)を網羅した認識システム ・本システムは、「撮影画像の処理による抽出・判定アルゴリズム」の開発専用装置
	レーザー形状測定器 (株)キーエンス LT-9500	・測定範囲:±0.3mm ・基準距離:6mm ・分解能:0.01 μm ・光源:赤色半導体レーザー ・波長:670nm ・出力:最大 170 μW	・上記システムの開発時には、実際の表面欠陥の形状(凹凸の深さや面積、品物の反り等)を正確に測定する必要があり、このために利用可能。
■クリーンルーム		・面積 88.39 m^2	・クラス1000の半導体ドライタイププロセス仕様

ドラフトチャンバー 2台設置 前室、更衣室、エアシャワー設置	・清浄度 クラス 1000 (HEPAフィルタ) ・温度 23.0℃±2.0℃ ・湿度 50%±10%	のドライタイプ仕様のクリーンルーム。 ・産学官共同研究や研究成果を活用し事業化を目指した利用を行う。
-----------------------------------	---	---

■自動細胞解析分取システム

自動細胞解析分離分取システム ベクトン・ディッキンソン(株) FACSARIA III	・分取速度:70,000 個 /秒 程度 ・搭載レーザー:488nm 固体レーザー 633nmHeNe レーザー ・検出器:最大 3 カラーの解析が可能	・蛍光標識した細胞を高感度に識別するとともに、蛍光シグナルを基に目的細胞を確実に分離・分取する装置
全自動磁気細胞分離装置 ミルテニーバイオテック(株) autoMACS Pro Starting Kit	・総細胞数 4×10^9 個 / サンプル ・磁気標識細胞数 2×10^8 個 / サンプル ・サンプル吸引 / 溶出容量 0.2-50 ml	・細胞を磁気ビーズで標識し、目的細胞を分離するための装置。 自動細胞解析分離分取システムと組合せて使用
酵母用マイクロ マニピレーションシステム Singer Instruments社 MSM シリーズ400	・顕微鏡は鏡筒上下式焦点合わせ機構 ・マイクロマニピレータは2次元動作と垂直Z軸動作 ・機能が同軸で行うことが可能 ・四分子解析専用ガラスニードル実装	・コンピュータ制御により全自動で酵母用細胞を高感度に識別し、四分子解析する装置
高速菌体移設装置 Singer Instruments社 RoToR HDA	・96 Well 液体 / 液体またはアガーへのスポッティング ・96、384、768、1536 の密度でのアレイ化、複製、整列、交配	・高密度イーストアレイ用卓上型ロボット

■細胞培養装置

蛍光顕微鏡 (株)キーエンス BZ-8100SP1549	・観察モード:蛍光、位相差、明視野 ・対物レンズ:40 倍、10 倍 ・光学ズーム:0.42x~2.0x	・微生物・細胞の形状や、蛍光で標識した物質の局在を画像として取得
吸収測定装置 (株)日立製作所 U-5100	・光学系はレシオビーム方式 ・波長範囲は 190~1100nm の範囲 ・ベースライン安定度は 0.001Abs/h ・ノイズレベルは 0.0005Abs 以下 ・スペクトルバンド幅は 5nm 以下	・細胞増殖、DNA・RNA の定量、生産物質の定量をする
発光測定装置 ベルトールドジャパン(株) LB960-YC	・測定波長領域 380nm-630nm ・検出感度 発光約 2 amol/well(ATP) 以上 ・分注容量 10 μl から 100 μl ・ダイナミックレンジ 5 桁以上 ・多点測定 可能	・培養細胞のルシフェラーゼアッセイ等に用いる装置
蛍光測定装置 ベルトールドジャパン(株) LB970-YT	・測定波長・励起波長 340nm-700nm ・フィルター励起用、蛍光用各 2 種を装備 ・感度 <2fmol/well ・ダイナミックレンジ 5 桁以上 ・多点測定可能	・フィルタータイプの蛍光観察装置。高感度が特徴
細胞培養装置 ① 生物細胞培養装置 (株)MBS NB-250-5 ②動物細胞培養用高密度細胞培養装置 セスコバイオエンジニアリング(株) Bellstaga-3000 ② CO2 インキュベーター 三洋電機(株) MCO-19AIC	培養装置1 ・ベッセル容量:250 mL (5 連) ・温度制御範囲:水温+5 度~ 50℃ 培養装置2 ・培地容量:500 mL ・最大設置ボトル数 4 ・培養細胞用	・それぞれ微生物および培養細胞のための培養装置。同時に複数条件での培養が可能
超低温フリーザー 三洋電機(株) MDF-C1156ATN	・有効内容積は 128L ・周囲温度 30℃の条件で、-150℃以下	・-150℃での高度な温度管理により培養細胞・組織切片を長期保存
超低温フリーザー 三洋電機(株) MDF-U384	・有効内容積は 300L 以上 ・冷却性能は無負荷条件で-85℃以下	・一定の高度な低温条件で研究材料、試薬等を保存する
オートクレーブ	・最高温度は 130℃以上	・培養細胞および微生物の組換え体の処理

	(株)トミー精工 LSX-700	・75℃以上の保温機能	にオートクレーブによる滅菌処理に使用
	CO ₂ インキュベーター 三洋電機(株) MCO-19AIC	・有効内容積は 160L ・UV 殺菌灯は紫外線ランプを搭載 ・CO ₂ センサーは赤外線式	・二酸化炭素濃度を制御
	CO ₂ インキュベーター 三洋電機(株) MOC-18M	・有効内容積は 150L ・UV 殺菌灯は紫外線ランプ ・CO ₂ センサーは赤外線式であり O ₂ センサーはジルコニア式	・二酸化炭素だけでなく酸素濃度も一定基準の高度な環境を保持
■超遠心機			
	超遠心機 ベックマン・コールター(株) Optima L-100XP	・最高回転数:100,000rpm ・最大遠心力:802,400g ・2 種のアングルローターと1種スイングローターを用意	・遺伝子などを抽出、細胞内小器官やウイルスの精製装置 ・通常の遠心機とは違い最高回転数 100,000 rpm、最大遠心力 802,400g という高い分離能力を有する装置
	高速冷却超遠心機 ベックマン・コールター(株) Avanti J-E	・最高遠心加速度 50,000g ・最高回転速度 20,000rpm ・50 mL, 15 mL, 500 mL のアングルローター、チューブおよびマイクロプレートに対応したスイングローターを用意	・遺伝子などを抽出、細胞内小器官やウイルスの精製装置であり、超遠心機による分離の前処理にも用いられる装置
■イメージングシステム			
	イメージングサイトメーター GE ヘルスケア社 IN Cell Analyzer 2000 Large Camera システム	・光源: Metal Arc ランプ ・検出器: CCD カメラ ・フォーカス方式: 共焦点レーザー方式 ・マルチウェルプレートに対応 ・蛍光、励起それぞれ 8 枚のフィルターを備える。 ・分注装置付き ・CO ₂ 供給可能	・生体内物質の局在やその動きを細胞レベルで観察できる。培養細胞を剥離操作せずに生きたまま、さらにハイスループットに観察できることが特徴。統計的な解析も可能。
	イメージアナライザー GE ヘルスケア社 TyphoonFLA9000BGRシステム	・励起波長: 可視領域から近赤外まで 4 種のレーザーを装備 ・ダイナミックレンジ: 5 桁 ・階調数: 16bit ・6 種類の蛍光フィルターを装備	・電気泳動試料等の蛍光シグナルを画像化できる装置。
	生細胞遺伝子発現解析システム BioTek社 Synergy MX SMATBLD	・検出モード: 蛍光測定器、紫外可視吸光、ルミネセンス、時間分解蛍光測定器(2 次モード) ・マイクロプレートの種類: 6 ~ 384-well プレート ・温度管理 : 室温 + 4℃ ~ 65℃	・微生物等を培養しながら、吸光、蛍光、発光を経時的に計測できる。合計 5 枚のマルチウェルプレートでの測定が可能。
■共焦点レーザー顕微鏡 カルルツァイス(株) LSM710 NLO2		・多光子観察用レーザー搭載 ・複数チャンネルの蛍光検出器を装備 (分光機能付き) ・顕微鏡部: 正立形 ・高感度 GaAsP 検出器搭載	・細胞レベルから組織・個体レベルまでの高解像度な蛍光観察が可能。多光子観察用レーザーを搭載しているので、深部観察が可能であり、組織や固体の観察に威力を発揮する

<クリーンルーム>



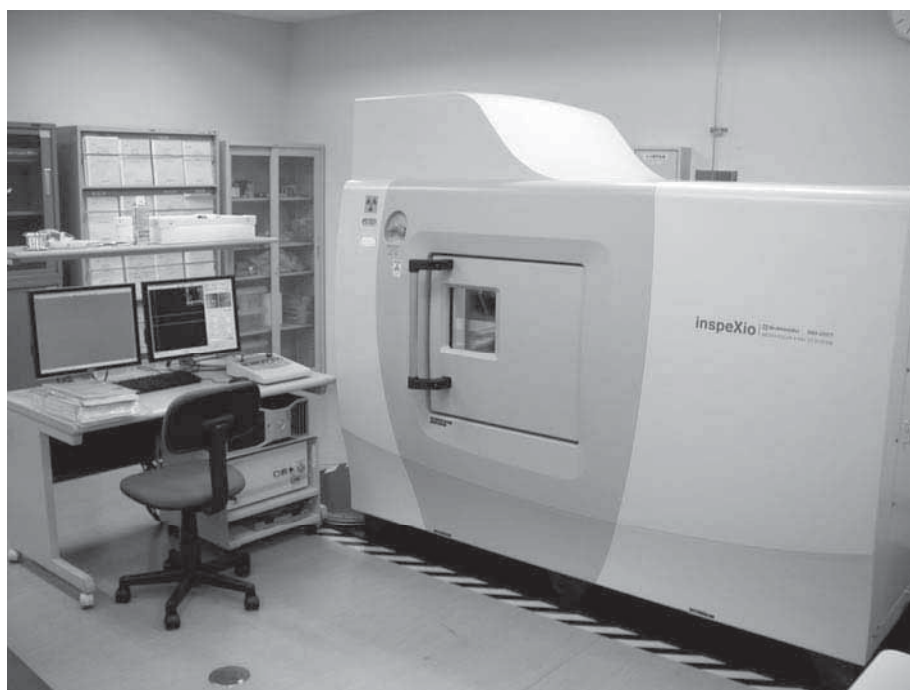
<ガスクロマトグラフ>



設置場所：山口県産業技術センター

設備名／規格	仕 様	用 途
■フィールドエミッション オージェ電子顕微鏡 日本電子(株) JAMP-9500F	- 電子銃:フィールドエミッション型 - 倍率:最大 500,000 倍以上 - オージェ分析時の最小プローブ径:8nm 以下	- 固体表面に電子線を照射し表面から放出されるオージェ電子の検出によって、薄膜や材料の極表面や微小領域の成分分布、および深さ方向の元素組成の変化が測定可能な装置 - 半導体部品、めっき、薄膜等の表面微小領域成分分析、微小異物分析、酸化層調査等に有効
■X 線CT装置 (株)島津製作所 inspeXio SMX-225CT	- 最大管電圧:225kV以上 - 最大管電流:600 μ A 以上 - 試料サイズ:最大 ϕ 300×H300mm - 試料質量:最大 9kg - 最大CTスキャン領域: ϕ 200mm	- X線により構造体の内部構造を非破壊的に撮像できる産業用X線CT装置であって、電子部品や精密機械部品等の微小部分あるいは内部の構造観察や寸法・形状測定が可能な装置 - 半導体デバイスや電子部品内に存在する微小異物層や不良箇所も観察可能
■基板評価システム		
レーザー干渉平面度測定装置 (株)ニデック FlatMaster200XRA-Wafer	- サンプルサイズ:最大6インチ - 測定厚さ:最小 0.25mm - 測定項目:SEMI規格に準ずる	レーザーの干渉により対象表面に生じる干渉縞の情報を全面一括で取り込み、シリコンやサファイアなど様々な材質のウエハの平面度、ウエハへの成膜前後の反りや応力の測定が可能な装置。
干渉膜厚計 日本電計(株) TW-10-40000-5L-D2	- サンプルサイズ:最大 200×200mm - 膜厚測定範囲:10nm～40 μ m - 測定分解能:1nm 以内 - 測定層数:5層以上	光の干渉を利用して、シリコンやサファイアなどの基板上に堆積した多層薄膜の極小範囲における各層の厚さを測定することが可能な装置。

< X 線 C T 装置 >



Ⅲ. 産学公連携支援部門の活動報告

1. 産学連携コーディネーター活動報告

1-1 概要

山口大学は、『教育』、『研究』及び『社会連携』のそれぞれの視点から中長期的な展望に立つて策定した大学の将来ビジョンをもとに活動しております。

特に、山口大学は、資質の高い教員や優れた医療人材など、様々な社会で活躍できる人材の養成・育成に加え、研究における国際連携の強化、高度先進医療の地域への提供、生涯学習及び産学連携など、教育、研究、医療、文化及び経済の各方面から、地域社会や国際社会との連携を軸に据えた活動を発展させてきました。この活動の中核をなす産学公連携・イノベーション推進機構（以下、機構）の産学公連携支援部門に所属する産学連携コーディネーターが、産業界と大学を繋ぐコーディネート活動を展開しています。本学の研究シーズを育成し、産学連携によってこれらの成果を広く社会に提供することにより、その実用化を進め、イノベーション創出に結びつけることで、社会の発展に寄与します。また、こうした産学連携を通じて、山口大学の教育力および研究力の向上にも繋げようとしております。

1-2 平成22年度活動実績

(1) 産学連携コーディネーター

平成22年度には、産学連携活動を実施するためのスタッフとして、機構の産学公連携支援部門に以下の8名の産学連携コーディネーターを擁し、

- ・産学等の共同研究や受託研究の推進、技術・経営相談など各種のリエゾン活動
- ・ニーズとシーズのマッチング活動

などを行なった。

①産学連携コーディネーター

森 健太郎、櫻井 俊秀、杉浦 文彦、松崎 徳雄、田口 岳志、清水谷 卓

②ライフサイエンス分野の産学連携コーディネーター

プロジェクトプロデューサー 野利本 悠

産学連携コーディネーター 殿岡 裕樹

ライフサイエンス分野（創薬、診断、診断・治療機器、再生医療など）における産学連携やイノベーション創出に向けた支援体制を強化するために「ライフサイエンス支援室」（以下、支援室）を設立し、活動を本格化している。支援室は活動拠点を医学系キャンパスのある小串地区に置き、必要に応じて室員が他地区にも出向いて、ライフサイエンス分野のシーズに関わる情報の収集や提供、山口大学の持つライフサイエンス分野の知的財産や産学連携支援、ライフサイエンス分野の研究支援などの業務を行っている。

(2) リエゾン活動

① ニーズとシーズのマッチングによる技術相談や共同研究、受託研究への対応

産学公連携コーディネーターが窓口となって、企業等の学外からの学術相談や技術相談を受けています。受けた相談は、産学連携コーディネーターが、内容に応じて本学の研究者だ

けでなく、連携する他の大学や高専や公設試の中から相応しい研究者を紹介し、地域社会の課題や問題点の解決にお役に立とうとしています。一方で、コーディネーターが主体となって、企業や大学の研究室を訪問して、社会のニーズや研究者の研究成果を調査し、両者を組み合わせることによって、企業活動や社会活動の中で抱えている課題を解決し、さらには、これまでにない商品や事業の創出に繋げ、地域の活性化と発展に寄与することを目的に活動してきております。

平成 22 年度の山口大学の共同研究・受託研究の実績は以下の表Ⅲ－１のとおりである。
(資料 p.69～77)

表Ⅲ－１ 平成 22 年度の共同研究・受託研究（大学全体）

	件数	金額（千円）
共同研究	186	281,347
受託研究	108	685,317
計	294	966,664

② 包括連携協力

a. 宇部興産株式会社

平成 16 年にスタートした包括的連携協定（第 1 期：5 年間、第 2 期：3 年間）の第 2 期 2 年目であり、本年度も共同研究、人材育成・人材交流、技術交流において引き続き活動を行った。4 月には第 6 回研究成果発表会を開催し、前年度に実施した共同研究成果が発表された。ショートプレゼンテーションと長めのポスターセッションとを設けたことで、活発な討議が行われた。共同研究は 18 件実施され、特許出願、学会発表・論文発表も積極的に行われている。学生を対象にした長期インターシップ、次世代産業創出人材育成、宇部興産社員の博士課程在学やタイ法人から大学院への留学、同社社員（山口大学非常勤講師）による山大での講義など技術・人材交流、人材育成においてもこれまで同様多くの連携が進められた。

b. 株式会社 トクヤマ 徳山製造所

平成 16 年にスタートした包括的連携協定（第 1 期：5 年間、第 2 期：3 年間）の第 2 期 2 年目であり、本年度も共同研究、人材育成・人材交流、技術交流において引き続き活動を行った。5 月には、前年度に実施した共同研究成果が発表された。本年度は、共同研究 6 件を実施、人材育成としてトクヤマ社員が山口大学大学院（社会人特別選抜）を修了した。また、新規研究テーマ発掘では分科会を立上げテーマ化可否の検討を開始した。オンサイト授業や社内研修での協力など新たな取り組みについても、次年度実施に向けて準備を行った。

c. 山口銀行

山口銀行営業推進部を事務局とし、山口県、山口大学の協力により設立された「ヤマグチ・ベンチャー・フォーラム」事業に、山本副機構長が副会長として参画。平成 21 年 6 月 22 日（火）に開催された第 14 回総会に出席し、平成 21 年度事業報告及び収支決算

承認、平成 22 年度事業計画案及び収支予算案承認、役員の選任等を行った。また、引き続き行われた記念講演会「産官学連携による地域活性化について」には機構から 5 名が参加した。

山口銀行ともみじ銀行が主催し、平成 22 年 10 月 19 日（火）に広島県立広島産業会館東展示場で開催された「もみじ・やまぐちビジネスマッチングフェア 2010」に参加した。

d.財団法人横浜企業経営支援財団

山口大学は、平成 20 年 10 月 15 日、横浜企業経営支援財団（以下、横浜財団）と産学連携協定を締結した。21 年度からは山口県内企業と横浜・首都圏企業との広域連携プロジェクトを立ち上げ、「長州ファイブプロジェクト」と名付け、事業を進めている。第 1 弾は連携への提言として平成 21 年 8 月 26 日（水）に「長州ファイブと横浜開港 150 周年記念フォーラム」を開催。第 2 弾は結実に向けてとして、産学交流サロンでの研究シーズ発表やテクニカルショウ ヨコハマへの出展を実施。また、長州ファイブプロジェクト PR 用リーフレットを作成。やまぐち産業振興財団と連携し、研究開発、商品開発、販路開拓、情報収集など、企業からの要望を受け付けている。

横浜財団は産学連携協定を締結した大学と、ネットワークの充実・強化を図り、広域連携のさらなる発展に向けて各種事業を強力に推進する組織「横浜全国産学広域連携推進会議」を平成 22 年 2 月 1 日に立ち上げた。今年度は 11 月 18 日（木）に横浜市内 6 大学、広域連携 10 大学の参加による「横浜リエゾンポート 2010」を開催。テーマを「横浜発 グリーン・テクノロジー」とし、環境、エネルギー、アグリバイオ、材料の分野から 37 のポスターセッション、7 ワークショップを実施。本学からもポスターセッションに 3 シーズを展示した。

引き続き、横浜財団と連携・協力しながら、本学が有する技術シーズや山口県内企業のニーズを、横浜・首都圏企業の事業ニーズに結びつけるとともに、ネットワークを活用して全国の大学の「知」と結びつけるため、広域連携活動を積極的に展開している。

③ 地域発イノベーション創出支援

地域に根ざしている山口大学の研究成果を広く社会に活用していただくために、（有）山口ティー・エル・オーと連携して、平成 22 年度は 15 の展示会で 40 の技術（研究成果）を出展した。その場の共同研究の成約は 3 件であったが、その後の継続した技術相談を通じて、発表された研究成果だけでなく、多方面の拡がりを持った共同研究や MTA に繋がってきている。

表Ⅲ-2 平成22年度の月別活動実績

	イベント名	参加者 (人)	技術展示 技術講演 (件)	来訪者 (人)	技術相談 (人)	MTA (件)	共同研究 (件)
4月							
5月							
6月	◆国際バイオエキスポ	66,750	2	48	3		2
7月	◆CIO新技術説明会	171	2	68	2		
8月	◆さんさんコンソ新技術説明会	64	2		3		
9月	◆中国地域国立大学法人5大学 イチ押しビジネス交流会	60	1		3		
	◆先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(広島)		4		1		
	◆第171回産学交流サロン	60	1	10	4		
	◆イノベーションジャパン2010	200	4		2		1
	◆Technology Showcase on Life Science in New York	100	1		2		
	◆Bio Japan 2010	15,175	2	40	5	3	
	◆第7回ひろしまビジネスマッチングフェア2010		2	40			
10月	◆コーディネータ連絡会議	99	11				
11月	◆アグリビジネス創出フェア	26,854	1	40	30	3	
	◆横浜エポスポート2010	150	3		1		
	◆先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(岡山)	200	4		1		
12月	◆第121回産学交流サロン	66			1		
合計		109,949	40	246	58	6	3

(3) 地域との連携

地域との連携を強めて、地域発イノベーションの創出を図るため、以下の取り組みを行った。

- ①「やまぐち事業化支援・連携コーディネート会議」のコーディネータ連絡会議を通じて、山口県内大学・高専との研究者シーズについての連携が深まり、また、地域の企業が利用できる最先端の機器・設備を揃えた「やまぐちイノベーション創出推進拠点」が山口大学と山口県産業技術センターに整備され、企業とやまぐち産業振興財団や自治体等を加えた産学官連携による総合的研究共同体形成の取り組みを推進している。

②金融機関のマッチングフェアへの参加

- ・第7回ひろしまビジネスマッチングフェア 2010

日時：平成22年9月16日（木）

会場：広島県立広島産業会館 西展示館（広島市南区比治山本町）

山口大学において構築した特許検索システム（YUPASS）と、山口大学とコクヨが共同開発した「リサーチラボノート」を紹介。

・第3回山口県しんきん合同ビジネスフェア 2011

日時：平成 23 年 3 月 16 日

会場：山口県スポーツ文化センター（山口市維新公園）

展示ブースを回り出展者とニーズ等について意見交換を行った。

③地域の各種会合への参加

・宇部市「キューブサロン」（奇数月第3水曜日開催）

3月には東北地方太平洋沖地震により東日本の広範囲で甚大な被害が発生している状況を受け開催を中止。キューブサロン幹事会（偶数月第3水曜日開催）

・下関市「下関ミキサー会」（毎月第3金曜日開催、8,1月は休み）

3月には東日本大震災の甚大な被害状況を考慮し中止。

・周南市「周南パラボラ会」（4,7,10,1月の第3金曜日開催）

・岩国市「岩国架け橋会」（4,7,10,1月の第3木曜日開催）

・柳井市「第2回ふるさとを愛する人々の集い」（平成 23 年 3 月 18 日）

・「周南ベンチャーマーケット」（年2回開催）

・「周南新商品創造プラザ」（総会年1回、プラザ年6回開催）

・「ヤマグチ・ベンチャー・フォーラム」第14回総会（平成 22 年 6 月 22 日）

（4）長州ファイブプロジェクトの推進

山口大学と財団法人横浜企業経営支援財団（以下、横浜財団）は、平成 20 年 10 月 15 日に産学連携協定を締結。山口県内企業と、横浜市内企業を始めとする首都圏企業との連携による成果を求めて支援を行う。

① 第1弾：始動 ～連携への提言～

平成 21 年 8 月 26 日（水）に、「長州ファイブと横浜開港 150 周年記念フォーラム」を開催。

② 第2弾：連携の実質化 ～結実に向けて～

a.横浜リエゾンポート 2010「横浜全国産学広域連携推進会議」

～ポスターセッションにより、大学のシーズを紹介～

平成 22 年 11 月 18 日（木）に慶應義塾大学・協生館（横浜市港北区日吉）で開催された「横浜リエゾンポート 2010（主催：横浜財団、横浜市）」に参加し、研究3テーマをパネルで紹介した。

横浜財団は、横浜市内の大学との連携はもとより、横浜市内の大学にはないシーズについては、それを有する地方の国立大学との連携を進め、横浜全国産学連携広域ネットワークを構築している。

このたび、連携大学との事業活動としては初めての試みとして、政府の新成長戦略に掲げられた「グリーン・イノベーション」をテーマとした 16 大学の 37 研究シーズを一堂に集めたポスターセッションと、2 企業、5 代学からの技術説明会（ワークショップ）が実施された。当日、会場には、企業関係者等 150 名の参加があり、各大学の選りすぐりの研究シーズについての説明を熱心に聴いていただいた。

研究シーズに関心を持っていた来場者には、コーディネーターが研究内容について詳しく説明した。特に関心を持っていた企業参加者とは名刺を交換し、個別に相談を行った。また、出展シーズに対する質問や要望なども多数受けており、今後のつながりの期待される案件については、積極的にフォローアップしていきたいと考えている。

<ポスター展示シーズ>

(i) 「アズレニルホウ酸誘導体の効率合成と用途開発」

大学院医学系研究科（理学）村藤俊宏教授

(ii) 「ダイヤモンドライクカーボンをベースとした新しい導電性薄膜材料」

大学院理工学研究科（理学）本多謙介准教授

(iii) 「モータ回生エネルギーの高効率回収システム」

大学院理工学研究科（工学）平木英治准教授

b.産学交流サロン

～パワーエレクトロニクス&スマートグリッドで講演～

平成 22 年 12 月 9 日（木）に横浜財団「大会議室」（横浜市中区太田町）で開催された第 171 回産学交流サロン「パワーエレクトロニクス&スマートグリッド（主催：横浜財団、横浜市工業会連合会）」において、大学院理工学研究科 平木英治准教授が講演を行った。

横浜財団では、地球温暖化防止対策に必要なグリーンデバイスの重要な技術である「パワーエレクトロニクス」について、大学の最新の研究・開発シーズ情報や、スマートグリッド、スマートシティに多用されている企業の新製品の情報を共有し、参加企業等の技術レベルの向上を図っていくことを目的に研究会を始めました。

また、横浜市は経済産業省が推進する「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定されており、本年 8 月には「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープランを取りまとめ、事業が本格的にスタートしており、本研究会もこれらの動きと連動して実施されたものです。

当日、会場には、電気機器関連の企業関係者等 47 社 66 名の参加があり、研究シーズについての説明を熱心に聴いていただいた。講演の後、特に関心を持った企業参加者とは名刺を交換し個別相談を行うとともに、講演に引き続き開催された交流会でも、引切り無しに相談を受けるなど、今後の展開が期待される。

<講演テーマ>

「DC マイクログリッド&電気自動車用電力変換システム」

大学院理工学研究科（工学）平木英治准教授

～次世代センシング技術シリーズ（第 5 弾）～

平成 23 年 3 月 23 日（水）に関東学院大学 KGU 関内メディアセンター（横浜市中区太田町）で開催予定だった第 176 回産学交流サロン「次世代センシング技術シリーズ（第 5 弾）（主催：横浜財団、横浜市工業会連合会）」において、大学院医学系研究科 佐伯壮一准教授が、「光を使ってマイクロスケールで見えない内部の情報を探る」～多機能 OCT を用いた、応力・歪み・弾性率・含水率・温度の 3 次元非破壊断層計測～について講演を行う予定だったが、東北地方太平洋沖地震の影響により、予定していた会場が使用できなくなったことや、計画停電の実施による首都圏の交通事情を勘案し、中止となった。

c.テクニカルショウ ヨコハマ 2011

～パネル及びサンプル展示による大学のシーズと中小企業の新製品の紹介～

平成 23 年 2 月 2 日（水）～4 日（金）にパシフィコ横浜展示ホール C・D（横浜市西区みなとみらい）で開催された「第 32 回工業技術見本市 テクニカルショウ ヨコハマ 2011

(主催：神奈川産業振興センター、横浜市工業会連合会、神奈川県、横浜市)」に参加し、山口大学の研究シーズ 4 テーマとやまぐち産業振興財団が支援している県内中小企業の新技術や新製品 2 テーマをパネル及びサンプル展示で紹介した。

<山口大学の研究シーズ>

- (i) 「アズレニルホウ酸誘導体の効率合成と用途開発」
大学院医学系研究科 (理学) 村藤俊宏教授
- (ii) 「ダイヤモンドライクカーボンをベースとした導電性薄膜材料」
大学院理工学研究科 (理学) 本多謙介准教授
- (iii) 「バーチャルリアリティを活用したコンクリート橋梁点検支援システム」
大学院理工学研究科 (工学) 宮本文穂教授
- (iv) 「非破壊 3 次元マイクロ力学量断層計測法」
大学院医学系研究科 (工学) 佐伯壮一准教授

<やまぐち産業振興財団が支援している県内中小企業の新技術や新製品>

- (i) 「萩椿オイル」株式会社サン精機
- (ii) 「LED 街路灯」株式会社宇部興機

<「産学連携ワークショップ」>

特別企画として、産学連携ワークショップを開催、研究シーズ 2 テーマを講演。

- (i) 平成 23 年 2 月 3 日 (木) 14:40~15:10
「バーチャルリアリティを活用したコンクリート橋梁点検支援システム」
大学院理工学研究科 (工学) 安全環境学分野 宮本文穂教授
- (ii) 平成 23 年 2 月 3 日 (木) 15:50~16:20
「ダイヤモンドライクカーボンをベースとした導電性薄膜材料」
大学院理工学研究科 (理学) 環境共生化学分野 本多謙介准教授

d.テレビ会議

山口大学と横浜財団に設置された TV 会議システムを活用し、定例的にテレビ会議を開催し、連携事業の打ち合わせや、講演前には事前プレゼンテーション等を実施した。

なお、テレビ会議を平成 22 年度は 6 回開催した。

- (i) 第 12 回 TV 会議 平成 22 年 4 月 12 日 (月)
やまぐち事業化支援・連携コーディネート会議における芳賀 I L P の講演について
やまぐちスタディツアーについて
企業連携案件について
- (ii) 第 13 回 TV 会議 平成 22 年 5 月 17 日 (月)
やまぐち事業化支援・連携コーディネート会議総会での講演内容について
企業マッチングに関する意見交換
やまぐちスタディツアー参加企業の選定
- (iii) 第 14 回 TV 会議 平成 22 年 6 月 14 日 (月)
地元企業の紹介
企業マッチングに関する意見交換
やまぐちスタディツアーについて (具体的な案件が動き始めた後に実施することとした)
- (iv) 第 15 回 TV 会議 平成 22 年 8 月 24 日 (火)
移動式トイレの実用試験について (山口県技術交流協会)
テクニカルショウ ヨコハマ 2011 への出展について
横浜リエゾンポート 2010 について

(v) 第 16 回 TV 会議 平成 22 年 9 月 13 日 (月)

企業連携について (トイレーラー、アクアソリューションほか)

テクニカルショウ ヨコハマ 2011 産学官連携ゾーンについて

地元企業の紹介

(vi) 第 17 回 TV 会議 平成 22 年 12 月 15 日 (水)

企業連携について (トイレーラー)

そのほか、横浜財団の TV 会議システムを、タンバーク製からソニー製への更新に伴う、本学との接続テストを平成 23 年 2 月 24 日 (木) と 3 月 7 日 (月) に実施。両者からの PC 画面の投射が可能となり、今後の TV 会議に威力を発揮することが期待される。

2. 競争的資金への応募支援

2-1 概要

山口大学では、教員の研究シーズを発展させて、実用化あるいはイノベーション創出に結実させるため、文部科学省、経済産業省、独立行政法人 科学技術振興機構（JST）、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などが実施している各種の競争的資金に応募し、研究に必要な外部資金を導入しつつ、研究レベルのステップアップと、スピード感のある研究開発活動を積極的な展開を進めている。

産学公連携・イノベーション推進機構（以下、機構）においては、中国経済産業局や、JST、NEDO などの協力を得て、各種競争的資金の公募に関する最新情報を、機構のホームページ、機構のメールマガジンなどによってタイムリーに発信するとともに、関係深いと思われる教員へ個別に情報提供を行っている。

応募案件に対しては、機構の産学連携コーディネーター（8名）が（有）山口ティール・エル・オーの技術移転アソシエイト（2名）と協力・分担して支援を行った。具体的には、応募申請に際しては、コーディネーターから教員に対し、提案書の記載ポイントや作成方法などのアドバイスを実施、またコメントを行うことで提案書のブラッシュアップを図った。事業によっては、コーディネーターが推薦所見を書いて直接応募するものもあった。ヒアリング審査に至った応募テーマについては、ヒアリング審査の席上で使用するプレゼンテーション用原稿のチェックや、予行演習に立ち会い改善すべき点や気づきをアドバイスするなど、採択に向けてきめ細やかに対応した。

採択案件に関しては、コーディネーターが教員に対し手厚いフォローアップを実施するとともに、不採択の案件についても、当該事業または他事業の応募への再挑戦に向けて、応募内容の充実についてのアドバイスや公募に関する情報提供、研究共同体（コンソーシアム）形成のためのコーディネート活動などを行った。

2-2 平成 22 年度活動実績（資料 p.87～88）

平成 22 年度における競争的研究資金獲得のための支援活動は以下のとおりである。

表Ⅲ-3 公的機関の競争的研究提案公募型事業への応募支援実績

事業名	事業内容
独立行政法人 科学技術振興機構（JST）	
(1) A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）／フィージビリティスタディステージ／探索タイプ ☐ 応募件数： 13 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 5 件	大学等の研究者と各種コーディネーター等が対話を通じて、基礎研究のうち技術移転の可能性を探索すべく課題について実用化に向けた研究開発を支援するとともに、コーディネート活動を促進する。

(2) A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）／フィージビリティスタディステージ／シーズ顕在化タイプ ☐ 応募件数： 2 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 1 件	産業界の視点から見出された、大学等の研究成果に潜在しているシーズ候補について、産学共同で企業ニーズにつながるシーズとなる可能性の有無を検証する。
(3) A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）／フィージビリティスタディステージ／起業検証タイプ ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 1 件	大学等の研究成果に基づくベンチャー企業の設立に向けた研究開発の実施に先立ち、起業の可能性の有無を検証する。
(4) A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）／実用化挑戦タイプ ／中小・ベンチャー開発 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 0 件	大学等のシーズについて、研究開発型中小・ベンチャー企業での実用化開発を支援する。
(5) 先端的低炭素化技術開発事業（ALCA） ☐ 応募件数： 3 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 0 件	温室効果ガスの排出量削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくために、文部科学省が策定する研究開発戦略のもと、新たな科学的・技術的知見に基づいて温室効果ガス排出量削減に大きな可能性を有する技術を創出するための研究開発を推進し、グリーン・イノベーションの創出につながる研究開発成果を得ることを目的とする。
(6) 地域イノベーション創出総合支援事業／重点地域研究開発推進プログラム ／育成研究 ☐ 応募件数： 2 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 2 件	地域の産学官の共同研究により、大学等の研究成果を企業化に向けて育成し、地域におけるイノベーションの創出を目指す。
(7) 地域イノベーション創出総合支援事業／重点地域研究開発推進プログラム ／地域ニーズ即応型 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 1 件	研究開発型中堅・中小企業の有するニーズ（技術的課題）に対して大学や公設試験研究機関、高等専門学校などが有する技術シーズをマッチングさせることにより、技術的課題を解決することを目的とした、新産業の創出および地域の活性化を期待する。
文部科学省	
(8) 文部科学省 知的クラスター創成事業	都道府県等が、地域に存在する国際優位性を持つコ

(グローバル拠点育成型) ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件 ☐ 採択件数： 1 件	アとなる技術シーズを活用し、事業化に向けた支援体制のもと、産学官共同研究や、国際交流事業を実施し、地域イノベーション創出していくための事業計画を策定する。また、都道府県等が指定する中核機関が事業全体をマネジメントする。
(9) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件 ☐ 採択件数： 0 件	中小企業のものづくり技術を活かした医療機器の実用化を加速することにより、我が国における医療の質の向上と、ものづくり産業の新たな事業分野の開拓を実現する。
経済産業省	
(10) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件 ☐ 採択件数： 0 件	中小企業のものづくり技術を活かした医療機器の実用化を加速することにより、我が国における医療の質の向上と、ものづくり産業の新たな事業分野の開拓を実現する。
(11) 地域イノベーション創出研究開発事業 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件 ☐ 採択件数： 1 件	地域において産学官連携による事業化に直結する実用化技術開発を促進することにより、新産業の創出を促し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として、地域において新産業の創出に貢献しうる技術シーズを活用し、地域産業の形成・強化の有効な手段として期待される製品の事業化に結びつく技術開発であって、研究開発の要素を持ったプロジェクトを対象としている。
(12) 中小企業などの研究開発力向上及び実用化推進のための支援事業 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件 ☐ 採択件数： 0 件	本事業は、先端的・独創的な優れた技術を有する中小企業等が、大学や地方公共団体が設置する試験研究機関等との共同研究によって、新たな製品や技術の実用化に向けた実証又は性能評価を行う事業について、共同研究に要する費用の一部を補助する。
(13) 先端技術実証・評価設備整備費等補助金 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件 ☐ 採択件数： 0 件	これまでに開発された革新的な技術等の実証・評価等を行うための設備等を整備するために必要な経費の一部を支援することにより、当該設備等の実証・評価等への活用を促進し、当該技術等を用いた新製品の量産化への橋渡しを行う。
(14) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件	中小企業や異業種のものづくり力を活用し、医療現場等における課題解決に資する医療機器・関連機器の開発・改良を促進することを目的とした「課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業」実証事業に係る研究委託を行う。

☐ 採択件数： 0 件	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	
(15) ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 0 件	「iPS 細胞等幹細胞産業応用促進基盤技術開発」での研究開発進捗状況と内外の研究開発動向等を勘案し、新たに「ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発」として開発項目の統合・再編を行って開始するものです。創薬や再生医療など幅広い分野への貢献が大きく期待されるヒト幹細胞の産業応用を促進する。
(16) 次世代照明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： 1 件 ☐ 採択件数： 0 件	省エネ社会の実現に資するため、高品質・高効率照明基盤技術開発及びナノエレクトロニクス半導体基板・デバイス技術開発を行う。 ○高品質・高効率照明基盤技術開発 ○ナノエレクトロニクス半導体基板・デバイス技術開発
農林水産省	
(17) 農山漁村 6 次産業化対策事業／知的財産戦略・ブランド化総合事業の農林水産知的財産戦略総合推進事業 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 1 件	農業分野における知的財産の創造・活用、保護を推進するため、現場の技術を知的財産として活用する方策の検討や課題の整理、温暖化に対応できる新品種の開発、国内外での知的財産の保護強化等、知的財産戦略に基づき、総合的な施策を展開する。
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	
(18) 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業 ☐ 応募件数： 1 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 1 件	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構では、農林水産物の高付加価値化や新需要の開拓、農林水産業・飲食物品産業等の生産性の飛躍的向上、地球規模での食料・環境問題の解決等に資することを目的として、生物の持つ多様な機能の高度利用を促進する基礎研究を推進する「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」を実施している。
財団法人中国産業活性化センター	
(19) 新産業・新事業創出支援「新産業創出研究会」公募 ☐ 応募件数： 2 件 ☐ ヒアリング件数： ー 件 ☐ 採択件数： 1 件	大学等の研究シーズを広く社会に還元し役立てるため、大学等の研究シーズと企業の事業化ニーズを把握し、産学官でこれに関心を持つ方を集めたり、事業化の可能性を検討して、技術・商品開発課題を解決すべく共同研究テーマの形成を促すとともに、公募の過程を経て、共同研究を資金面等から支援する。

3. 文部科学省 地域イノベーションクラスタープログラム(グローバル型) 「やまぐちグリーン部材クラスター(平成 21 年度～25 年度)」

3-1 概要

「やまぐちグリーン部材クラスター」は、山口県のリーダーシップのもと、山口県産業技術センターが中核機関となり、地域企業の強みを活かしつつ、「省エネ・省資源型高機能部材の関連技術」に係る「知の拠点」の形成を目指すものである。

具体的には下記の 3 つの研究テーマで構成されており、山口大学においては、理工学研究科、農学部の教員が下記 (1)、(2) の研究テーマに参画し、研究活動を実施中である。

(1) LED 部材と LED 応用技術の開発

(山口大学／山口県産業技術センター／水産大学校／山口県農林総合技術センター)

(2) 太陽電池用シリコンの減量・再生技術の開発

(山口大学)

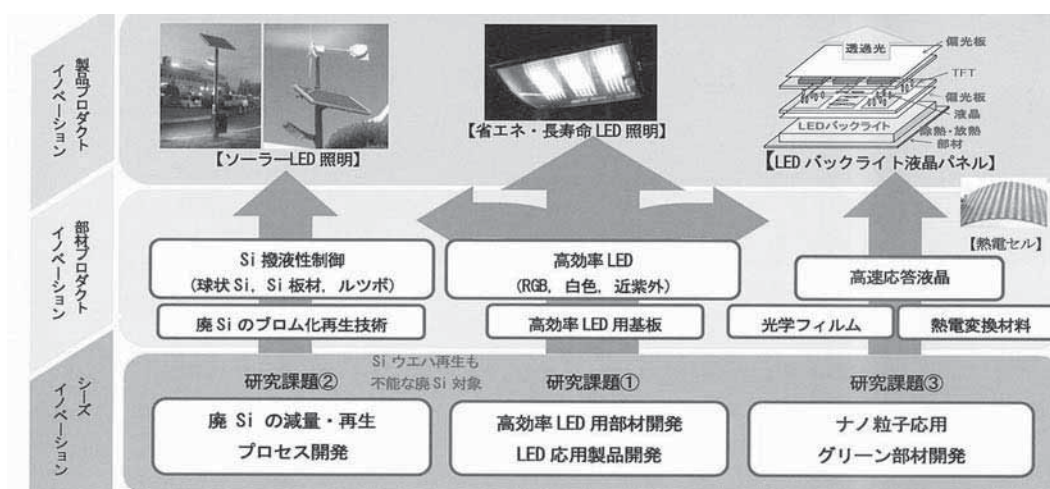
(3) ナノ粒子応用グリーン部材の開発

(山口東京理科大学／山口県産業技術センター)

() 内は研究実施機関

3-2 支援実績

本機構においても、そのサポート業務を重点実施項目として位置付けており、クラスターセンターのスタッフと連携して、知財戦略や事業化戦略の策定や参画企業との調整等を実施している。特に (1) の研究テーマについては、その当初目標の一つであった「ベンチャー起業化」に対して積極的に関与し、山口大学発ベンチャー企業「㈱山口光半導体研究所」が設立に至った。現在同社は産学連携機構内のインキュベーション施設内に入居し、高効率 LED 用加工基板の製品出荷に向けて、山口大学および地域企業との共同研究により生産技術開発活動を実施している。



「やまぐちグリーン部材クラスター」パンフレットより引用

図Ⅲ-1 やまぐちグリーン部材クラスター実施概要

4. 平成 23 年度卒業研究テーマ募集の結果報告

4-1 概要

山口大学は、地域企業等との産学連携の一層の推進を目指して、平成 13 年度から卒業研究テーマを募集し、平成 16 年度からは工学部の全学科に加えて、理学部の全学科で対応する体制になった。平成 22 年度も、工学部と理学部の全学科が参加し、平成 23 年度卒業研究テーマとして、企業・機関等で取り組まれている研究開発課題、新しく開発を始めたい課題等のなかで、卒業研究テーマとして提案していただける課題を募集した。募集内容と募集結果は以下の通りである。

4-2 募集内容

募集分野（対応学科）	
工学部	
●機械工学科	●知能情報工学科
●社会建設工学科	●感性デザイン工学科
●応用化学科	●循環環境工学科
●電気電子工学科	●工学基礎教育
理学部	
●数理科学科	●生物・化学科
●物理・情報科学科	●地球圏システム科学科
スケジュール	
募集期間：平成 23 年 2 月 8 日(火)～3 月 8 日(火)	
結果通知：マッチング面談終了後随時	

4-3 募集結果

表Ⅲ-4 卒業研究テーマ募集の結果

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
申込件数	5	15	25	7
マッチング件数	3	10	4*	マッチング中
マッチング率	60%	67%	16%	—

*その他、共同研究として 1 件、技術相談として 1 件対応
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

なお、山口大学教育研究後援財団に産学連携目的の寄付をいただいている企業等からのテーマは、同財団支援を受けて実施する産学連携促進事業の助成対象としている。

5. 東京リエゾンオフィスでの活動

5-1 概要

山口大学東京リエゾンオフィスは、JR 山手線 田町駅のすぐ近くにあるキャンパス・イノベーションセンターの 614 号室に設けられており、首都圏における山口大学の PR をはじめ、学術研究及び就職活動に係る情報の発信・収集や、中央省庁・企業等との連絡調整、産学連携の推進を目指したコーディネーター活動などを行っている。

また、テレビ会議を活用した遠隔会議も可能な設備をもっており、山口大学（吉田、常盤、小串の各キャンパス）との打ち合わせなどにも利用されている。

平成 22 年度に各種シンポジウムやセミナー等の開催を行ったところ、延べ 664 名が参加した。オフィスの利用者は、台帳記載分のみで、学内外を併せて延べ 233 人だった。

5-2 平成 22 年度活動実績

表Ⅲ-5 技術シーズ説明会、シンポジウム、セミナー等の開催実績

日時	タイトル	会場	主催	参加校	参加者数
5 月 30 日 (日) 10:00～ 16:00	CIC 大学説明 会 2010	CIC 東京 5F リエゾンコー ナー	CIC 東京	秋田大学・山形大学・東京農工大学・ 新潟大学・山梨大学・鳥取大学・広島 大学・山口大学・愛媛大学・高知工科 大学・熊本大学・鹿児島大学・北陸先 端科学技術大学院大学・麻布大学・東 京理科大学・同志社大学 17 大学	305 名
7 月 30 日 (金) 12:45～ 16:40	キャンパス・イ ノベーション センター東京 新技術説明会	CIC 東京 5 階 (A・B・展示 会場) A:材料 ／化学／情報 ／機械 B: 医 療・バイオ／ 環境／電気・ 電子／展示会 場	CIC 東 京、独立 行政法人 科学技術 振興機構	秋田大学・山形大学・千葉大学・東京 工業大学・新潟大学・静岡大学・同志 社大学・奈良先端科学技術大学・鳥取 大学・岡山理科大学・広島大学・山口 大学・愛媛大学・九州工業大学 14 大学校	171 名
9 月 27 日 (月) 12:45～ 18:00	大学と企業と の就職・採用セ ミナー	CIC 東京 1 F 国際会議室、 5 F508・509	CIC 東京	愛知大学・秋田大学・茨城大学・宇都 宮大学・愛媛大学・岡山理科大学・鹿 児島大学・金沢大学・吉備国際大学・ 倉敷芸術科学大学・久留米大学・熊本 大学・神戸大学・国際教養大学・静岡 大学・千葉科学大学・同志社大学・常 磐大学・鳥取大学・奈良先端科学技術 大学院大学・長崎大学・長崎県立大学・ 新潟大学・広島大学・福岡工業大学・ 松山大学・宮崎公立大学・山形大学・ 山口大学・山梨大学	企業 35 社 41 名、 大学 31 校 31 名
10 月 22 日 (金) 18:00～ 20:00	イブニングセ ミナー2010「医 学と美学の時 間学：ストレス と癒し」	CIC 東京国際 会議室	山口大学	山口大学	57 名 (学 外 44 名、 学内 13 名)
2 月 10 日 (金) 18:00～ 20:00	イブニングセ ミナー2010「老 化と寿命の遺 伝子スイッチ」	CIC 東京国際 会議室	山口大学	山口大学	59 名 (学 外 52 名、 学内 7 名)

IV. イノベーション支援部門の活動報告

1. イノベーション人材育成支援室の活動について

1-1 概要

イノベーション人材育成支援室は、文部科学省の委託事業（平成 18～20 年度）である「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」を継承、充実する視点から、また学部等の部局が主体的に取り組んでいる多様化が進む社会に対応できる学生を育てるための活動を支援するために、大学教育機構との連携のもと平成 21 年 4 月に産学公連携・イノベーション推進機構内に設置された。現在では、産学公連携・イノベーション推進機構独自の人材育成プログラムや経済産業省の補助事業、低学年次学生向け講義の実施等を含め、学部生から博士人材まで多様なキャリアパス形成を支援すると共に、大学院等の部局の人材育成活動を産学連携の観点から側面支援している。

	実施概況	成果・目標・出口 etc.
ポストク		
1. 中小企業等の次世代人材（経産省補助事業）	育成対象者は5名（学術研究員） 支援専門職を配置し全体を統括 OJTと実践教育、6月より実施	共同研究の円滑・迅速な推進 地域企業等への雇用・就業支援
2. 若手イノベーション人材育成プログラム	研究開発人材1名（継続1）OJT 研究支援人材2名（継続1新規1）OJT ※原則最長3年間雇用	実践型研究リーダーの輩出 イノベーション支援専門人材の輩出 Dr人材のキャリアパス多様化促進
3. イノベーションシーズ発掘プログラム	新規課題5件採択、10月より実施 継続課題5件実施 ※新規200万、継続100万	イノベーション創出に繋がる実践的研究への発展 知的財産権の取得と活用
博士課程		
4. 博士後期課程キャリア形成支援	キャリアプランナー2名（吉田地区担当と常盤地区担当）を配置し実施 ※理・工・農学系学生が主な対象	博士課程学生のキャリアパス形成 修士から博士への進学促進
5. 総合理工学特別講義	開講済（15回、2単位）、カリキュラム案を含めた総合プロデュース	Dr人材のキャリアパス多様化促進 専門性以外の素養の涵養
修士課程		
	支援項目検討（H23年度以降の実施に向け）	
学部課程		
6. アクティブラーニング	開講中（15回、2単位）、カリキュラム案を含めた総合プロデュース	能動的学習法の習得 社会人基礎力の向上

図IV-1 平成 22 年度イノベーション人材育成支援室の事業概要
～学部生から博士人材まで、多様なキャリアパス形成を支援～

平成 22 年度のイノベーション人材育成支援室の構成メンバーは以下のとおりである。

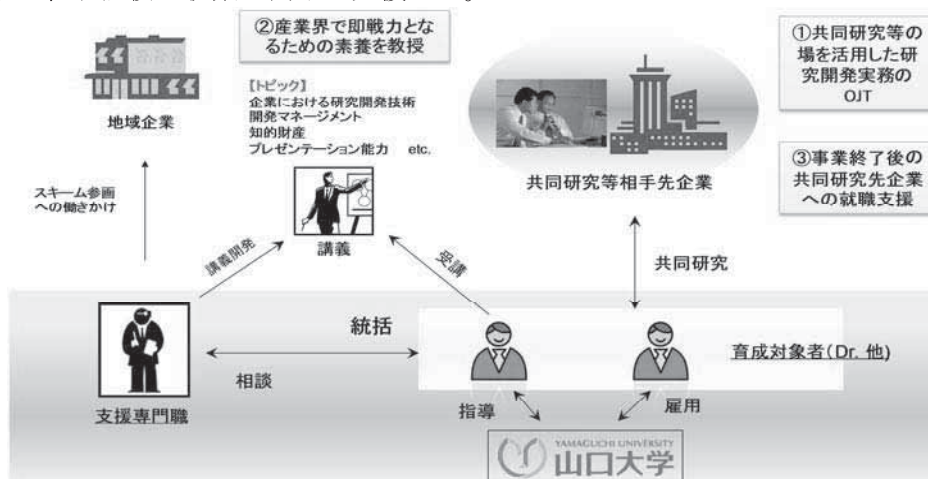
- ・ 室長（産学公連携・イノベーション推進機構専任教員） 1 名（李）
- ・ キャリアプランナー（博士後期課程キャリア形成支援事業担当） 2 名（浜田、大高）
- ・ 支援専門職員（経産省補助事業担当） 1 名（浜本）
- ・ 事務補佐員（学術研究部産学連携課産学連携係） 1 名（大川）
- ・ 学術研究員（若手イノベーション人材育成プログラム育成対象者） 2 名（中村、田口）
- ・ 学術研究員（経産省補助事業育成対象者） 5 名（略）

1-2 活動実績

(1) 経済産業省 補助事業「平成 22 年度中小企業等の次世代の先端技術人材の育成・雇用支援事業」(実施期間：平成 22 年 6 月 15 日ー平成 23 年 3 月 31 日)

① 事業の目的

先端技術を開発して地域の自立的発展を支える次世代産業を創出し、地域経済の活性化を促進するためには、その担い手となる高度研究人材の育成に向けた取り組みが強く求められている。そこで、イノベーション人材育成支援室が本事業を活用して、景気低迷、就業環境の悪化等で就業機会に恵まれなかった大学院修士・博士課程修了者等の高度の専門教育を受けた人材を、企業や公的研究機関との共同研究に従事させ、さらに実践的な教育・研修を行なって、企業や公的研究機関で研究開発者として即戦力として活躍できる人材を育成し、研修後の就業に向けて支援した。



図IV-2 平成 22 年度中小企業等の次世代の先端技術人材の育成・雇用支援事業実施概要

② 共同研究プロジェクトと育成対象者

地域企業から次世代産業創出を目指した環境・新エネルギー・新材料分野の共同研究課題の提示を受け、山口大学が中核となって、山口大学ー地域企業の連携または山口大学ー地域企業ー山口県産業技術センターが連携した5つの共同研究プロジェクトを立ち上げ、本研究プロジェクトに従事させる育成対象者を山口大学の学術研究員として5名採用した。育成対象者のうち3名（A氏、B氏、C氏）は平成20年3月または平成22年3月に本学大学院理工学研究科博士前期課程の修了者（修士）、1名（D氏）は平成20年3月に鳥取大学大学院連合農学研究科博士後期課程の修了者（博士）、1名（E氏）は昭和63年3月に佐賀大学大学院工学系研究科を修了（修士）し、その後、中学校・高校の臨時教員等を勤めていた者である。

③ 人材育成の取り組み

(i) 共同研究による OJT 教育：育成対象者を共同研究に従事させ、企業および公的研究機関の研究者と協働作業しながら研究を推進し、本学の教員（研究テーマ責任者）が研究面の指導を行なった。育成対象者には研究の推進とともに、企業関係者らと交えた定期的な研究

報告会に参画させ、さらに企業現場の見学や一部の育成対象者には職場も体験させた。これらの共同研究を通じての専門知識の強化と企業文化にじかに触れることによりキャリアチェンジに向けての意識改革を図った。

(ii) 実践教育研修による育成：人材育成支援室が独自の実践教育研修カリキュラムを作成して、講義および指導を行った。まず、実社会で即必要となり役に立つ(1)レポートの書き方と(2)プレゼンテーション技術、さらに企業等の研究開発現場で活躍することを想定して、(3)知的財産の知識と演習、(4)研究開発マネジメント、(5)企業における研究から事業化までの事例、(6)わが国の産業技術に関する研究開発活動の動向、(7)中国地域の産業政策と企業支援、等に関する講義、また外部専門家のキャリア研修センターによる(8)キャリア形成に資する知識・技術の講義と(9)就職に向けての個別カウンセリングを実施した。さらに、育成対象者に課した(10)ドラッカーのマネジメント入門に関する読書研究、(11)共同研究に関連する特許調査、(12)研究の内容・成果、(13)研究業務に関連した学会・セミナー等への参加とその内容等についてレポートを提出させ、プレゼン能力やコミュニケーション能力を向上させるため、これらについて各プレゼンさせ、育成対象者でディスカッションした。就職活動に備えた(14)模擬面接や(15)履歴書・職務経歴書の作成指導も実施した。

④ 人材育成の成果

育成対象者は、共同研究に従事することで専門知識・技術の拡大・深耕とともに、研究開発のあり方を身をもって経験することにより、企業の視点から研究開発活動に必要とされるスピード、目標管理、成果達成、責任感などを強く認識でき、これらの要求される能力を獲得できた。さらに、関連する幅広い学問分野や技術分野の知識を融合し、複合的視点を持って研究開発する能力も磨かれた。また、実践教育研修によって企業で即活躍できる知的財産やレポート作成、プレゼンテーション技術などの実務的スキルが大幅に向上し、さらにコミュニケーション力や課題発掘能力、課題解決能力などの次世代産業創出人材として備えておくべき基盤的能力と意欲が育成できた。特に、本事業の開始時に比べて、何事にも自信をもって自ら積極的に行動するようになったのは大きな収穫である。

⑤ 育成対象者の就業状況

A氏、B氏、C氏は共同研究先の地域企業に能力・人物が高く評価され、雇用された。D氏も能力・人物が高く評価されて共同研究先の山口県産業技術センターに嘱託研究員として就業することになった。E氏は年齢的なことや企業勤務のキャリアがないということで本人が希望している企業への就職先が見つからないものの、積極的に就職活動を行っている。

⑥ その他

本事業で作成した実践教育研修カリキュラムや人材育成のノウハウは、他の場面でも活用できるものと思われ、本事業での取り組み事例について、産学連携学会関西・中四国支部第2回研究・事例発表会（12月3日 in 高松）において発表を行った。

発表題目：共同研究を通じた人材育成と就業支援プログラム（李鎔璟、浜本俊一）

(2) 若手イノベーション人材育成プログラム

① 概要

イノベーション人材育成支援室では、旧山口大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの博士研究員雇用制度を承継・発展させ、博士研究員がパーマネントの職を得るためのステップとして研究や産学公連携支援などの OJT を通じた職能開発を行う事業として、「若手イノベーション人材育成プログラム」を実施している。研究開発職への就職を目指すポスト(イノベーション創出人材)と研究支援人材としてのキャリア形成を目指すポスト(イノベーション創出支援人材)があり、OJT による能力向上と産学官連携の推進を通じたキャリア形成を図っている。原則、3 年間（年度途中の雇用の場合は年度単位）での実施である。また、育成対象者の OJT 実施状況の把握とフォローアップ及び情報共有の場として、イノベーション支援部門や産学連携課等の各関係者との情報交換会を定期的に行った。

表Ⅳ－1 平成 22 年度若手イノベーション人材育成プログラム定期情報交換会

回数	開催日	備考
第 1 回	平成 22 年 8 月 1 日(月)	※出席者メンバー
第 2 回	平成 22 年 9 月 6 日(月)	イノベーション支援部門長 堤
第 3 回	平成 22 年 10 月 4 日(月)	イノベーション人材育成支援室長 李
第 4 回	平成 22 年 11 月 8 日(月)	育成対象者 中村、田口
第 5 回	平成 22 年 12 月 6 日(月)	産学連携課 係長、主任(適宜参加)
第 6 回	平成 23 年 2 月 7 日(月)	
第 7 回	平成 23 年 3 月 7 日(月)	

② 平成 22 年度の実施状況と成果

(i) イノベーション創出人材 中村 美紀子（平成 21 年 4 月 1 日採用）

独自の研究課題設定と研究推進、さらにそのための研究費獲得に向けた取り組みを行いながら、教員の庇護を離れた自立化を図っている(協力教員：理工学研究科赤田教授)。

研究課題：①遺伝子導入エンハンサーの開発

②プラスミドフリーによる遺伝子発現法の確立

③ウィルスタンパクを酵母で作らせる方法の確立

・学会発表	2 件(国内 2 件、外国 0 件)
・特許出願	3 件(国内 2 件、外国 1 件)
・研究資金申請	9 件
・研究資金獲得実績	2 件(総額 200 万円)
・共同研究実績	1 件
・展示会・説明会(シーズ発表)	4 件
・企業等との技術移転交渉	3 件
・その他－シーズ育成プログラムの事務局	※ (3) 参照

自己の専門分野領域におけるシーズニーズマッチング、共同・受託研究支援、知財化支援、各種契約支援、新規プロジェクトの企画・実施などを通じて、コーディネーター力の向上及びコーディネーターとしてのキャリアパスを図っている。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・共同研究支援 | 12 件 |
| ・共同研究費獲得支援総額 | 20,522 千円 |
| ・受託研究支援 | 2 件 |
| ・受託研究費獲得支援総額 | 10,758 千円 |
| ・公募事業申請支援 | 4 件 |
| ・特許化支援 | 5 件 |
| ・展示会・説明会でのマッチング支援 | |
| ・地域ブランド化支援 | |

※以下、新聞報道例

平成 23 年 1 月 19 日(水) 毎日新聞



(3) イノベーションシーズ育成プログラム

① 概要

本プログラムは、旧山口大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの研究助成制度「VBL 実用化研究（シーズ育成）助成プログラム」を承継・発展させ、実施している。学内教職員の研究シーズを育成・強化するため、イノベーション創出につながる萌芽的成果が得られることが期待される研究課題に対して助成するものである。採択課題ごとに担当コーディネーター(以下、「担当 CD」)を配置し、研究の進捗状況をきめ細かに把握、特許化支援、展示会や説明会を通じたシーズニーズマッチング支援、共同・受託研究・競争的外部資金獲得をサポートすることで、研究者と機構が一丸となって研究シーズの強化を図ることが特徴となっている。原則 2 年間の助成、助成額は 1 年目 200 万、2 年目 100 万を上限としている。今年度は、平成 21 年度採択課題(2 年目)について引き続き支援すると共に、新たに 5 件の研究課題を採択し、助成を行った。また、次年度の実施に向けた検討会を含め、実施にあたって打合せ、情報交換会を随時行った。

表Ⅳ-2 平成 22 年度イノベーションシーズ育成プログラム実施打合せ&情報交換会

回数	開催日	備考
第 1 回	平成 22 年 9 月 1 日(水)	※出席者 (適宜参加)
第 2 回	平成 22 年 12 月 6 日(月)	事務局 中村、イノベーション支援部門長 堤
第 3 回	平成 22 年 12 月 28 日(火)	イノベーション人材育成支援室長 李
第 4 回	平成 23 年 1 月 26 日(水)	産学連携課 係長、主任

※本プログラムの事務局機能は、若手イノベーション人材育成プログラムと連動し、イノベーション人材育成支援室長の指示のもと若手イノベーション人材育成プログラムの中村が担当

② 実施内容

表Ⅳ-3 平成 22 年度イノベーションシーズ育成プログラム実施内容

日時	実施内容	備考
平成 22 年 4-7 月	平成 21 年度採択課題中間報告会(5 件)	
平成 22 年 6 月	平成 22 年度の新規課題公募開始	
平成 22 年 7-8 月	公募〆切、先行文献調査(特許情報) 外部評価委員による審査開始	申請 10 件、特許調査は山口 TLO にて実施
平成 22 年 9 月	平成 22 年度採択課題の決定(5 件) 担当 CD 配置 採択研究者とのキックオフミーティング	事務局から支援内容説明、 研究者から研究計画についての説明、等
平成 22 年 10 月	助成開始	機構 HP 採択課題公開
平成 23 年 1 月	平成 22 年度採択課題のフォローアップ 担当 CD による研究室訪問&ヒアリング	担当 CD はヒアリングシートにより報告
平成 23 年 3 月	平成 21 年度採択課題の最終成果報告会(4 件)	平成 23 年 6 月に延期 1 件

③ 支援実績

表Ⅳ－４ 平成 22 年度イノベーションシーズ育成プログラム採択課題

No.	タイトル	代表者	所属	担当 CD
1	マンガン酸化物のナノ構造制御から次世代キャパシタデバイスの応用展開	中山 雅晴	大学院理工学研究科	森
2	長日性農作物の光害を阻止する屋外照明技術の開発	山本 晴彦	農学部生物資源環境科学科	松崎
3	蛋白チップによるピロリ菌特異抗体プロファイリングと疾患予測検査方法の開発	赤田 純子	大学院医学系研究科	殿岡
4	クラウンエーテルの運動性を利用した新規リチウムイオン二次電池用ポリマーゲル電解質の開発とイオン伝導性の向上に関する研究	山吹 一大	大学院理工学研究科	櫻井
5	コピー数多型 (CNV) キットを用いた精巣癌患者に対する個別化医療	坂野 滋	大学院医学系研究科	殿岡

表Ⅳ－５ 平成 21 年度イノベーションシーズ育成プログラム採択課題

No.	タイトル	代表者	所属	担当 CD
1	極細中空金属繊維からなる不織布電極の作製とその高容量キャパシタへの展開	堤 宏守	大学院医学系研究科	櫻井
2	血管病の原因分子の合成機構の解明	小林 誠	大学院医学系研究科	殿岡
3	脳血管疾患を予防する革新的カテキンの商品化に向けての応用研究	加治屋勝子	大学院医学系研究科	殿岡
4	骨導マイクによる各種電子機器の多様な操作に関する研究	内野 英治	大学院理工学研究科	杉浦
5	電子制御冷却システムによる難治性てんかん治療法の開発	藤井 正実	大学院医学系研究科	殿岡

④ プログラム実施の成果

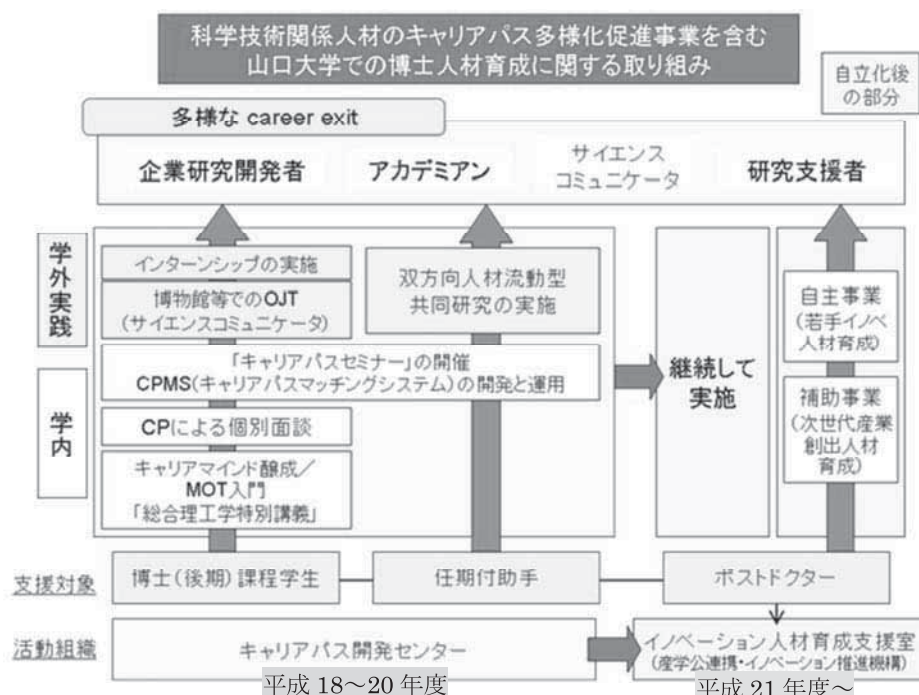
平成 21 年度採択課題(5 件)の研究成果のまとめ

・査読付論文	22 件
・国際会議発表	14 件
・国内学会発表	42 件
・受賞	3 件
・招待講演	5 件
・特許出願	5 件
・外部資金獲得実績	10 件(代表のみ、分担(4 件)を除く)
・今後の外部資金への応募予定	14 件

(4) 博士後期課程学生等のキャリア形成支援事業

① 概要

本事業は、文部科学省「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」（平成 18 年度採択、平成 21 年 3 月終了）を承継し、実施している。昨年度に引き続き、キャリアプランナー(以下「CP」という)2名(常盤地区担当1名、吉田地区担当1名、週2 or 3日)を配置し、博士後期課程学生に対するキャリア形成支援を主眼に活動を行った。博士後期課程学生との個別面談、関係する教職員等との面談、キャリアマインド醸成を目的とした講義や、修士課程学生に対する進学説明会等の実施、支援等を行った。



② 各地区担当 CP の活動報告(H22 年度)

(i) 吉田地区担当 大高 聡 CP

吉田キャンパスに在籍する理学部系および農学部系の博士後期課程の学生を支援した。

1. 吉田地区後期課程学生およびポスドクとの個別面談

学生の研究の現状および進路について考え方の把握ならびに支援策の検討のため、個別面談を実施した。

- ・対象学生：両学部の学部長・副学部長および両学部の学務係と協議した。理学部系は理工学研究科学生・医学系研究科学生 16 名、農学部系は農学系研究科（鳥取大学連合大学院の所属）9 名および農学部在籍するポスドク 8 名を対象とした。
- ・個別面談結果：両学部に通ずるが、研究について熱く語り、研究意欲の高い学生は多く認められた。一方、将来の進路についてはアカデミック・ポジションへの指向が強く、3 年生で就職活動の経験がない学生も多数認められた。この結果も参考に 1、2 年生の学生に対しては、確かに博士論文の完成が優先されるが、現下の状況を考えるとキャリアパス、すなわち早目に就職活動も行うべきとコメントした。

2. 他大学のイノベーション人材育成事業への参加支援

東京農工大が全国の農業系後期課程学生等と呼び掛けて実施している「アグロイノベーション高度人材養成事業」の下記イベントへの農学部系後期課程学生の参加を支援した。

- ・研究ワークショップ（農工大 6 月：3 名）
- ・博士学生・ポスドク支援セミナー（農工大 7 月、山大中継）
- ・「アグリビジネス創出フェア」におけるマッチングフェロー研修（幕張 11 月：1 名 右図）
- ・イノベーション実務研修プログラム（米国カルフォルニア州 S R I 12 月：1 名）



3. 平成 23 年度の活動計画（案）

- (1) 個別面談の実施。キャリアパス（とくに産業界への視点重視）の啓発・啓蒙
- (2) セミナーの開催（博士課程出身者との意見交換会等）
- (3) 農工大の「アグロイノベーション高度人材養成事業」への参加支援
- (4) 産業界の情報収集および博士課程修了者の売込み
- (5) 修士学生向けの進学説明会の開催

（付記）平成 22 年度の活動実績

- ・学生等との個別面談・情報収集

農学系後期課程学生・ポスドクとの個別面談 24 件 ※同一対象者の複数回を含む

理学系後期課程学生との個別面談 15 件

- ・指導教員との意見交換・情報収集 25 件

- ・部局窓口教員・学務係との面談・情報収集 16 件 以上

(ii) 常盤地区担当 浜田 純夫 CP

常盤キャンパスに在籍する工学部系の博士後期課程の学生を支援した。

1. 常盤地区後期課程学生およびポスドクとの個別面談

4月から博士後期課程の新3年生の学生を中心に進路についての考え方の把握や支援策の検討のため、個別面談を実施した。博士後期課程の学生(以下、「Dr 学生」という)が在籍する研究室を訪問し、指導教官から学生の様子を伺うなどした。各教官個人でも Dr 学生の進路については、努力、検討されていることが伺えた。Dr 学生からの相談については、いずれも十分な話をする機会を設け(メンターの役割)、Dr 学生が自ら自己のキャリア形成に関して熟考するきっかけ、場の提供に努めた。他、ポスドクからの就職活動についての相談もあり、希望先機関を訪問するなどフォローアップを行った。

2. 企業訪問

本年度は、電気、機械、建設など各業種の大手企業 5 社及び地元の化学メーカ 1 社を訪問し、Dr 学生の採用状況、採用方針の把握等を行った。大手企業の場合は、Dr と修士の境目はなく同枠で採用しているとのことで、Dr の方が修士に比べると経験と専門知識がある分面接等の際には有利に働くことが多いとのことだった。グローバルに展開している企業では英語力を採用基準の一つとして重視していた。一方で、留学生の Dr には日本語が十分にできることを求めている企業もいた。

3. 博士後期課程進学説明会等

理工学研究科等が主催する博士前期課程(修士)学生向けの博士後期課程への進学説明会等において、CP が博士人材等について説明をするなどの開催支援を行った(下表)。

日時	支援説明会等	CP 説明内容
平成 22 年 4 月 8 日(木)	博士後期課程オリエンテーション	イノベーション人材育成
平成 22 年 6 月 16 日(水)	博士後期課程進学説明会	博士になるには、博士になれば
平成 22 年 10 月 20 日(水)	ドクターコース進学セミナー	博士学位取得者の就職支援制度

4. 博士後期課程講義 ※後述の(5)総合理工学特別講義を参照

理工学研究科における博士人材のキャリアマインドの醸成を目的とする講義の企画、実施支援を行った(カリキュラム案の作成、講師依頼、講義実施等、計 15 回、2 単位)。

5. 博士人材関連セミナー等への参加、その他

①「世界を駆ける!グローバルリーダーとしての博士人材」(12 月 1 日 in 早稲田大学)、②「博士人材の未来とその期待」(12 月 2 日 in 名古屋)、③「若手研究人材養成シンポジウム」(3 月 9 日)への参加、学内の Dr 学生への進学動機等に関するアンケート調査を行った。

(付記) 平成 22 年度の活動実績

・学生等との個別面談・相談対応	27 件	※同一対象者の複数回を含む
・指導教員との意見交換・情報収集	6 件	
・企業訪問による情報収集・意見交換	6 件	
・Dr 進学説明会	3 件	以上

(5) 博士後期課程講義：総合理工学特別講義－博士人材のキャリアマインド醸成講義－

① 概要

本講義は理工学研究科の博士後期課程の学生を対象に、学生自身の進路の明確化、キャリアマインドの醸成、および問題解決能力を向上させることを目的としている。イノベーション人材育成支援室が中心となってカリキュラム案の作成から実施までの総合プロデュースを行い、技術経営研究科の協力を得て、理工学研究科が開講した。また開講にあたってのカリキュラム案作成や実施、次年度改訂に向けた打合せ・検討会を理工学研究科と随時行った。

表Ⅳ－7 総合理工学特別講義カリキュラム案等に関する検討会

回数	開催日	備考
第1回	平成22年 7月 6日(火)	※出席者（適宜参加） ・理工学研究科 藤井、山田、徳永(大学院係) ・産学公連携・イノベーション推進機構 堤、李、浜田、大川
第2回	平成22年 7月 22日(木)	
第3回	平成22年 9月 7日(火)	
第4回	平成22年 10月 12日(火)	
第5回	平成22年 12月 7日(火)	
第6回	平成23年 2月 3日(木)	
第7回	平成23年 3月 31日(木)	

② 実施状況(履修生9名)

表Ⅳ－8 平成22年度総合理工学特別講義開講内容

No	日	講 師	内 容
1	7/16（金）	藤井准教授	博士号取得者のキャリア構築と期待される役割
2		河野名誉教授	人材育成について
3	8/20（金）	浅田特命教授	研究開発マネジメント
4		増本教授	無限を数える
5		三浦教授	学位とキャリアパス
6	8/21（土）	上西教授	創造的問題解決特論 1
7			創造的問題解決特論 2
8	8/22（日）		情報化製造技術特論 1
9			情報化製造技術特論 2
10	9/3（金）	永井泉治氏	企業における博士の役割
11		藤本昌平氏	研究成果の保護と特許について
12	9/17（金）	安藤竜馬氏	ベンチャー起業というキャリアパス
13		松村直樹氏	ドクターについて
14	9/29（金）	浜田アドバイザー	学生の発表 1
15			学生の発表 2

※講義進行は、博士後期課程学生等向けキャリア形成支援事業と連動し、浜田キャリアプランナーを中心に実施

(6) 共通教育講義「アクティブラーニング」－低学年次学生に対する基礎力育成講義－

① 概要

本講義は、明確な意思に基づいて自分を成長させるために必要な行動を取ることができる「人間力」、「基礎力」を有する人材を育成することを目的としている。イノベーション人材育成支援室の活動の一環として、(株)アクティブラーニングの羽根拓也氏(山口大学客員教授)のご協力を得て、また学生支援センターの平尾教授と連携しながら、低学年次学生向けの共通教育講義として開講した。開講にあたっては、実施内容等についての打合せ、検討会を随時行った。

表Ⅳ－9 共通教育講義「アクティブラーニング」の開講内容等に関する検討会

回数	開催日	備考
第1回	平成22年 6月15日(火)	検討メンバー
第2回	平成22年 6月29日(木)	羽根(客員教授)、藤井(理工学研究科)、平尾(学生支援センター)、李(産学公連携・イノベーション推進機構)
第3回	平成22年 7月 9日(火)	
第4回	平成22年 9月10日(火)	

② 実施状況(履修生24名)

表Ⅳ－10 平成22年度共通教育講義「アクティブラーニング」開講内容

No	日	内容
1	10/1 (金)	<u>「受動学習」と「能動学習」</u>
2	10/8 (金)	<u>「社会人基礎力」とは</u>
3	10/9 (土)	<u>考え抜く力①</u>
4		<u>考え抜く力②</u>
5	10/15 (金)	<u>前に踏み出す力①</u>
6	10/22 (金)	<u>前に踏み出す力②</u>
7	10/29 (金)	<u>チームワーク</u>
8	11/5 (金)	<u>プロジェクトオリエンテーション</u>
9	11/6 (土)	<u>体感ワーク①：目標の細分化</u>
10		<u>体感ワーク②：組織連鎖</u>
11	11/19 (金)	<u>中間発表</u>
12	11/26 (金)	<u>体感ワーク③：能動的受容力</u>
13	12/3 (金)	<u>プレゼン演習</u>
14	12/4 (土)	<u>最終発表会</u>
15		<u>最終講評</u>

※講義進行は、羽根客員教授を中心に指導チームにて実施

※指導チーム：(株)アクティブラーニング 羽根、飯塚、得能、担当教員 李、林、平尾、藤井

2. 大学発ベンチャー支援活動

2-1 概要

本学発ベンチャー企業の支援活動を行った。インキュベーションスペース入居各社に対し、各企業の状況に関してヒアリングを行い、各企業に対して必要な支援内容を検討した上で支援を実施した。支援内容は以下のとおりである。ベンチャー起業セミナー―「負」の道を選ばないために―を開催し、産業界の方、事業化に関心がある学内外の方、事業化支援を行っているアドバイザー・コーディネーターの方が研鑽を積む機会を提供した。

2-2 実施項目

- 個別企業に対するインキュベーション用途オフィスの貸与（5社）
- 経営支援専門家派遣（2社）
- 大学発ベンチャー起業セミナーの実施（平成23年3月15日）



エコマス株式会社

山口大学特許検索システム(YUPASS)



株式会社 EME パブリッシング

知的財産教本



株式会社 Transition State Technology

展示会参加の様子



株式会社山口光半導体研究所

エッチング装置

3. 先端技術開発に関する各種セミナー等の開催

3-1 概要

イノベーション支援部門では、各分野の最先端で活躍されている方々を招いて各種セミナー等を開催している。産業界あるいは学術的観点から注目される技術の開発状況や今後の動向予測などの情報を得るにとどまらず、学内及び企業の研究者間で議論を深めることで技術開発のステップアップにつなげながら、イノベーションを創出することを目的としている。

平成 22 年度は産学公連携・イノベーション推進機構客員教授による講演会を 16 件開催し、企業で行われている技術開発を中心に、さまざまな技術分野の情報提供の機会を設けた。これらの中には、社会情勢に合わせたテーマや山口県地域として産学公連携での推進が期待されている分野なども含まれている。また、教員からの個別の相談についても客員教授のみならず貴重な意見を頂き応用展開に向けた研究に活用されている。

山口大学教育研究後援財団の支援を受けて実施している産学連携促進事業においては、バイオ、真空技術の分野の講演会を開催した。これらの講演会を通じて参加企業や機関と山口大学間で共同研究の実施やコンソーシアムの形成につなげ地域産業の発展を目指している。

3-2 平成 22 年度実施項目リスト

表Ⅳ-11 山口大学産学公連携・イノベーション推進機構客員教授特別講演会

日時	タイトル	会場	講師	講師所属・役職	参加者数
7月1日 13:00～ 14:50	特別講演会「土砂災害による人的被害防止のための警戒避難対策」	山口大学常盤キャンパス B 講義棟 B11 講義室	倉本 和正氏	中電技術コンサルタント株式会社 河川・環境本部 河川部 防災グループ グループリーダー	90
7月1日 15:00～ 16:00	特別講演会「土砂移動現象の実際－掃流・浮流について考える－」	山口大学常盤キャンパス B 講義棟 B11 講義室	海原 莊一氏	株式会社エイト日本技術開発 中国支社 河川・港湾部 プロジェクトマネージャー	92
7月6日 18:00～	特別講演会「グループⅡ代謝型グルタミン酸受容体をターゲットとした新規抗精神病薬の創薬」	山口大学医学部 総合研究棟 1F S1 講義室	奥山 茂氏	大正製薬株式会社 上席理事 医薬研究本部・本部長	10
8月26日 14:00～ 16:00	特別講演会「道路トンネルの維持管理現状と技術課題」	山口大学常盤キャンパス E 講義棟 E11 講義室	真下 英人氏	独立行政法人土木研究所 道路技術研究グループ長	82
9月7日 13:00～ 14:00	学内向け特別講演「微生物農薬の開発」	山口大学農学部会議室 (2 階)	高原 吉幸氏	セントラル硝子株式会社 取締役常務執行役員	40

10月7日 13:00～ 14:50	先端技術セミナー「災害から身を守るために～早期避難の実現を目指して～」	山口大学常盤キャンパス E 講義棟 E11 講義室	倉本 和正氏	中電技術コンサルタント株式会社 河川・環境本部 河川部 防災グループ グループリーダー	40
10月7日 15:00～ 16:50	先端技術セミナー「土砂災害防止のための対策施設計画及び施設設計」	山口大学常盤キャンパス E 講義棟 E11 講義室	海原 荘一氏	株式会社エイト日本技術開発 中国支社 河川・港湾部 プロジェクトマネージャー	52
11月5日 18:00～	特別講演会「新薬（先発医薬品）vs.ジェネリック医薬品（後発医薬品）のメリット/デメリット」	山口大学常盤キャンパス 先端研究棟 3階 セミナー室	奥山 茂氏	大正製薬株式会社 上席理事 医薬研究本部・本部長	19
11月10日 14:30～ 16:00	先端技術セミナー「地球温暖化と土砂災害・・・降雨量観測の視点から」	山口大学常盤キャンパス D 講義棟 D11 講義室	松田 益義氏	MTS 雪氷研究所 代表取締役	44
11月10日 16:10～ 17:40	先端技術セミナー「カーボンマネジメント（排出権取引他）と現場における CO2 算定の実態」	山口大学常盤キャンパス D 講義棟 D11 講義室	松田 布佐子氏	株式会社環境経済研究所 代表取締役	21
11月12日 12:50～ 14:20	特別講演会「実社会の要請に対する技術コンサルタントの役割とその実際」	山口大学常盤キャンパス E 講義棟 E41 講義室	松田 益義氏	MTS 雪氷研究所 代表取締役	31
11月12日 14:30～ 16:00	特別講演会「低炭素化社会と事業者における環境経営」	山口大学常盤キャンパス E 講義棟 E41 講義室	松田 布佐子氏	株式会社環境経済研究所 代表取締役	34
11月19日 10:20～ 11:50	特別講演会「ユリの生理生態と山口県における育種の成果」	山口大学吉田キャンパス 農学部 3 番講義室	松本 理氏	山口大学産学公連携・イノベーション推進機構客員教授	72
12月1日 14:30～ 16:00	学生対象（B3～M2）講演会「地下空間の利用と建設に関する最近の技術」	山口大学常盤キャンパス D 講義棟 D31 講義室	真下 英人氏	独立行政法人土木研究所 道路技術研究グループ長	30
12月7日 13:30～ 15:30	特別講演会「微生物農薬の現状と開発事例」	山口大学常盤キャンパス 先端研究棟 3階 セミナー室	高原 吉幸氏	セントラル硝子株式会社 取締役常務執行役員	14
3月26日 13:30～ 16:00	特別セミナー「限界を突破する～他社を活用する『知的交配』の技術～」	山口大学吉田キャンパス 大学会館 2階会議室	羽根 拓也氏	株式会社アクティブラーニング 代表取締役	46



海原客員教授講演会



奥山客員教授講演会



松田布佐子客員教授講演会



羽根拓也客員教授講演会

表Ⅳ－１２ 産学公連携・イノベーション推進機構が開催した講演会・セミナー等

日時	タイトル	会場	講師	講師所属・役職	参加者数
8月27日 13:00～ 17:30	文部科学省 先端研究施設共用イノベーション創出事業 「シリコンナノ加工と高品質真空利用技術に関する支援」 広島大学・山口大学 合同シンポジウム	広島大学 霞キャンパス 広仁会館	江刺 正喜氏、David A.Horsley氏、樽松 保美氏	江刺 正喜氏（東北大学大学院工学研究科ナノメカニクス専攻 教授）、David A.Horsley氏（Professor,Berkeley Sensor&Actuator Center University of California,Davis）、樽松 保美氏（キャノンアネルバ（株） 事業統括部門事業戦略室 エキスパート）	50
9月17日 14:30～ 19:00	中国地域国立大学法人5大学 イチ押しビジネス交流会 -鳥取・島根・岡山・広島・山口の特色ある研究シーズ紹介-	キャンパス・イノベーションセンター東京 1階 国際会議室	中村 美紀子氏 他	山口大学産学公連携・イノベーション推進機構 学術研究員 他	約 60
10月6日 13:00～ 17:00	第1回 企業の新開発と新展開を支援する活動	山口グランドホテル（新山口駅前）	各コーディネーター	◆山口大学 ◆水産大学校	102
11月12日 13:00～ 17:00	第2回 企業の新開発と新展開を支援する活動	常盤工業会館 2階会議室	各コーディネーター	◆宇部工業高等専門学校 ◆徳山工業高等専門学校 ◆大島商船高等専門学校	39

12月17日 15:00～ 19:05	山口大学主催 特別シンポジウム『地域発イノベーション創出に向けて』～再生医療 先端ライフサイエンス分野の最近の動向～	山口大学小串キャンパス 霜仁会館3階 多目的室	西田 輝夫氏、柏木 公一氏、吉森 晃氏	西田 輝夫氏（副学長）、柏木 公一氏（宇部興産株式会社研究開発本部企画管理部 研究推進グループ グループリーダー）、吉森 晃氏（特許庁特許審査第三部生命工学 審査官）	約 80
3月4日 14:30～ 17:00	安全保障貿易管理セミナー	山口大学吉田キャンパス 共通教育本館棟（4階）41 番教室	伊藤 正実氏、佐藤 弘基氏	伊藤 正実氏（群馬大学共同研究イノベーションセンター 教授）、佐藤 弘基氏（九州大学知的財産本部（輸出管理統括部署） 国際法務室国際法務／安全保障輸出管理担当）	42
3月15日 14:00～ 17:30	大学発ベンチャー起業セミナー ―「負」の道を選ばないために―	山口大学常盤キャンパス 先端研究棟3階 セミナー室	尾崎 弘之氏、中崎 義晃氏、大塚 真太郎氏	尾崎 弘之氏（東京工科大学 教授）、中崎 義晃氏（株式会社ナノ・キューブ・ジャパン 代表取締役）、大塚 真太郎氏（大塚コンサルティングオフィス 代表）	20

表Ⅳ－１３ 産学連携促進事業講演会（山口大学教育研究後援財団の支援による実施）

日時	タイトル	会場	講師	講師所属・役職	参加者数
9月11日 15:00～ 16:30	特別講演「光学活性天然物の化学合成―フェロモンを中心として―」	山口大学 農学部 連合獣医棟4階 大講義室	森 謙治氏	東京大学名誉教授	約 50
1月28日 14:00～ 17:00	山口大学公開講座(特別講座)「実用講座 真空技術の基礎と応用」講演会	常盤工業会館	児玉 裕至氏、鈴木 秀俊氏	児玉 裕至氏（英弘精機株式会社 環境機器事業部 営業部 PV グループ）、鈴木 秀俊氏（宮崎大学 IR 推進機構 特任助教）	41



特別シンポジウム
『地域発イノベーション創出に向けて』



大学発ベンチャー起業セミナー



安全保障貿易管理セミナー
（講師：伊藤 正実氏）



安全保障貿易管理セミナー
（講師：佐藤 弘基氏）

4. 産学公連携・イノベーション推進機構 オープン機器

4-1 概要

民間企業等との共同研究を推進し、地域発イノベーションを創出することを目的に、当機構に常置されている研究機器を、平成 22 年 4 月からオープン機器として学外へも広く開放することとした。

4-2 オープン機器名等

表Ⅳ-14 オープン機器利用料金表

装置名	学内利用料		学外利用料		備考
	1 単位 あたり (円)	単位	1 単位 あたり (円)	単位	
X 線回折装置	500	時間	15,000	日	
NMR	100	試料	1,400	試料	プロトン
	200	試料	2,000	試料	カーボン
	400	時間(3 時間まで)	30,000	試料	固体
	100	時間(3 時間を超えた分)			
フローサイトメーター	500	時間	3,000	時間	
TEM	8,000	日	10,000	時間	
マスクアライナ	500	時間	2,000	時間	
電子線描画装置	1,000	時間	5,500	時間	
超高真空蒸着装置	8,000	2 週間	2,500	時間	

(平成 23 年 3 月 31 日現在)



NMR



フローサイトメーター



TEM

V. 知的財産部門の活動報告

1. 研究成果の権利化推進活動

1-1 概要

本学の中期目標の中で掲げられた、地域の知の拠点として学術成果情報の発信と支援を行うという理念の下に、大学の研究成果に基づく知的財産の活用を図り、国内外の産業界との間で知的創造サイクルの形成を進めるという山口大学の中期計画が示された。

これを実現させるため、産学公連携・イノベーション推進機構では、研究推進プラン 2008-2010 を策定し、知的財産に関する基盤強化を目標に、知的財産部門では以下の事業に取り組んだ。

この中で、知的財産部門の最大のミッションは、教員の研究成果の知的財産権化である。

この「研究成果の権利化推進活動」については、平成 22 年度は、知的財産の「権利化・管理・活用」を盤石でかつ効率的に取り組む体制を築くため、「財政面、人材面、機能面」の見直しを平成 21 年度に引き続き行い、それらを検証しつつ実行に取り組んだ。その研究成果の権利化の事務処理について以下に示す。

財産権を構築することから、その事務処理は、国（特許庁）、国際事務局（WIPO）や弁理士事務所等とのやりとりも介在し、それぞれが時間の制約もあり、かなり複雑となる。

教員からの打診、知的財産部門や産学公連携コーディネーターから教員へのアプローチ等で、研究成果情報が知的財産部門に入ってから全ての作業が開始される。その学内での処理の流れを図 V-1 で示す。

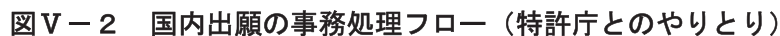
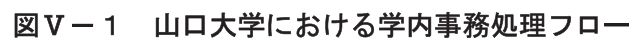
持ち込まれた研究成果を大学が承継して出願するか否かの判断や産業界で実施の可能性の見極めによる審査請求の判断が、事務処理フローの中で適宜、的確に遂行され、平成 22 年度は 114 件の教員からの打診があった中、厳選の結果、63 件の出願を完了した。

なお、図 V-2 は、国内出願の特許庁とのやりとり、図 V-3 は、外国出願の国際事務局（WIPO）とのやりとりを示したものである。

外国出願は JST の支援の下に行われており、平成 22 年度に本学の JST 支援の採択率は 60%（全国平均 50%）を達成した。

1-2 実施した項目（資料 p.78）

- （1）学内の研究成果を滞りなく確実に権利化した。
- （2）弁理士による発明相談会を適宜開催して、強い特許創出のための発明者個別指導を行うとともに、知的財産審査委員会で外部も含めた目利き専門委員による審議により、研究成果から生まれる知財を選定・評価した（平成 22 年度の国内出願は、63 件に厳選）。



2. 強い特許の創出活動

2-1 概要

強い特許の創出プロセスとして、教員から打診があった案件については、まず特許情報検索インストラクター等による先行文献調査や、特許として成立しそうな発明の抽出等を知的財産部門内で事前に行い、次の第1ステップで知的財産審査委員会による審査・吟味により案件の厳選を行い、更に次の第2ステップで知的財産部門、弁理士による発明者個別指導により、1件1件の骨太化を図った。

(1) 第1ステップ：知的財産の審査

出願の量から質への転換を図るため、平成20年10月に抜本的に改編した山口大学知的財産審査委員会により、教員から提出された創作届や打診のあったもの（114件）を厳選して、63件出願した。

【知的財産審査体制】

1) 審査委員会の構成：学内の役職者（機構長、副機構長、部門長等4名）6名、技術移転専門機関者1名、学外の有識者6名の計13名で審査委員会を構成。2) 委員会方式：委員は5時間程度／回の委員会（月1回）で、審議（20分／件）後、出願の可否を決定する。

得られた成果としては、審査委員会の改編により、①外部の有識者の審査委員が入ること、により公正な審査体制が構築できた、②各審査委員の知見に基づく確実な権利化等に向けたアドバイスにより、強い特許の創出が図れた、③「出願するに能わず」の場合は、特に審査委員による懇切丁寧なコメント等で、発明者には納得してもらい、トラブルが生じないように心がけた、④定期的に月1回、審査委員会を開催し、即決することで、審査の迅速化が図れた。

(2) 第2ステップ：強い特許創出のための発明者個別指導

大学の知財整備の取組みにおいて、既に出願経験のある教員の知財に対する意識は十分に高まってきたものの、まだ出願に慣れていない研究者においては、研究成果からどのようなものが出願できるか、その際どのような実験やデータが必要なのか、についての情報はあまり把握されていない。特に弁理士から強い特許権構築のためデータの補充や実施例の追加を要請されることが多く、論文作成とは異なった観点に初めての教員は戸惑うことも多く、その際にはそれらの理由や意義について個別に時間をかけて説明し、発明者に納得してもらうスキームを採っている。

2-2 実施した項目

(1) 知的財産の審査

平成20年に抜本的改編をした知的財産審査委員会にて、目利き専門委員により、研究成果から生まれる知財を評価・選定した。（平成22年度に出願の打診や創作届があったものは114件、出願が認められたものは63件であった。）

(2) 強い特許創出のための発明者個別指導

専門分野に通じた弁理士による発明者の個別指導を適宜行った。

山口大学知的財産審査委員会の運用

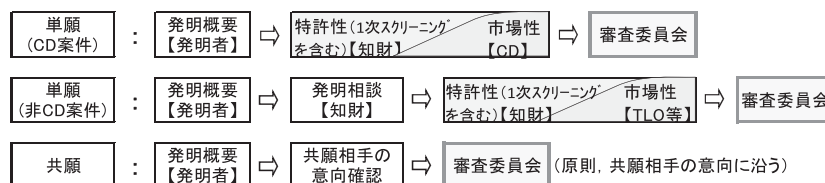
(平成 20 年 10 月に抜本的に改編、以後数度、実状に即して一部手直し)

1) 審査体制

1-1) 審査の種類 (特許等の出願、審査請求、維持・放棄等に関する全て) 【具体例】

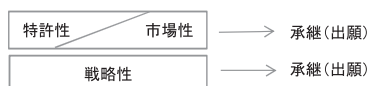
- ①国内出願案件について職務発明、承継に関する審査
- ②外国出願 { J S T への支援申請 } 案件の審査
- ③審査請求案件の審査
- ④ J S T への外国出願支援申請が採択・不採択時の処理
- ⑤権利維持・放棄の処理と審査

1-2) 審査フロー (国内出願について)



1-3) 審査のポイント

- ①特許性 → 主に知的財産部門が判断
- ②市場性 → 主に T L O、コーディネーター等が、技術移転の可能性を中心に判断
- ③戦略性 → 審査委員会が、大学の戦略、研究者の戦略に基づいて判断



1-4) 審査委員会の構成

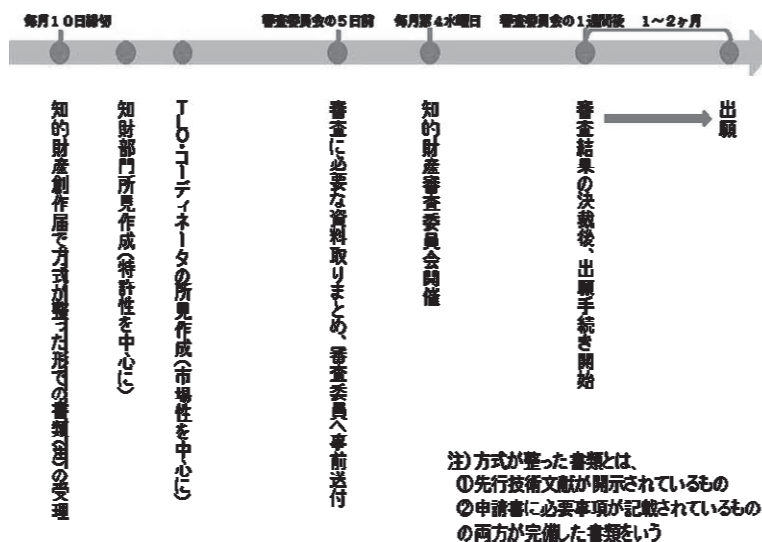
〔構成する審査委員〕 合計 13 名

- ①機構長、副機構長 2 名、②機構 3 部門の各部門長等 4 名
- ③技術移転専門機関者 1 名、④弁理士等の学外有識者 6 名

1-5) 審査委員会の進め方

- ①出願状況に応じて (月 1 回程度、5 時間/回程度)、集まり、審査 (20 分/件) 開催する。
- ②審査委員による委員会方式 (合議) とする。
- ③事務局を知的財産部門に置き、委員長 (副機構長が代行) が総理する。
- ④半数以上の出席者でもって成立とし、出席者の過半数をもって決定とする。
- ⑤発明者、コーディネーター等がオブザーバーとして適宜参加できる。
- ⑥委員会での決定は、申請者に報告する。個々の委員の意見は非公開とする。

2) 知的財産創作届書受理～出願の作業フロー



3. 知財啓発活動

3-1 概要

①「山口大学特許検索システム(YUPASS)」の運用・保守・管理体制を早急に確立し、利活用を図る、②YUPASS を活用して、学内シーズに関する「特許戦略」の構築、③教員、学生等に対して、YUPASS を用いての特許情報活用、普及啓蒙の継続的实施、④事務系職員に対する能力アップの取り組みの継続的实施、⑤教員、学生等に対して、研究ノートの普及啓蒙の継続的实施の目標を達成するため、以下の啓発活動を実施した。

(1) YUPASS の普及・啓発、及びそれを用いての更なる研究者出願支援事業の展開

研究者自身が研究戦略を立てたりテーマを選定するためや、強い特許の創出のため、学内で独自に構築した「山口大学特許検索システム (YUPASS)」と、普及のために作成した活用マニュアル (YUPASS ガイドブック) を使ったの特許情報検索講習会を開催し、学内の 3 キャンパスの教職員、学生と学内外のコーディネーターに YUPASS の普及・啓発を図った。また、地域連携の一環で、地域の国立大学等にも公開し、今年は和歌山大学、滋賀医科大学、産業技術総合研究所から参加があった。

知的創造サイクルの保護 (特許出願) を充実させるためには、先行文献調査、特許マップ作成、特許明細書作成、特許図面作成、電子出願等の作業が必要となるが、これらをできるだけ特許インストラクター等学内リソースを活用して対応することにより、弁理士費用の低減化 (世間相場の 3 / 5 を達成) を図ることができた。(図 V-5 参照)

また、学生を特許インストラクターに養成するための研修やその後の実務を通じて、学生自身に実践的知財教育を継続的に行なうことができ、知財人材の養成が図れた。

(2) 研究ノートの普及と廉価版の開発、電子版ラボノートの開発

リサーチラボノート (コクヨと共同開発した研究ノート) の更なる普及・啓発のため、展示会等で、コクヨと共同で宣伝活動を行った。

学生向けにリサーチラボノートの廉価版 (エントリーモデル) をコクヨと共同開発し、販売中である。

低廉で実用可能な電子版ラボノートのシステムの調査研究により、可能性の道筋が見え始めてきた。

(3) 契約マニュアル書の作成と配布

産学公連携の円滑な推進に役立てるため、契約マニュアル書「大学と教育機関、技術移転機関のための知財契約の実践的実務マニュアル」を作成した。

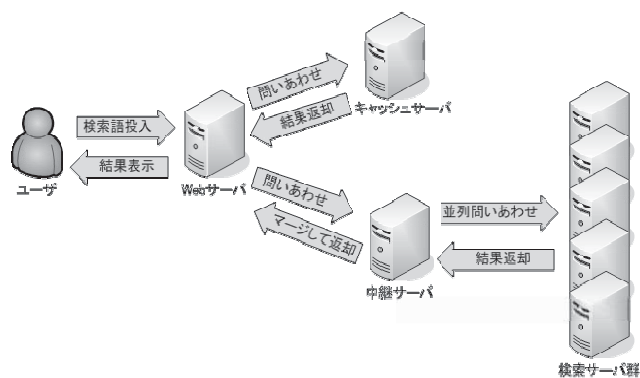
(4) 知財セミナーやその他知財啓発活動の取り組み

知的財産意識の啓発のため、山口大学知的財産部門が監修し発刊した「知的財産教本 (知的財産テキスト)」の普及を図った。

また、地域向けに、周辺教育機関 (大学、高専、専門高校) への知財教育支援や周辺企業への知財セミナー等を実施し、学内外で、知財の普及・啓発を図った。

3-2 実施した項目（資料 p.90）

- (1) YUPASS の普及・啓発、及びそれを用いての更なる研究者出願支援活動の展開
 - ・ YUPASS を用いた特許講習会（特許インストラクター養成講座）の開催と普及・啓発の推進、地域連携への活用（学外コーディネーターや他大学へ特許講習会を公開）
 - ・ 学生インストラクターの養成と学生の実践的な知的財産活動への参画、研究教育現場での YUPASS の実践的活用の推進



（山口大学特許検索システムのサーバ）

図 V-4 山口大学特許検索システム（YUPASS）の構成図

- (2) 研究ノートの普及と廉価版の開発、電子版ラボノートの開発
 - ・ リサーチラボノート（コクヨと共同開発した研究ノート）の普及・啓発
 - ・ リサーチラボノートの廉価版（エントリーモデル）をコクヨと共同開発
 - ・ 低廉で実用可能な電子版ラボノートのシステムを調査研究
- (3) 契約マニュアルの作成と配布
 - ・ 「産学公連携を円滑に推進するための大学向け知財契約の実践的実務」を作成
- (4) 知財セミナーやその他知財啓発活動の取り組み
 - ・ 知的財産教本（知的財産テキスト）の普及と知的財産意識の啓発
 - ・ 周辺教育機関（大学、高専、専門高校）への知財教育支援や周辺企業への知財セミナーの開催

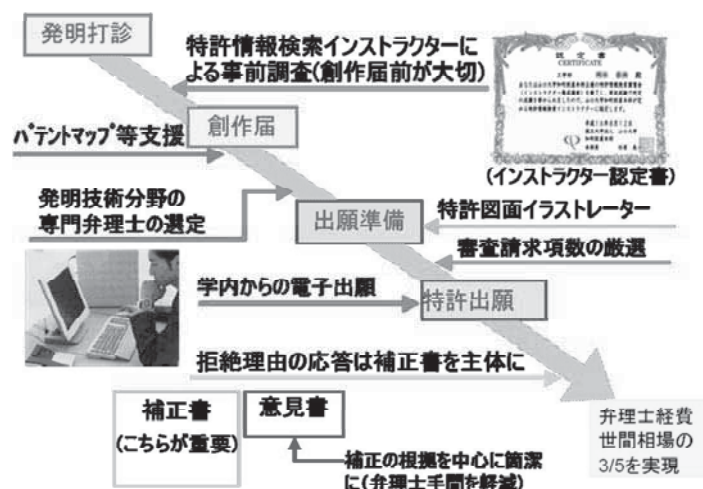


図 V-5 山口大学における特許出願関連経費の軽減策

4. 知財関連システムの維持・管理活動

4-1 概要

研究推進プラン 2008-2010 の中で示された知財管理システム等の充実について、以下のように取り組んだ。

(1) 特許管理システムの更新・充実

特許管理においては、電子管理と紙媒体による包袋管理の併用が必要である。また、期間管理、中でも中長期の期間管理（審査請求、中間処理の指定期間、登録料や年金の納付、30 条適用等の期限）は特に重要で、電子管理システムであるパテントマネジャーと台帳の併用、事務員相互によるダブルチェック等によりミスゼロの体制を敷いている。

なお、現在導入しているキャノン製の特許管理システムのパテントマネジャー（Patent Manager）は平成 21 年 7 月に、新バージョンの WEB 対応の Patent Manager6 への切り替えを行い、併せて当該サーバーも更新したものであるが、平成 22 年度は、引き続き使用するために、維持・管理を行った。

(2) 特許情報検索システムの充実・普及

特許庁が公開しているインターネット方式の特許電子図書館（IPDL）の他に、当大学では現在、

①NRI サイバーパテント社と有料契約の NRI サイバーパテントデスク

②山口大学が独自に開発し、平成 20 年度より運用を開始した山口大学特許検索システム（YUPASS）

の 2 種類の特許情報検索システムを装備し、平成 22 年度は YUPASS の充実と普及を図った。また、YUPASS に備わっていない海外文献情報等に対応するために、NRI サイバーパテントデスクを引き続き使用した。

(3) 電子出願の維持・充実

これまで、専用電話回線（ISDN）を用いて電子出願を行っていたが、特許庁の電子出願システムが、平成 22 年度から全面的にインターネット出願にシステム変更がなされ、平成 22 年度は、それに対応するために学内システムの変更とその運用を行った。

(4) キャンパス間に構築した T V ネットワークシステムの活用推進

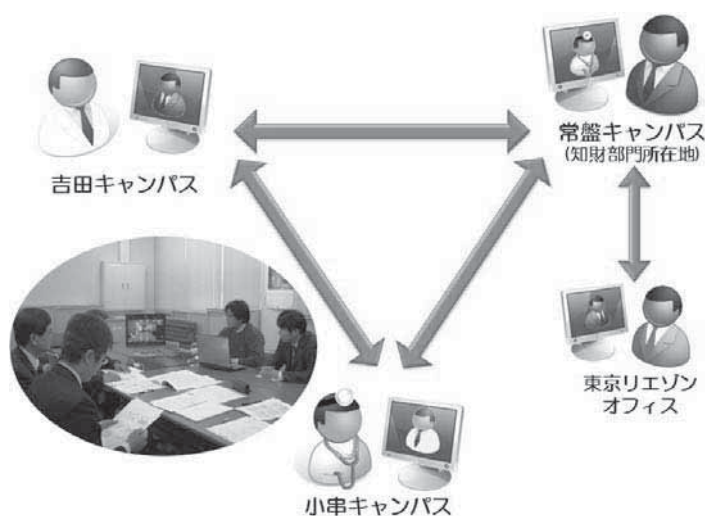
知的財産部門職員のキャンパス間の物理的移動を減らすことにより業務の効率化を図る。各キャンパスの教員との特許相談等を迅速に行うことにより、学内知財活動の支援体制の更なる強化を図る。そのために、平成 20 年度に構築した T V ネットワークシステムの更なる活用に取り組んだ。

4-2 実施した項目

(1) 特許管理システムの更新・充実

- ・電子管理システム（パテントマネジャー）と台帳の併用、事務員相互によるダブルチェック体制によりリスクを低減
- ・更新したパテントマネジャー（Patent Manager6）、当該サーバーの維持・管理

- (2) 特許情報検索システムの充実・普及
 - ・山口大学特許検索システム(YUPASS)の充実と普及
 - ・NRI サイバーパテントデスクの継続使用（知財部門等の使用に限定）
- (3) 電子出願の維持・充実
 - ・インターネット出願の実施
- (4) キャンパス間に構築したTVネットワークシステムの活用推進
 - ・業務の効率化、特許相談等の迅速化による学内知財活動の支援体制の強化



図V-6 TVネットワークシステム

VI. 連携組織の活動報告

1. 平成 22 年度有限会社山口ティー・エル・オー活動報告

報告者 山口大学大学院理工学研究科 教授 三木 俊克
(有限会社山口ティー・エル・オー 執行役員)

1-1 概要

有限会社山口ティー・エル・オーは、産業界と大学との技術交流・技術移転の橋渡し（リエゾン）の活動を行っています。平成 22 年度も、会員企業の皆様、山口大学の諸先生方、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構スタッフの皆さんの御協力を得て、以下のような活動を行いました。

1-2 活動実績

(1) 技術移転活動（資料 p.79）

- ・会員企業 34 社
- ・知財本部より業務委託を受けたシーズ累計 726 件
- ・工業所有権情報・研修館「特許流通データベース」にて累計 126 件のシーズを公開。
- ・科学技術振興機構「J-STORE」にて累計 139 件のシーズを公開。
- ・西日本 TLO 連携によるシーズ 424 件
- ・技術移転 14 件（累計 173 件）
- ・ロイヤリティ収入 1444 万円（累計 1 億 40 万円）
- ・MTA 契約 5 件 85 万円（累計 591 万円）
- ・会員企業への出願中特許の優先開示 2 回（通算 43 回）

(2) 展示会等の技術移転活動

- ・平成 22 年 6 月 科学・技術フェスタ in 京都（京都）
- ・平成 22 年 6 月 地域イノベーション創出 2010in ひろしま（広島）
- ・平成 22 年 6 月 国際バイオ EXPO2010（東京）
- ・平成 22 年 8 月 CIC 新技術説明会（東京）
- ・平成 22 年 8 月 さんさんコンソ新技術説明会（東京）
- ・平成 22 年 9 月 イノベーション・ジャパン 2010（東京）
- ・平成 22 年 9 月 BIO Japan2010（横浜）
- ・平成 22 年 11 月 アグリビジネス創出フェア（千葉）
- ・平成 23 年 2 月 nano tech 2011（東京）

(3) 知財関連調査事業

- ・平成22年度「イノベーションシーズ育成プログラム」応募研究課題に関する特許基礎情報調査

- ・「動画像を用いた応力変位評価システム」に関する知財調査
- ・「山口光半導体研究所」事業実施に係る特許調査（目的①）
- ・「山口光半導体研究所」事業実施に係る特許調査（目的②）
- ・山口大学研究者の研究範囲及び研究テーマに関する調査

（４）広報活動

- ・山口 TLO メールマガジンの発行
- ・最新情報をホームページで公開 <http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/tlo/>

（５）創造的産学連携体制整備事業

海外出願強化事業計画に基づき、本補助事業を使用して平成 21 年度に海外出願を行った 1 案件について引続き対応を行った。

（６）委託事業等

- ・NEDO 大学発事業創出実用化研究開発事業（マッチングファンド）
R&D 事業「迅速肺炎診断を目的としたカセット式簡易診断器の開発」

（７）出版事業

3 種の書籍販売を行いました。

「実戦的知財教育Ⅰぱてナビ」「実戦的知財教育Ⅱぱてナニ」「実戦的知財教育Ⅲぱてスタ」

（８）その他事業

- ・調査委託 日本テールアルメ協会「テールアルメ工法における改良土の適用上の技術課題の抽出および関連する設計・施工方法の検討」
- ・調査委託 三菱商事株式会社「タイ国コラート地域における副産物石膏の農業利用に関する調査研究」

2. 有限会社山口ティー・エル・オー創業以来の事業活動概要

有限会社山口ティー・エル・オー
代表取締役 村田 秀一

2-1 概要

有限会社山口ティー・エル・オーは、主として山口大学の有望な技術を産業界に移転する会社として、山口大学の教員有志の出資を基に平成 11 年 11 月 1 日に創業致しました。創業当時は、大学等の知的財産を活用して日本の産業活性化を図ることが国としても喫緊の課題であるとされ、山口ティー・エル・オーは、そうした状況の中で全国国立大学の中で 5 番目に設置されたフロントランナー的な TLO (Technology Licensing Organization) でした。大学教員による出資で創業してからの 12 年間は、企業としては貧弱な経営基盤にも拘わらず、社員の仕事への熱意と献身的な活動、さらには弊社を支援していただいた諸機関、とりわけ山口大学地域共同研究開発センター（現：産学公連携・イノベーション推進機構）の皆様のおかげで何とか黒字経営を続けてきたところです。

弊社は、創業以来、「小さく立ち上げて、大きく育てる」という考えに基づき、一貫して大学と産業界の双方に利益をもたらす技術移転とその関連事業を展開することを社是とし、諸事業を展開してきました。この間、出資者の皆様の温かいご支援の他に、大学関係者や地域企業の皆様には多大なご支援をいただけてきました。特に、経済産業省、特許庁、工業所有権情報・研修館、発明協会、中国経済産業局、山口県、山口銀行、及び中国・北九州地域で事業活動している企業、連携活動を行ってきた西日本の TLO の皆様のご支援は弊社の事業活動に不可欠なものでした。そうした各界各層のご支援のもとに、弊社では主として以下の諸活動を展開してまいりました。

- ①民間等への特許等の技術移転（実施権許諾、有償譲渡など）
- ②技術シーズ育成、知的財産形成、知財の実用化を促す産学共同研究のプロモーションとプロジェクト管理（国の競争的研究資金と民間資金で行うもの）
- ③技術シーズ育成、知的財産形成、知財の実用化を促す産学共同研究のプロモーションとプロジェクト管理（民間等の研究資金で行うもの）
- ④技術シーズや形成された知的財産権をもとに行う大学発ベンチャー企業の創業及び創業後支援
- ⑤技術移転人材等の育成
- ⑥大学等が行う知的財産教育の支援
- ⑦企業及び大学等の特定技術シーズの技術動向・特許出願動向調査
- ⑧その他、上記の関連事業

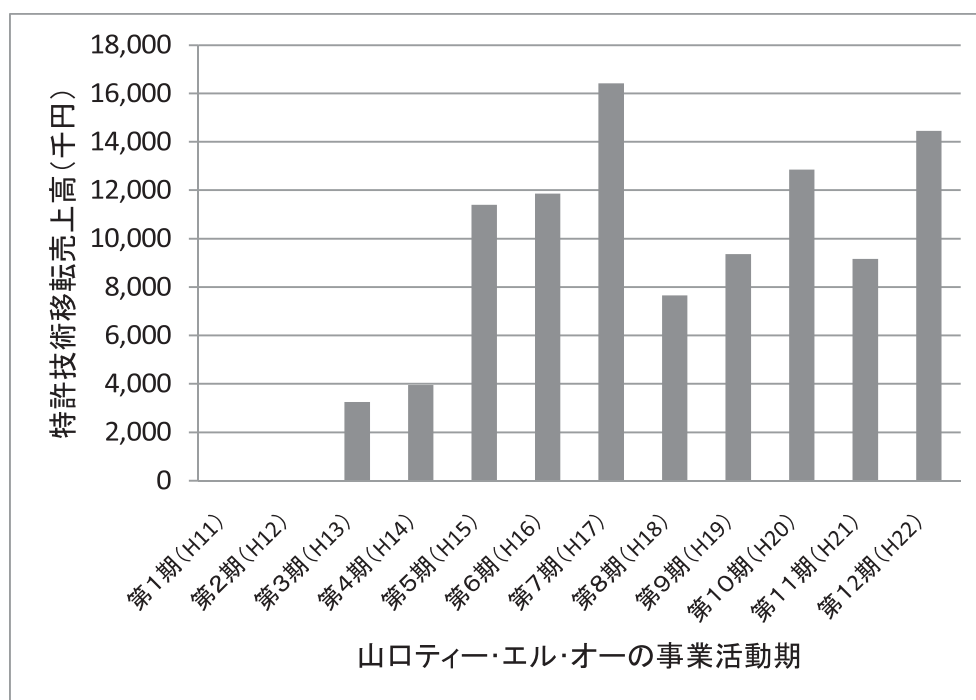
弊社は、創業以来、上記の諸活動を行ってきましたが、平成 22 年度に第 12 期という節目を迎えたことに鑑み、この度、創業以来の弊社の活動のうち、上記の 1～5 の活動について事業活動の実績などを取り纏めることに致しました。

2-2 事業活動の実績

(1) 民間等への知的財産権及び研究成果有体物を介した技術移転

図VI-1に、「特許等の技術移転」による売上金額（実施権許諾一時金、実施料、譲渡対価の合計）の推移（第12期は契約予定分を含む見込金額）を示す。創業（平成11年11月1日）後の第1期は事業期間が実質5カ月しかなく、第2期末までは特許等の出願業務に専念していたため売上金額は微々たるものであった。その後、第3期（平成13年度）から徐々に「特許等の技術移転」の売上が伸びはじめ、第5期（平成15年度）には特許等技術移転の売上金額が1000万円の大台を越えた。その後は、年度毎に売上金額の増減があるものの、「特許等の技術移転」については年間で約1000万円程度の売上を持続している。

創業第1期から第12期末（平成22年度末）までの「特許等の技術移転」の売上累積金額は約1億40万円に及ぶ。「特許等の技術移転」の売上金額の80%は、大学及び発明者に還元されるため、累積すると約8032万円が発明者の所属する大学（山口大学と他大学を含む）及び発明者に還元されたことになる。なお、平成11年の創業期（第1期）から平成15年度（第5期）までは大学研究者の発明が「原則個人帰属」であったため、弊社で特許出願・権利化・特許管理・技術移転の全ての業務を担っていたが、平成16年度（第6期）に大学研究者の発明が「原則機関帰属」となって以降は、特許出願・権利化・特許管理の業務は大学が行うこととなった。しかしながら、弊社では、発明の「原則機関帰属」への移行後も、「特許等の技術移転」に係る営業活動を継続するとともに「発明の発掘」、「発明の目利き」、「先行文献調査」等の業務も大学と協力しつつ実施してきた。

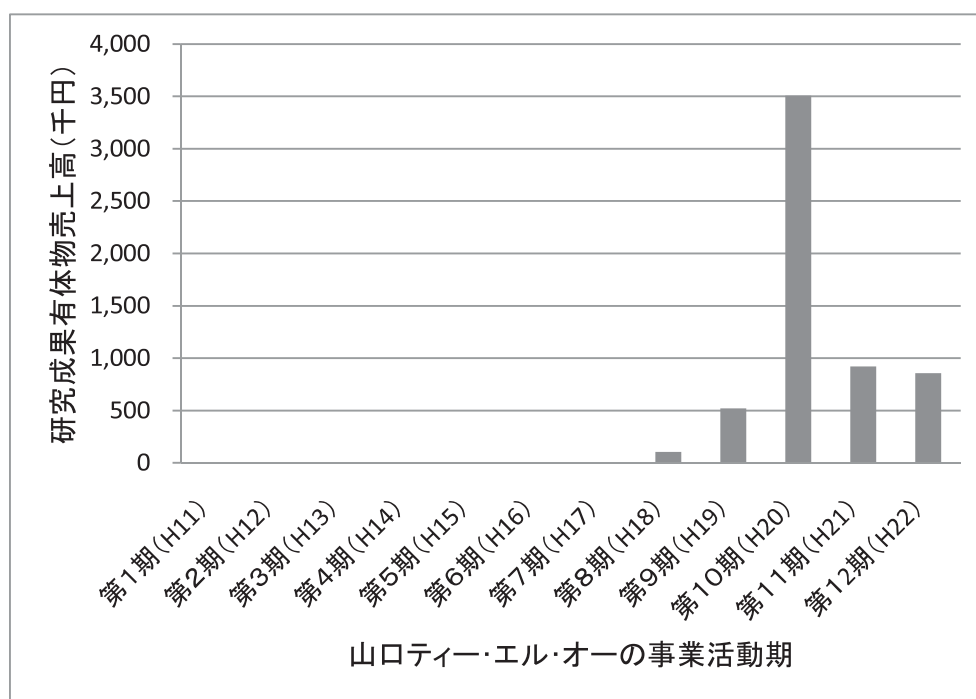


図VI-1 各期の「特許等技術移転」の売上金額(第12期は見込金額)

「特許等の技術移転」とは別に、「研究成果有体物の企業への提供」も最近の売上に貢献している。「研究成果有体物の企業への提供」は、山口大学が「研究成果有体物取扱規則」（平成17年3月22日制定）に基づいて諸規定を平成17年度以降に整備をしたことを受け、弊社の事業活動に

加えたものである。

図VI-2に、「研究成果有体物の企業への提供」に伴う売上金額の推移を示す。図に示したように、「研究成果有体物の提供」に伴う売上金額は、「特許等技術移転」の売上金額には遠く及ばないものの、徐々に売上金額が伸長する傾向を示しており、今後も引き続き「研究成果有体物の営業活動」を強化する必要がある。なお、第8期（平成18年度）から平成22年度末までの「研究成果有体物」の売上の累積金額は約591万円となっている。そのうちの80%に相当する約472万円は大学に還元されている。



図VI-2 各期の「研究成果有体物の企業への提供」による売上金額

弊社の主要なミッションは、大学で生まれた研究成果及び知的財産を産業界へ移転(=社会還元)することであるが、「知的財産」及び「研究成果有体物」の売上の累積金額は平成22年度末までで約1億631万円になっている。弊社は、山口大学との「技術移転に関する包括委託契約」に基づき、平成16年度以降、毎年400万円（平成22年度までの累積で2800万円）の委託費を受けて技術移転活動を展開してきたが、他大学等への配分額を差し引き、山口大学や研究者への還元金額は累積で約6900万円（第1期～第12期）となっており、「技術移転に関する包括委託契約」で受領した金額の約2.4倍を大学に還元したことになる。弊社としては、今後ともこれら二つの基幹事業を継続的に強化していくこととしている。

（2）技術シーズ育成、知的財産形成、知財の実用化を促す産学共同研究のプロモーションとプロジェクト管理（主として国の競争的研究資金で行うもの）

弊社では大学の技術シーズをもとにした事業化を推進することを目的として、弊社が管理法人となって大学研究者と企業研究者との産学連携型共同研究プロジェクトをプロモートし、政府系（新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）／経済産業省）の競争的研究資金を獲得し、

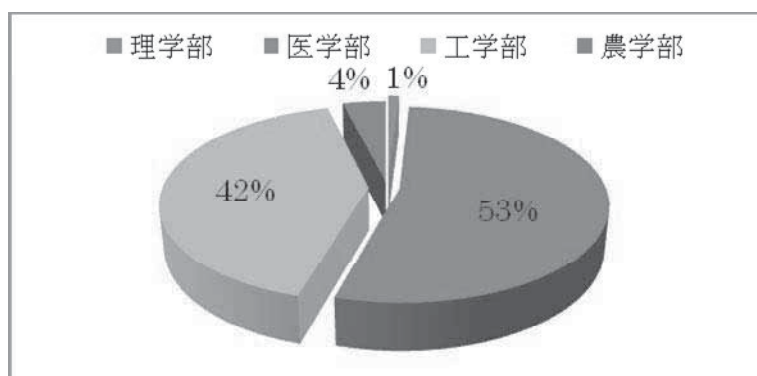
弊社から大学及び企業に再委託して研究開発事業を行ってきた。

表Ⅵ－１は、弊社が管理法人となって獲得した政府系競争的研究資金を核に企業からの資金提供も得て実施した産学共同研究開発プロジェクトを取り纏めたものである。弊社が管理法人となって実施した研究開発プロジェクトにおける大学側の研究者は主として医学部、工学部、農学部に分布しており、近年はライフサイエンス系と環境系の研究プロジェクトの採択が増える傾向にある。

表Ⅵ－１ 山口ティー・エル・オーが管理法人となって実施した産学連携型の研究開発プロジェクト
(政府系競争的研究資金を獲得して実施したもの)

期 (年度)	件数	研究開発事業費 総額(千円)	研究者所属部局 (件数)
第4期 (H14)	2	142,783	医(1)、工(1)
第5期 (H15)	6	116,808	理(1)、医(1)、工(3)、農(1)
第6期 (H16)	1	4,500	工(1)
第7期 (H17)	2	26,268	工(1)、農(1)
第8期 (H18)	2	19,073	医(1)、工(1)
第9期 (H19)	1	18,585	医(1)
第10期 (H20)	2	42,196	医(1)、工(1)
第11期 (H21)	1	37,982	医(1)
第12期 (H22)	1	33,656	医(1)
総計	18	441,854	理(1)、医(7)、工(8)、農(2)

【注】研究開発事業費総額は、政府からの競争的研究資金と企業負担研究開発資金の総額である



図Ⅵ－３ 政府系競争的研究資金を核に実施した産学官連携型研究開発プロジェクト(計18件)の
事業費総額の部局別割合

(山口ティー・エル・オーが管理法人となってプロジェクトの形成と研究開発マネージメントを担当したもの)

弊社が受け取る管理法人経費(総額の10～15%以内)は、弊社の研究マネージャー人件費や管理的事務の執行費等に充当され研究プロジェクトの円滑な遂行のために使われてきた。また、弊社から大学に再委託する研究費の8～20%は、大学の間接経費として大学本部及び部局に配分される。山口ティー・エル・オーが管理法人となって獲得した政府系競争的研究資金の間接経費(大

学受取分)は、平成12～22年度の累積で1100万円に達する。このように、弊社のこの分野における事業活動は、大学発の技術シーズの事業化を促進するだけでなく、大学の研究費獲得、間接経費獲得などにも大きく寄与してきた。

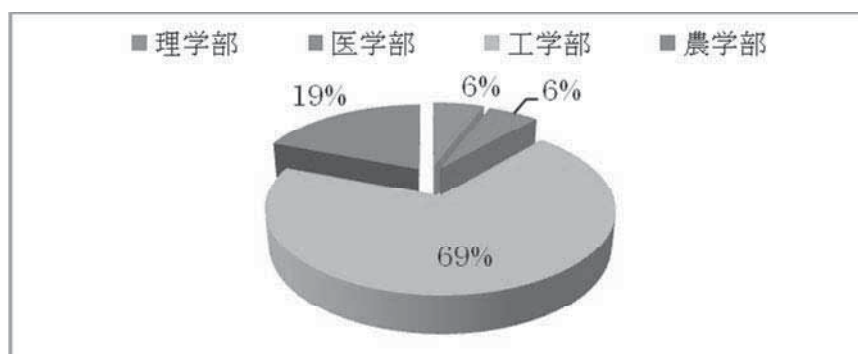
(3) 技術シーズ育成、知的財産形成、知財の実用化を促す産学共同研究のプロモーションとプロジェクト管理（主として民間の研究資金で行うもの）

弊社は、特許等の技術移転を図るために、出願特許等に記載の技術シーズを企業等に積極的に紹介して当該技術シーズの実用化を目指している。こうした技術シーズ紹介活動の中で、技術紹介を受けた企業と当該技術の発明者でもある大学研究者とが産学共同研究開発に踏み出すこともある。そうした場合、弊社では「共同研究」の契約締結支援活動も実施してきた。特に、発明等が「機関帰属」に移行した後は特許出願業務が軽減されたため、第7期（平成17年度）から「共同研究」の契約締結支援活動を強化した。

表VI-2に、出願特許等をもとに弊社でニーズ・シーズ・マッチングを行い、共同研究契約に至ったものを示す。近年は毎年10件程度の共同研究を弊社でプロモートしている。なお、最終的に共同研究契約の成約まで弊社が世話しても間接経費等が弊社に回る仕組みがないため、この活動は弊社の経営を圧迫する要因になる面がある。しかしながら、大学の技術シーズ・発明・特許等は技術的完成度が必ずしも高くなく、産学共同研究を経て初めて実用化の道が拓けるものが多いため、弊社においてもこの種の支援活動を続けざるを得ない状況におかれている。

表VI-2 出願特許をもとに山口ティー・エル・オーがニーズ・シーズ・マッチングを行った産学共同研究プロジェクト

年 度	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23 (予定)	合計
件 数	1	4	9	13	13	9	3	52
金額(千円)	1,000	16,750	23,640	18,297	18,047	10,770	900	97,504



図VI-4 出願特許をもとに山口ティー・エル・オーがニーズ・シーズ・マッチングを行った共同研究件数の部局別割合

図VI-4に示したように、件数では工学系の共同研究が約7割を占めているが、表VI-3に示すように共同研究1件当たりの研究費では医学系の案件が群を抜いて高くなっている。山口ティー・エル・オーが出願特許をもとにニーズ・シーズ・マッチングした産学共同研究においては、特に医学系で大型の産学共同研究プロジェクトが成立していることが分かる。

表VI-3 出願特許をもとに山口ティール・エル・オーがマッチングを行った産学共同研究の1件当たりの金額

発明者の所属部局	理学部	医学部	工学部	農学部
金額(千円)/件	300	10,000	1,770	291

(4) 起業シーズや形成された知的財産権をもとに行った大学発ベンチャー企業の創業支援と創業後支援

平成13年5月に「平沼プラン」として打ち出された国の大学発ベンチャー育成施策に則り、弊社では、平成13年度から、発明協会の資金援助を得て山口大学の教職員の起業シーズを積極的に支援することとなった。支援内容は、ビジネスインキュベーションマネージャーを雇用して行った「ビジネスプランの作成支援」、「資金調達支援」、「起業後の経営改善支援」、さらには弁護士による「ビジネス契約法務の支援」など、多岐にわたった。

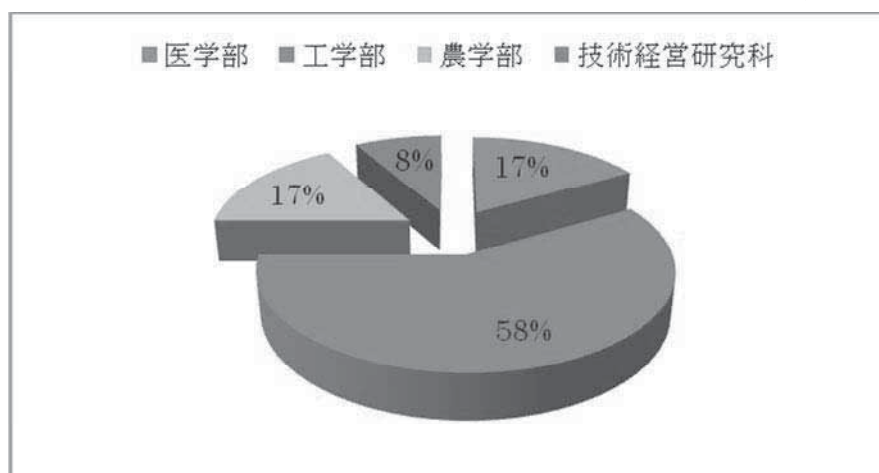
表VI-4は、平成13年度から今日に至るまでの間で山口ティール・エル・オーが支援した大学発ベンチャー案件（支援対象としたものは計38件）の部局別件数、さらに大学発ベンチャーとして起業に至った件数（計12件）の年度推移を示す。

表VI-4 山口ティール・エル・オーが起業前支援及び起業後支援を担当した大学発ベンチャー企業

年度	支援を開始した案件数	起業シーズをもつ研究者等の数と所属部局	起業件数	起業シーズをもつ研究者等の数と所属部局	起業後支援
H13	2	工(2)			
H14	8	工(4)、農(3)、その他(1)	1	工(1)	○
H15	9	医(2)、工(7)	4	医(1)、工(2)、農(1)	○
H16	5	医(1)、工(2)、MOT(2)	2	工(1)、MOT(1)	○
H17	9	医(1)、工(4)、農(2)、MOT(2)	2	医(1)、工(1)	○
H18	4	工(3)、農(1)			
H19					
H20			1	農(1)	○
H21	1	工(1)	1	工(1)	◎
H22			1	工(1)	◎
合計	38		12		

【注】◎は現在も起業後支援を実施中、○は起業後に数年間支援したもの

なお、弊社の支援によって起業した大学発ベンチャーの58%は工学系のものであるが、医学・農学を合わせたライフサイエンス系が35%になっていることは注目される（図VI-5参照）。



図VI-5 山口ティール・エル・オーの創業支援によって起業した大学発ベンチャー企業のシーズ保有者部局別割合

（５）技術移転人材等の育成

山口ティー・エル・オーでは、経済産業省／新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が行う技術移転人材育成施策に応募し、平成 15 年度から平成 21 年度の間、博士課程修了者を主たる対象として若手技術移転人材の養成を行ってきた。特に、「産業技術フェローシップ事業」（通称：NEDO フェロー事業）では表Ⅵ－５に示すように計 15 名の若手人材を養成し、この人材養成課程を終えた人材は山口大学だけでなく他大学、各種研究機関、民間企業等で活躍している。

また、経済産業省が選定する「特定分野重点技術移転事業」（通称：スーパーTLO 事業）では、「西日本 TLO 連携による技術移転促進」、「中国・四国・九州・沖縄の各 TLO スタッフを対象とした研修事業」などと並行して「TLO 中堅スタッフ人材の養成」を行い、計 4 名の中堅知財人材の育成も行ってきた。

表Ⅵ－５ 産業技術フェローシップ事業（NEDO フェロー事業）及びスーパーTLO 事業による技術移転人材の養成

受託した事業の名称	育成人材数（年度）	育成した人材のその後の進路
NEDO フェロー事業 （NEDO）	大学院博士課程修了者 大学院修士課程修了者 計 15 名（平成 12～21 年度）	・山口大のコーディネーター、知財専門員：計 4 名 ・京都大の知財専門員：計 1 名 ・各大学の研究員：計 3 名 ・国研、公設研、財団系研究機関研究員：計 3 名 ・ベンチャー企業創業者：計 1 名 ・民間企業：計 3 名
スーパーTLO 事業 （経済産業省）	計 4 名（平成 16～20 年度）	・特許事務所の弁理士：計 3 名 ・他の TLO スタッフ：計 1 名

さらに、修士課程や博士課程の大学院学生（在学生）を対象にした「技術移転人材 OJT 事業」（経済産業省）も受託して計 12 名の人材育成を行い、我が国のイノベーション創出を支援する人材の養成に尽力した。

（６）今後の課題と将来展望

山口ティー・エル・オーは創業（平成 11 年度）から数えて第 12 期という節目を迎えた。この節目の年に山口ティー・エル・オーが行ってきた主要事業の足跡を振り返り、事業活動の特徴と効果を整理することは、弊社の次なる 12 年の事業ビジョンと事業計画を立案する上でも重要なものであろう。

過去 12 年間の山口ティー・エル・オーの事業活動は、社会情勢の変化や大学の知財体制の整備などを反映して変化してきた。この 12 期の弊社の活動の特徴づけると、概ね表Ⅵ－６のようになる。

表Ⅵ－６ 山口ティー・エル・オーにおける事業活動の進化・変遷及び特徴

事業期	事業活動の特徴	備考
第 1 期～第 5 期 （H11～15 年度）	○発明発掘、権利化、管理、技術移転を一貫実施 ○業務執行体制を整備するために国やその関連機関及び地域機関の支援を受ける ○地域企業の技術相談への対応を開始	○創業から体制整備、事業拡大の時期 ○地域に軸足を置いた技術移転活動

	○技術移転先は発明者の紹介を基軸にして、技術移転年間売上1千万円を目指した時期 ○発明の実用化を促進するために産学共同研究のプロモーションを開始 ○若手技術移転人材の養成にも注力し始める	
第6期～第12期 (H16～22年度)	○発明発掘、権利化、管理は大学に移管し、技術移転とその関連活動に経営資源を投下 ○発明者人脈、地域企業への技術紹介の他に、東京等での技術シーズ紹介を開始し首都圏をはじめとする大都市圏での営業展開を開始 ○山口大学だけでなく他大学の技術シーズも取り扱うためにTLO広域連携を始める ○企業の要望に応える形でライセンスに加え譲渡も技術移転手段として採用 ○発明の実用化を促進する産学共同研究のプロモーションを継続的に実施 ○民間等や研究者の要望に応えるために特許調査や技術動向調査事業を開始 ○若手人材育成を継続的に実施 ○複数大学の知的財産を大きく動かすための取組を強化 ○開発途上国への技術移転を目指す国際的な取組を開始(発明を軸とした国際産学共同研究のプロモーションとプロジェクト管理)	○大学知的財産本部の整備によるTLO業務の変化 ○技術移転における広域活動の強化 ○ネットワークを活用した技術活動を推進 ○国際的な技術移転活動を開始

第12期までの事業活動の変遷から分かるように、弊社では大学発の技術を我国のイノベーション創出に繋ぐ機会を拡大するため、地域から広域へと事業活動の範囲を拡大してきた。さらに最近では、大学技術シーズの海外での活用（特に環境・インフラ技術やライフサイエンス関連技術）も目指して事業活動の範囲を広げようとしている。こうした広域的な活動や国際的な活動を効率的に展開するには、個々の課題に則して柔軟にアライアンスを形成することが重要となっており、弊社としてはそうしたアライアンス形成の基盤となるネットワーク形成にも重大の関心をもっている。

また、事業活動を拡大していくには、技術移転アソシエイト等の人材の増強が必要であり、そのためには売上倍増を軸にして経営基盤を強化していくことが不可欠となっている。弊社がおかれている現状、環境因子にも留意しつつ、創業時の初心も想起しながら、平成23年度からの6カ年の中期経営目標・計画の策定を進めることとしたい。

附 属 資 料

有限会社山口ティー・エル・オーの売上構成(第1期～第12期)

第1期から第12期までの事業別売上高										
										(単位:千円)
	経営基盤強化事業		研究成果及び特許等の技術移転事業			教育関連事業		各種委託事業		合計
	技術移転事業 (経産省補助金)	会員企業会費	特許等の 技術移転事業	研究成果有体物 提供事業	産学連携 研究開発事業 (競争的資金)	人材育成 事業 (競争的資金)	その他の事業 技術動向調査 講習会、他	山口大学との 技術移転に係る 包括契約金	地域からの 委託事業	
第1期(H11)	2,209	3,170								5,379
第2期(H12)	3,115	5,069	30						6,919	15,133
第3期(H13)	2,669	6,490	3,250						6,063	18,472
第4期(H14)	2,943	4,210	3,957		74,627		4,205		5,800	95,742
第5期(H15)	4,177	3,380	11,394		115,406	31,054	2,474			167,885
第6期(H16)	3,477	3,290	11,862		4,500	32,178	2,453	4,000		61,760
第7期(H17)	11,055	3,040	16,421		26,268	90,178	985	4,000		151,947
第8期(H18)	6,529	3,320	7,658	105	19,073	50,224	6,645	4,000	1,995	99,549
第9期(H19)	7,361	3,150	9,367	522	18,585	21,733	9,823	4,000		74,541
第10期(H20)	5,522	2,610	12,851	3,507	42,197		11,399	4,000		82,086
第11期(H21)	1,678	2,370	9,167	920	37,983		14,290	4,000		70,408
第12期(H22)		2,190	14,447	857	33,656		11,082	4,000		66,232
合計	50,735	42,289	100,404	5,911	372,295	225,367	63,356	28,000	20,777	909,134
山口大学 に提供した金額	-	-	69,191	4,729	210,947	37,936	8,284	-	-	331,087

【注1】第12期については見込金額とする。

【注2】山口大学組織に振り込んだ金額のみを記載しており、研究者個人・学生への支払額(謝金等)は除く

VII. 資料

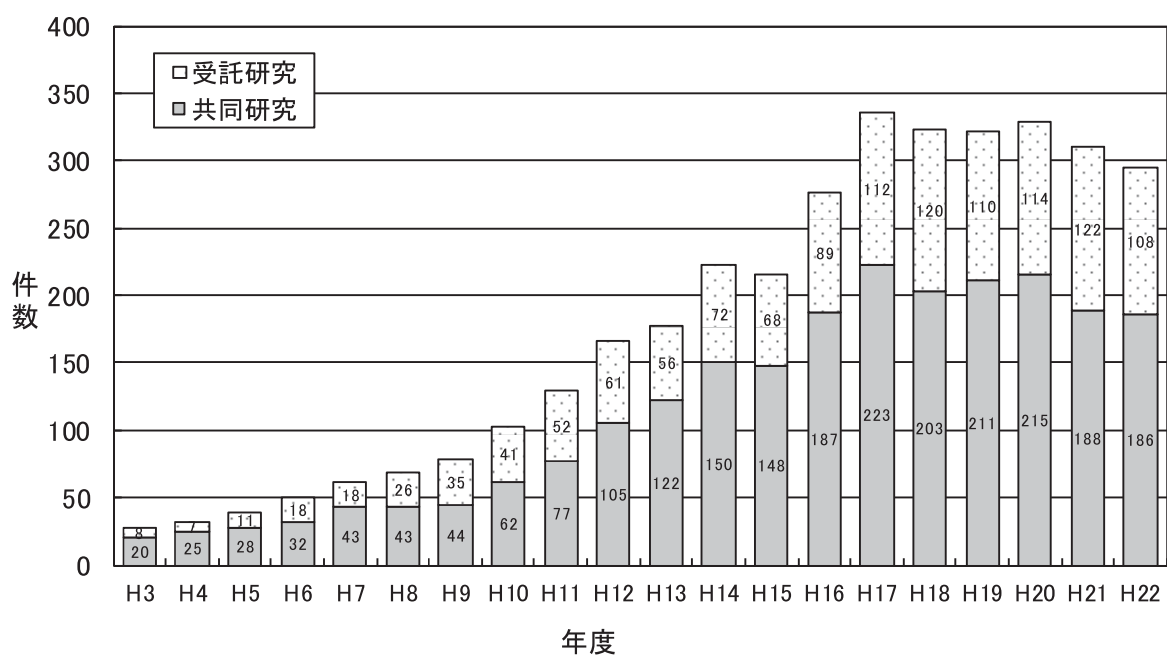
1. 平成 22 年度共同研究・受託研究

(1) 総数・総額

		件数	金額(百万円)
平成 22 年度	共同研究	186 件	281
	受託研究	108 件	685
平成 21 年度	共同研究	188 件	250
	受託研究	122 件	1,077
平成 20 年度	共同研究	215 件	508
	受託研究	114 件	1,011

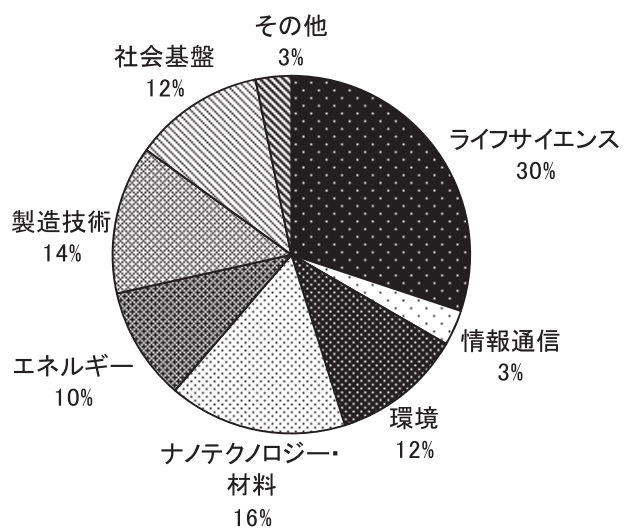
(百万円未満四捨五入)

(2) 共同研究・受託研究件数推移 (H3～H22 年度)



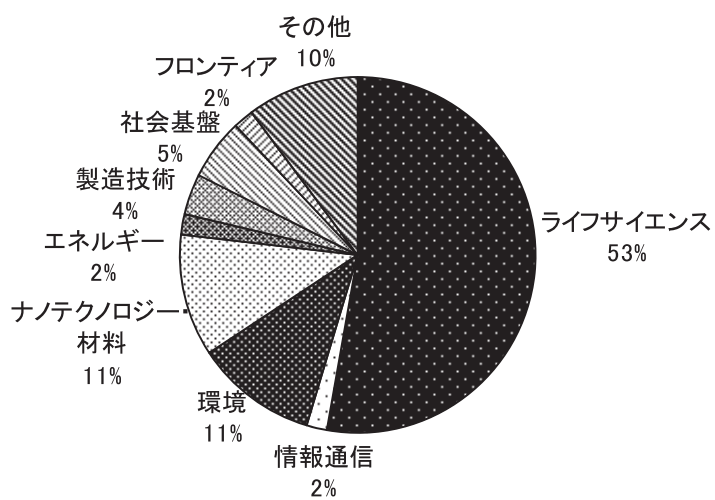
(3) 共同研究・受託研究分野

共同研究分野別割合



共同研究分野

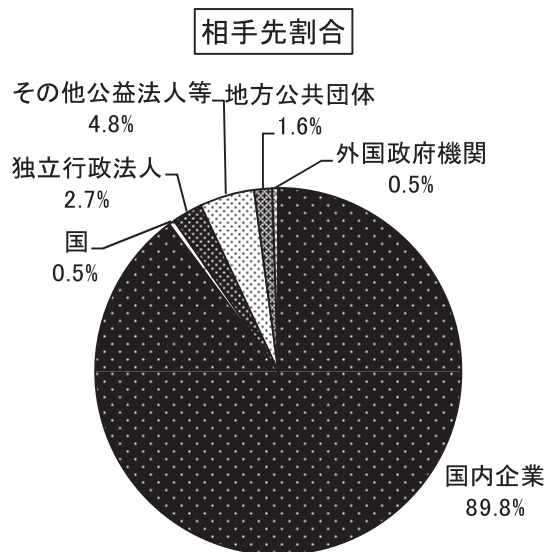
受託研究分野別割合



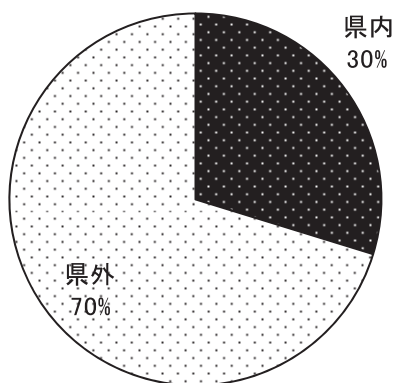
受託研究分野

(4) 共同研究・受託研究相手先

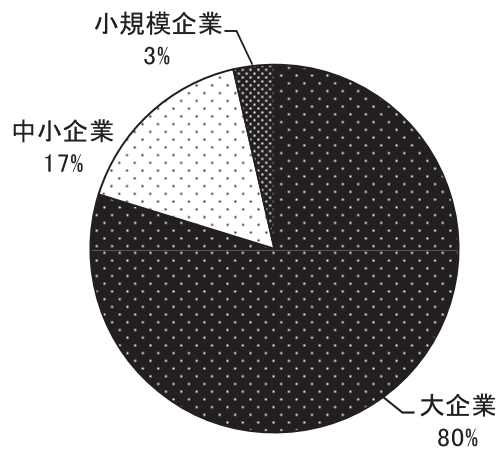
① 共同研究相手先



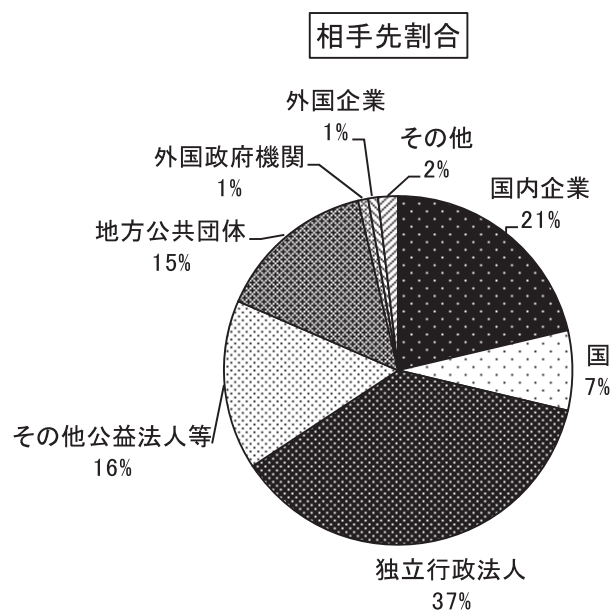
国内企業の県内・県外の割合



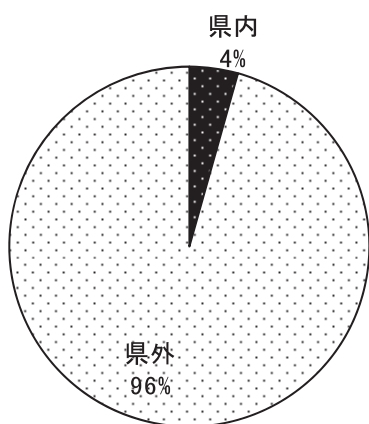
国内企業の会社規模の割合



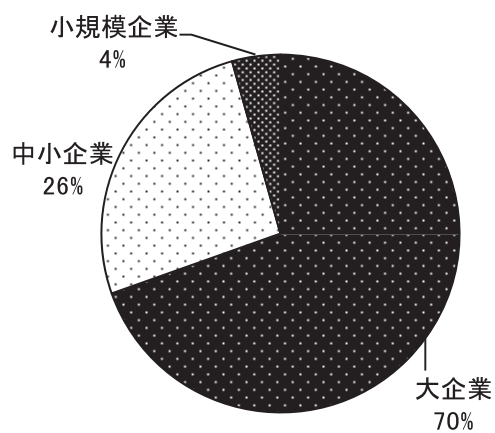
②受託研究相手先



国内企業の県内・県外の割合



国内企業の会社規模の割合



(5) 平成22年度 共同研究・受託研究 研究実施者リスト (研究分野別)

① 共同研究

ライフサイエンス

所 属	研究者名	職名	所 属	研究者名	職名
大学院医学系研究科 (医学)	乾 誠	教授	医学部附属病院	木村 和博	講師
大学院医学系研究科 (医学)	大和田 祐二	教授	医学部附属病院	原 浩貴	講師
大学院医学系研究科 (医学)	岡 正朗	教授	医学部附属病院	矢野 雅文	講師
大学院医学系研究科 (医学)	河村 敦子	助教	総合科学実験センター	水上 洋一	教授
大学院医学系研究科 (医学)	小林 誠	教授	大学院理工学研究科 (医学)	奥田 昌之	教授
大学院医学系研究科 (医学)	坂井田 功	教授	大学院理工学研究科 (工学)	田中 幹也	教授
大学院医学系研究科 (医学)	佐々木 功典	教授	大学院理工学研究科 (工学)	山本 節夫	教授
大学院医学系研究科 (医学)	白井 睦訓	教授	農学部	赤壁 善彦	准教授
大学院医学系研究科 (医学)	中井 彰	教授	農学部	伊藤 真一	教授
大学院医学系研究科 (医学)	西田 輝夫	理事	農学部	執行 正義	教授
大学院医学系研究科 (医学)	濱野 公一	教授	農学部	中尾 敏彦	教授
大学院医学系研究科 (工学)	赤田 倫治	教授	農学部	松下 一信	教授
大学院医学系研究科 (工学)	森 浩二	准教授	農学部	山内 直樹	教授
大学院医学系研究科 (農学)	宮田 浩文	教授	農学部	和田 直己	教授
医学部附属病院	上野 富雄	講師			

情報通信

所 属	研究者名	職名	所 属	研究者名	職名
大学院理工学研究科 (工学)	真田 篤志	准教授	大学院理工学研究科 (工学)	山口 真悟	准教授
大学院理工学研究科 (工学)	三池 秀敏	教授	大学院理工学研究科 (工学)	山本 節夫	教授

環境

所 属	研究者名	職名	所 属	研究者名	職名
大学院医学系研究科 (工学)	星田 尚司	准教授	大学院理工学研究科 (工学)	新苗 正和	教授
大学院理工学研究科 (工学)	喜多 英敏	教授	大学院理工学研究科 (工学)	比嘉 充	教授
大学院理工学研究科 (工学)	合田 公一	教授	大学院理工学研究科 (工学)	樋口 隆哉	准教授
大学院理工学研究科 (工学)	小金井 真	准教授	大学院理工学研究科 (工学)	三上 真人	教授
大学院理工学研究科 (工学)	齊藤 俊	教授	大学院理工学研究科 (工学)	森田 昌行	教授
大学院理工学研究科 (工学)	関根 雅彦	教授	農学部	伊藤 真一	教授
大学院理工学研究科 (工学)	高海 克彦	准教授	農学部	鈴木 賢士	准教授
大学院理工学研究科 (工学)	田中 佐	教授 (特命)	農学部	藤間 充	准教授
大学院理工学研究科 (工学)	中邑 義則	助教			

ナノテクノロジー

所 属	研究者名	職名	所 属	研究者名	職名
大学院医学系研究科（工学）	堤 宏守	教授	大学院理工学研究科（工学）	小柳 剛	教授
大学院医学系研究科（理学）	川俣 純	教授	大学院理工学研究科（工学）	真田 篤志	准教授
大学院医学系研究科（理学）	村藤 俊宏	教授	大学院理工学研究科（工学）	只友 一行	教授
大学院理工学研究科（工学）	大石 勉	教授	大学院理工学研究科（工学）	野田 淳二	助教
大学院理工学研究科（工学）	笠谷 和男	教授	大学院理工学研究科（工学）	山田 陽一	教授
大学院理工学研究科（工学）	喜多 英敏	教授	大学院理工学研究科（工学）	山本 豪紀	准教授
大学院理工学研究科（工学）	合田 公一	教授	大学院理工学研究科（理学）	山本 隆	教授
大学院理工学研究科（工学）	小松 隆一	教授			

エネルギー

所 属	研究者名	職名	所 属	研究者名	職名
大学院理工学研究科（工学）	岡本 浩明	准教授	大学院理工学研究科（工学）	羽田野 袈裟義	教授
大学院理工学研究科（工学）	齊藤 俊	教授	大学院理工学研究科（工学）	兵動 正幸	教授
大学院理工学研究科（工学）	酒多 喜久	准教授	大学院理工学研究科（工学）	平木 英治	准教授
大学院理工学研究科（工学）	崎山 智司	准教授	大学院理工学研究科（工学）	三上 真人	教授
大学院理工学研究科（工学）	只友 一行	教授	大学院理工学研究科（工学）	森田 昌行	教授
大学院理工学研究科（工学）	田中 俊彦	教授			

製造技術

所 属	研究者名	職名	所 属	研究者名	職名
大学院医学系研究科（工学）	上村 明男	教授	大学院理工学研究科（工学）	酒多 喜久	准教授
大学院医学系研究科（工学）	山本 修一	教授	大学院理工学研究科（工学）	只友 一行	教授
大学院医学系研究科（農学）	山田 守	教授	大学院理工学研究科（工学）	田之上 健一郎	准教授
大学院医学系研究科（理学）	村藤 俊宏	教授	大学院理工学研究科（工学）	比嘉 充	教授
大学院理工学研究科（工学）	河村 圭	准教授	大学院理工学研究科（工学）	堀 憲次	教授
大学院理工学研究科（工学）	喜多 英敏	教授	大学院理工学研究科（工学）	水上 嘉樹	准教授
大学院理工学研究科（工学）	合田 公一	教授	大学院理工学研究科（工学）	諸橋 信一	教授
大学院理工学研究科（工学）	齊藤 俊	教授	大学院理工学研究科（工学）	山本 節夫	教授
大学院理工学研究科（工学）	佐伯 隆	准教授	産学公連携・イノベーション推進機構	藤井 文武	准教授

社会基盤

所 属	研究者名	職名	所 属	研究者名	職名
大学院理工学研究科（工学）	麻生 稔彦	教授	大学院理工学研究科（工学）	古川 浩平	教授（特命）
大学院理工学研究科（工学）	稲井 栄一	教授	大学院理工学研究科（工学）	三浦 房紀	教授
大学院理工学研究科（工学）	清水 則一	教授	大学院理工学研究科（工学）	宮本 文穂	教授

大学院理工学研究科（工学）	進士 正人 教授	大学院理工学研究科（工学）	吉武 勇 准教授
大学院理工学研究科（工学）	中田 幸男 教授	大学評価室	鈴木 素之 准教授
大学院理工学研究科（工学）	兵動 正幸 教授	産学公連携・イノベーション推進機構	近久 博志 教授
大学院理工学研究科（工学）	藤田 悠介 助教		

その他

所 属	研究者名 職名	所 属	研究者名 職名
大学院医学系研究科（医学）	井上 裕二 教授	大学院理工学研究科（工学）	田中 正吾 教授
大学院医学系研究科（工学）	浜本 義彦 教授	大学院理工学研究科（工学）	樋口 隆哉 准教授
大学院技術経営研究科	木村 友久 教授		

② 受託研究

ライフサイエンス

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
大学院医学系研究科（医学）	内田 周作	助教	大学院医学系研究科（理学）	岩楯 好昭	准教授
大学院医学系研究科（医学）	大草 知子	講師	大学院医学系研究科（理学）	村藤 俊宏	教授
大学院医学系研究科（医学）	大拙 孝治	助教	医学部附属病院	上野 富雄	講師
大学院医学系研究科（医学）	岡 正朗	教授	医学部附属病院	上山 剛	助教
大学院医学系研究科（医学）	笠岡 俊志	准教授	医学部附属病院	梅本 誠治	准教授
大学院医学系研究科（医学）	神田 隆	教授	医学部附属病院	小林 茂樹	助教
大学院医学系研究科（医学）	坂井田 功	教授	医学部附属病院	福田 尚文	助教
大学院医学系研究科（医学）	佐々木 功典	教授	医学部附属病院	古谷 彰	学術研究員
大学院医学系研究科（医学）	鈴木 倫保	教授	医学部附属病院	美甘 章仁	講師
大学院医学系研究科（医学）	谷澤 幸生	教授	大学院理工学研究科（医学）	奥田 昌之	教授
大学院医学系研究科（医学）	長尾 一公	助教	農学部	音井 威重	教授
大学院医学系研究科（医学）	裕 彰一	准教授	農学部	加藤 大智	准教授
大学院医学系研究科（医学）	松崎 益徳	教授	農学部	執行 正義	教授
大学院医学系研究科（医学）	武藤 正彦	教授	農学部	高橋 肇	教授
大学院医学系研究科（工学）	陳 献	教授	農学部	前田 健	教授
大学院医学系研究科（工学）	堤 宏守	教授	農学部	松下 一信	教授
大学院医学系研究科（工学）	平林 晃	准教授	農学部	水野 拓也	准教授
大学院医学系研究科（工学）	山本 修一	教授	農学部	山本 晴彦	教授
大学院医学系研究科（農学）	松井 健二	教授	産学公連携・イノベーション推進機構	中村 美紀子	学術研究員
大学院医学系研究科（農学）	宮田 浩文	教授			

情報通信

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
大学院理工学研究科（工学）	三浦 房紀	教授	大学院技術経営研究科	福代 和宏	教授

環境

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
医学部附属病院	尾家 重治	准教授	農学部	鈴木 賢士	准教授
大学院理工学研究科（工学）	合田 公一	教授	農学部	藤田 志歩	准教授
大学院理工学研究科（工学）	新苗 正和	教授	産学公連携・イノベーション推進機構	近久 博志	教授
大学評価室	鈴木 素之	准教授			

ナノテクノロジー

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
大学院医学系研究科（医学）	重富 充則	准教授	大学院理工学研究科（工学）	比嘉 充	教授
大学院理工学研究科（工学）	江頭 港	准教授	大学院理工学研究科（工学）	森田 昌行	教授
大学院理工学研究科（工学）	喜多 英敏	教授	大学院理工学研究科（工学）	山吹 一大	助教
大学院理工学研究科（工学）	合田 公一	教授	大学院理工学研究科（工学）	山本 節夫	教授
大学院理工学研究科（工学）	小柳 剛	教授	大学院理工学研究科（理学）	内野 英治	教授
大学院理工学研究科（工学）	中山 雅晴	教授			

エネルギー

所属	研究者名	職名
大学院理工学研究科（工学）	兵動 正幸	教授

製造技術

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
大学院医学系研究科（工学）	森 浩二	准教授	大学院理工学研究科（工学）	田中 俊彦	教授
大学院理工学研究科（工学）	只友 一行	教授			

社会基盤

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
大学院技術経営研究科	上西 研	教授	大学院理工学研究科（工学）	進士 正人	教授
大学院理工学研究科（工学）	朝位 孝二	准教授	大学院理工学研究科（理学）	松野 浩嗣	教授
大学院理工学研究科（工学）	川崎 秀明	教授	産学公連携・イノベーション推進機構	近久 博志	教授

フロンティア

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
大学院医学系研究科（理学）	岩楯 好昭	助教	時間学研究所	藤沢 健太	教授

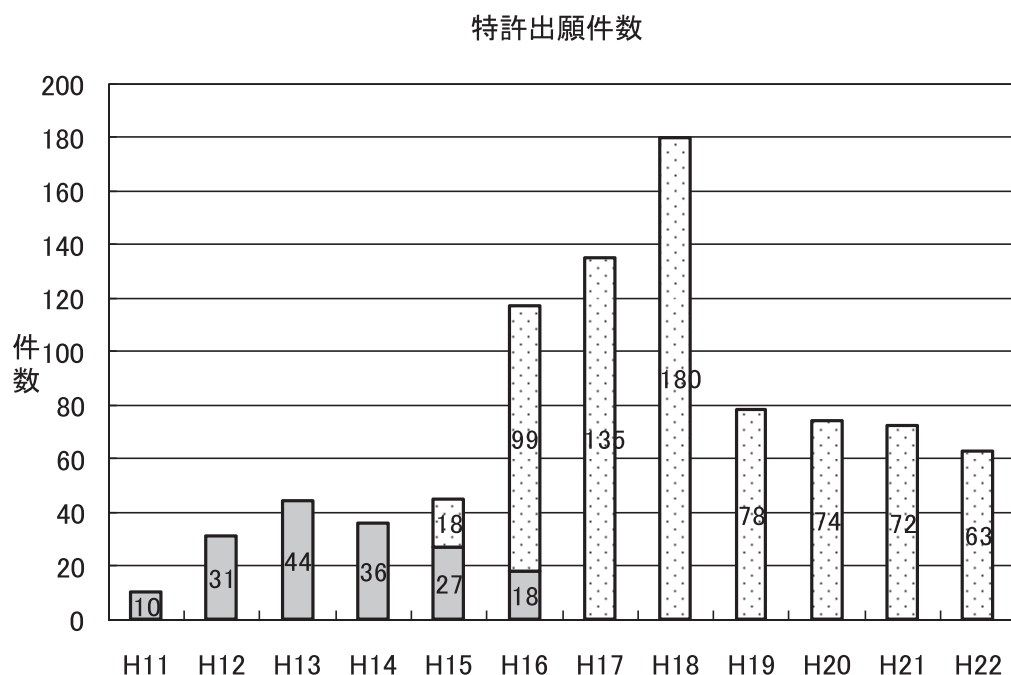
その他

所属	研究者名	職名	所属	研究者名	職名
大学院医学系研究科（医学）	碓 彰一	准教授	大学院理工学研究科（工学）	瀧本 浩一	准教授
大学院理工学研究科（工学）	鵜 心治	教授	大学院技術経営研究科	廣畑 伸雄	准教授（特命）
大学院理工学研究科（工学）	石田 春磨	助教	経済学部	齋藤 英智	准教授
大学院理工学研究科（工学）	内田 文雄	教授	経済学部	藤田 健	准教授
大学院理工学研究科（工学）	榊原 弘之	准教授	農学部	藤田 志歩	准教授

2. 平成 22 年度特許出願件数・技術移転数

(1) 特許出願件数

平成 22 年度 63 件



○学部別の特許出願状況（年度別）

学部の特許出願状況（年度別）								（単位：件数）
	工学部	医学部	農学部	教育学部	理学部	経済学部	その他 （総合科学実験 センター等）	合計
H16年度国内出願	78	13	2	0	6	0	0	99
H17年度国内出願	102	18	10	2	2	1	0	135
H18年度国内出願	107	22	37	1	8	0	5	180
H19年度国内出願	44	16	10	1	6	0	1	78
H20年度国内出願	52	8	8	0	5	0	1	74
H21年度国内出願	47	14	6	0	4	0	1	72
H22年度国内出願	41	10	7	0	4	0	1	63

○国内出願関係

平成22年度の国内出願件数	63	
・単独出願	28	45%
・共同出願	35	56%
〔共同出願相手の内訳〕		
1.企業	24	69%
2.自治体(山口県)	1	3%
3.他大学	6	17%
4.他県		0%
5.研究所	2	6%
6.高専機構		0%
7.企業と他大学	2	6%
8.企業と研究所		0%
9.企業と他県		0%
10.研究所と他大学		0%
11.企業と研究所と他県		0%
(小計)	35	100%

○外国出願関係

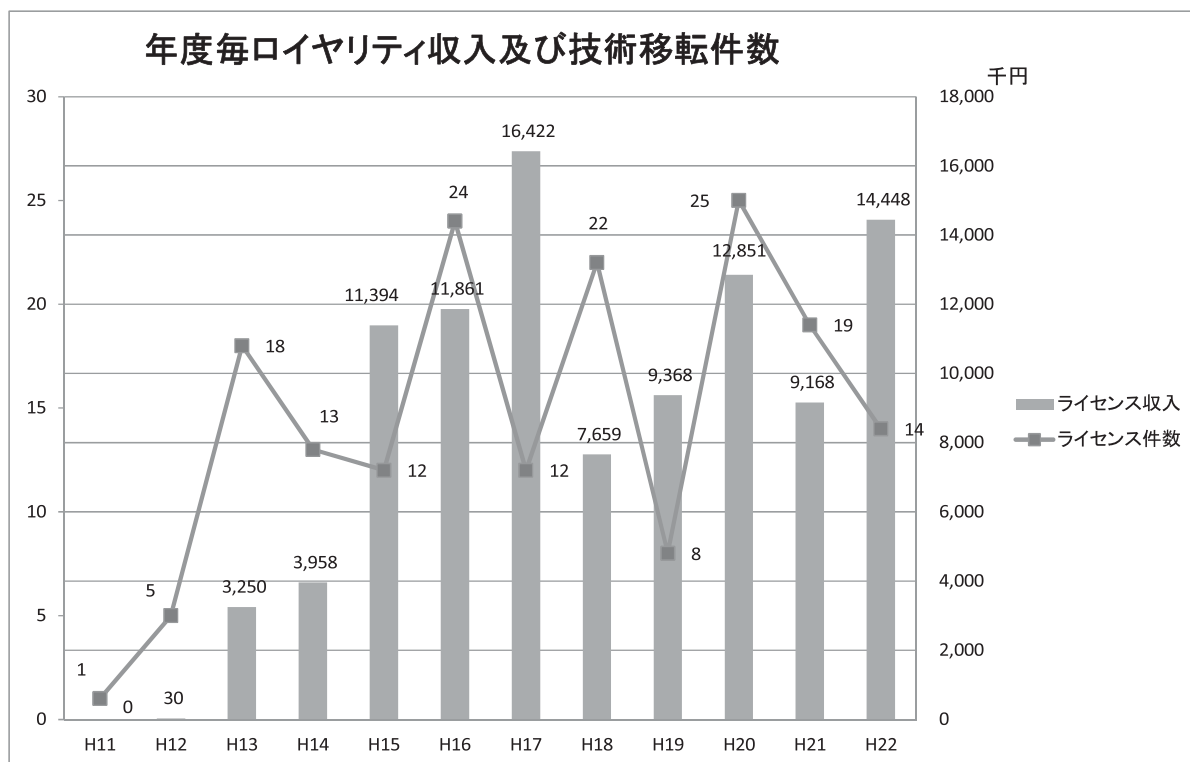
平成22年度の外国出願件数	21
平成22年度に移行した国数	27
平成22年度にJSTへ外国出願支援申請した件数	26
〔内訳〕	
1.採択された件数	12
2.採択されなかった件数	8
3.審議中の件数	3
4.辞退等取下件数	3
(小計)	26

JST: Japan Science and Technology Agency (科学技術振興機構)

(2) 技術移転数

平成 22 年度 技術移転数 14 件（累計 173 件）

平成 22 年度 ロイヤリティ収入 1444 万円（累計 1 億 40 万円）



3. 研究成果の社会への発信支援(各種展示会等に研究成果を出展)

表Ⅶ－1 研究成果の社会への発信支援

4 月	
5 月	□コーディネータ連絡会議総会〔講演（横浜財団、(株)テクノレーツ）、参加者 78 名〕
6 月	□科学・技術フェスタ in 京都〔参加者 5121 名、コーディネータ連絡会議の活動紹介、TS テクノロジーの事業紹介他〕 □Technology Showcase on Life Science in New York〔技術展示 1 件、参加者 100 名弱、個別相談 2 件〕 □国際バイオエキスポ〔技術展示 2 件、参加者：66,750 名、来訪者 48 件、個別相談 3 件、共同研究 2 件〕
7 月	□CIC 新技術説明会〔技術展示 2 件、参加者 171 名、来訪者 68 名、個別相談 2 社〕 □コーディネータ連絡会議〔成功事例・失敗事例、発表 5 件、参加者 58 名〕
8 月	□さんさんコンソ新技術説明会〔技術展示 2 件、参加者 64 名、個別相談 3 社〕
9 月	・山口大学特許検索システム(YUPASS)をイノベーション・ジャパン 2010、ひろしまビジネスマッチングフェア 2010 に出展 □中国地域国立大学法人 5 大学 イチ押しビジネス交流会〔技術展示 1 件、参加者 60 名強、個別相談 3 件〕 □先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(広島)〔技術発表 4 件、技術相談 1 件〕 □第 171 回産学交流サロン〔技術発表 1 件、参加者 60 名、来訪者 10 社、技術相談 4 件〕 □コーディネータ連絡会議 企画運営委員会 □イノベーション・ジャパン 2010〔技術展示 4 件、参加者 150～200 名、個別相談 2 社、共同研究 1 社〕 □Bio Japan 2010〔技術展示 2 件、参加者 15,175 名、来訪者 40 件、個別相談 1 件〕 □第 7 回ひろしまビジネスマッチングフェア 2010〔技術展示 2 件、訪問者 40 名〕
10 月	□コーディネータ連絡会議〔山口大学・水産大学校のシーズ発表、基調講演 1 件、発表 10 件、参加者 99 名〕
11 月	□アグリビジネス創出フェア〔技術展示 1 件、参加者 26,854 名、来訪者 40 件、セミナー参加 30 名、MTA3 件〕 □横浜リエゾンポート 2010〔技術展示 3 件、参加者 150 名、技術相談数件、技術相談 1 件〕 □コーディネータ連絡会議〔宇部高専・徳山高専・大島商船シーズ発表、基調講演 1 件、発表 15 件、参加者 40 名〕 □先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(岡山)〔技術発表 4 件、技術相談 1 件、参加者 200 名〕
12 月	□第 121 回産学交流サロン〔発表 1 件、出席者 66 名、技術相談 1 件〕
1 月	
2 月	□テクニカルショウヨコハマ 2011〔発表 2 件、展示 6 件〕
3 月	□第 10 回次世代医療システム産業化フォーラム 2010〔技術発表 1 件〕

(1) 科学・技術フェスタ in 京都 (参加者総数：5,121 名)

内閣府など 8 府省、2 機関、11 独立行政法人が主催する「科学・技術フェスタ in 京都」が 6 月 5 日に山口大学も参加しました。2002 年から毎年開催されてきた産学官連携推進会議ですが、「従来の関係者だけが集まる会議ではなく、科学・技術コミュニケーションを促進するためのものにすべきだ」という津村啓介・内閣府政務官の強い主張により、今年は内容を大幅に変えて実施することになった。科学・技術の重要性や成果を広く国民に PR するため、産学官に関する取り組みを紹介するだけでなく、高校生向けのシンポジウムや科学実験教室など各種企画が行われていた。

日 時：平成 22 年 6 月 5 日(土) 9:30～16:30

会 場：国立京都国際会館

(2) Technology Showcase on Life Science in New York

広島大学は、米国(ニューヨーク)において、JETRO New York、Bio New Jersey と共にライフサイエンス分野の新技术説明会を開催しました。今回は、中国地域の大学との連携で行い、本学のほかに岡山大学、山口大学、鳥取大学、就実大学が参加して、バイオメディカルの最新技術 10 テーマを発表しました。

日 時：平成 22 年 6 月 11 日(金) 13:30～18:00 (現地時間)

会 場：日本クラブ (The Nippon Club)

145 West 57th Street New York, NY 10019

展示技術：①Pinpoint drug delivery to any lesion in the body:

山口大学は、1 件の技術発表を実施し、100 名弱の来場を受け、2 社からの技術相談を受けた。

(3) 第 9 回 国際バイオエキスポ (参加者総数：66,750 名)

ライフサイエンス研究機器メーカーや試薬メーカー、バイオベンチャー、研究機関、国・自治体など 650 社が、先端バイオ技術を一堂に出展。製品・技術の導入を目的に来場する研究者と出展社との間で、技術相談や商談が活発に行われる【アジア最大の研究者のためのバイオ展】です。

日 時：平成 22 年 6 月 30 日(水)～7 月 2 日(金)

会 場：東京ビッグサイト

展示技術：①機能的 OCT を用いたマイクロ断層診断法 ～動脈硬化・早期癌・DDS
への適用～

②耐熱性発酵微生物の探索とその産業応用

③野生種との交配による新たな雄性不稔ネギ属植物の開発

※アジア最大！巨大バイオ展示会／国際会議 (632 社：出展、250 講演：実施)

山口大学は、2 件の技術展示を行いました。48 名の来訪者があり、3 件の個別相談と 2 件の共同研究がありました。

(4) キャンパス・イノベーション・センター東京 (CIC) 新技術説明会 (参加総数：171 名)

キャンパス・イノベーションセンター (CIC) 東京では、34 大学の首都圏における活動拠点として、主に産学官連携の推進、就職活動支援・入試案内などの学生支援、各種情報提供・情報収集などを行っています。この活動の中で、新技術説明では、発明者自身が、大学発のライセンス可能な特許（未公開特許を含む）を中心にして、企業関係者に実用化を展望した技術説明を行い、広く実施企業・共同研究パートナーを募っております。

日 時：平成 22 年 7 月 30 日 (金)

会 場：キャンパス・イノベーションセンター東京

今回の新技術説明会は、技術を絞った展示となり、山口大学は、つぎの 2 件の技術展示を行いました。68 名の来訪者があり、2 件の個別相談がありました。

② 医療・バイオ) ブルセラ症の新規診断手法の開発

② (環境) 新規触媒を用いた環境に優しいバイオディーゼル油の製造法

(5) さんさんコンソ新技術説明会

岡山大学と鳥取大学が主催のさんさんコンソの活動の一環として、キャンパス・イノベーションセンター (CIC) 東京主催の新技術説明会に、参加しました。山口大学は、つぎの 2 件の技術展示を行いました。64 名の来訪者があり、3 件の個別相談がありました。

日 時：平成 22 年 8 月 20 日 (金)

会 場：キャンパス・イノベーションセンター東京

展示技術：① (医療) 子宮頸癌の新しいバイオマーカーと治療ターゲット

② (医療) carbonyl reductase の発現による子宮がんの予後予測とオーダーメイド治療・分子標的治療への応用

(6) 第 7 回ひろしまビジネスマッチングフェア 2010

今回のフェアでは、中国地方を中心に 140 社を超える企業・団体・大学・支援機関にご出展いただくほか、30 社を上回るバイヤー企業にご参加いただく社団法人中国地域ニュービジネス協議会主催の『個別商談会「Win-Win2010」』と同時開催し、地元企業とのビジネスマッチングを推進していた。また、今回は『地域動力』を掲げ、「未来を動かす地域のチカラ」をテーマに、昨今厳しい経済環境にある中、本フェアの開催が“新たな可能性の創出”と“地域経済の活性化を牽引する原動力”となるよう取り組んでいた。

日 時：平成 22 年 9 月 16 日 (木) 10:00～17:00

会 場：広島県立広島産業会館 西展示館(広島市南区比治山本町 16-31)

広島市南区民文化センター ホール(広島市南区比治山本町 16-27)

展示技術：①リサーチラボノート [コクヨ(株)との連携商品]

②知的財産教本、特許読本など大学保有等知的財産活用促進にかかるテキスト

山口大学は、2 件の技術展示を実施し、40 名の来場を受けた。

(7) 先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(広島)

中国経済産業局は、中国地域におけるカーエレクトロニクスの技術集積やサプライヤーの製品開発力及び事業展開力の強化を図ることなどを目的として、「中国地域・先進環境対応車クラスタープロジェクト」が展開されており、このプロジェクトの一環として「先進環境対応車に係る技術シーズ発信会」を9月17日に開催した。大学、研究機関などが保有の技術シーズ情報、マツダ(株)からの電動化、知能化、軽量化の各分野についての技術ニーズ情報の発信会を受ける形で、大学、公設試験研究機関などの研究者が保有している技術シーズ情報を提案するという形式を取っている。研究者からの技術シーズ提案(12テーマ予定)、先進環境対応車の技術テーマについてのパネル展示(30ブース程度)などがあった。

日 時：平成22年9月17日(金) 13:00～17:00

会 場：マツダ株式会社 広島本社1号館3階 講堂

山口大学からは、4件の技術発表を実施し、1件の技術相談を受けた。

(8) 中国地域国立大学法人5大学 イチ押しビジネス交流会

山口大学は、9月17日(金)にキャンパス・イノベーションセンター東京(東京都港区芝浦)で開催の「中国地域 国立大学法人5大学 イチ押しビジネス交流会」に参加し、医学系の研究テーマを紹介いたしました。本ビジネス交流会は、中国地域の国立5大学が連携して、それぞれの大学が有するシーズを首都圏の企業に紹介し、共同研究や製品開発につなげていくことを目的に、今回初めて開催されたものです。

日 時：平成22年9月17日(金) 14:30～19:00

会 場：キャンパス・イノベーションセンター東京 1階 国際会議室(東京・田町)

展示技術：高効率遺伝子導入を可能にする遺伝子導入エンハンサー

会場には、企業関係者をはじめ60名以上の参加があり、研究テーマを熱心に聴講がありました。特に、山口大学の研究シーズに関しては、60名強の聴講者、3件の個別相談がありました。

(9) イノベーション・ジャパン 2010

研究者自身が、企業関係者を対象として実用化を展望した技術説明を行い、広く実施企業・共同研究パートナーを募るマッチングの場です。昨年は、ナノテク・材料/バイオ・アグリ/医療・健康/環境/新エネルギー・省エネルギー/IT/ものづくりの8分野から、350強の「知」が集結しました。3日間で6,996人が受講されました。

日 時：平成22年9月29日(水)～10月1日(金)

会 場：東京国際フォーラム[東京・有楽町]

展示技術：①特許検索システム(YUPASS)を中心とした高等教育向け知的財産教育
②非水素結合性有機ゲル化剤の開発と応用
③マンガン酸化物のナノ構造制御から次世代エネルギー貯蔵材料への応用展開

④熱性酵母を用いたバイオエタノール生産コスト削減技術

山口大学からは、4 件の技術発表を実施し、200 名弱の来場を受け、2 社からの技術相談を受け、1 社の共同研究に結びついた。

(10) BioJapan 2010（参加者 15,175 名）

BioJapan はバイオテクノロジー分野における日本で最も本格的な国際的ビジネスパートナーリングイベントとして知られ、国内はもとより海外からも多くの出展者と来場者が未知のパートナー候補、最新の情報を求めて来場します。バイオベンチャーをはじめ製薬企業、食品企業、大学、研究機関など、様々な立場のキーパーソンが一堂に集まり、展示会場内では各ブースで活発に面談・商談が行われると同時に、BioJapan が誇る事前アポイントメントシステム「ビジネスパートナーリングマッチングシステム」の活用によって前回は約 2,000 件の個別ミーティングが会場で実施されました。商談内容はライセンス導入／導出、技術紹介、業務提携など多岐にわたります。

日 時：平成 22 年 9 月 29 日（水）～10 月 1 日（金）

会 場：横浜国際平和会議場（パシフィコ横浜）

展示技術：①タグ付抗体を利用した次世代抗体マイクロアレイの開発と応用

山口大学は、1 件の技術発表を実施し、40 名の来場を受け、1 社からの技術相談を受けた。

(11) 先進環境対応車に係る技術シーズ発信会(岡山)

～三菱自動車工業(株)からの技術ニーズ発信を受けた技術シーズ発信！！～

平成 22 年 11 月 1 日（月）にテクノサポート岡山（岡山市）において、9 月 7 日に実施されました三菱自動車工業株式会社からの環境対応（電動車関連）技術、軽量化関連技術、予防安全関連技術、車室内快適性関連技術、製造関連技術の各分野についての技術ニーズ情報の発信会を受ける形で、自動車関連企業及び大学、公設試験研究機関の研究者の方から、保有している技術シーズ情報を提案いただく、シーズ発信会を中国経済産業局主催で開催されました。シーズ発信会は、岡山大学アクチュエータ研究センターの取り組みと技術シーズの紹介、自動車関連企業及び地域大学等の研究者から三菱自動車工業株式会社から発信された技術ニーズに対応した研究開発シーズの提案の 2 部構成で実施されました。

日 時：平成 22 年 11 月 1 日（金）13：30～17：00

会 場：テクノサポート岡山（岡山市北区芳賀 5301）

山口大学は、4 件の技術展示を実施し、200 名の来場と 1 件の技術相談があった。

(12) 横浜リエゾンポート 2010

横浜国立大学および(財)横浜企業経営支援財団、横浜市では、産学連携の場として「横浜リエゾンポート 2010」と題し、大学シーズと横浜市内企業とのマッチングを図るべく、ポスターセッション＋技術説明会を開催しました。テーマは「横浜発 グリーン・イノベーション」です。このイベントは横浜市の取組み「横浜スマートシティプロジェクト」と連動しており、スマートグリッドをはじめとして、省エネやパワーエレクトロニクス、

あるいはバイオマスなどあらゆる「グリーン」関連分野で、企業と協働したい連携大学からのシーズを公開していた。

日 時：平成 22 年 11 月 18 日（木）

会 場：慶應義塾大学 日吉キャンパス 協生館

展示技術：①アズレニルホウ酸誘導体の効率合成と用途開発

②ダイヤモンドライクカーボンをベースとした新しい導電性薄膜材料

③モータ回生エネルギーの高効率回収システム

山口大学は、3 件の技術展示を実施し、150 名の来場と 1 件の技術相談があった。

(13) アグリビジネス創出フェア（参加者 26,854 名）

農林水産業・食品産業分野における最新の研究成果や技術の実用化・産業化を促し、同分野での技術革新と、実用化を通じた研究成果や技術の社会還元を目的に、多数の研究機関と民間企業等が一堂に会し、情報交換や交流を行う機会として技術交流展示会「アグリビジネス創出フェア 2010」を開催します。

日 時：平成 22 年 11 月 24 日(水)～11 月 26 日(金)

会 場：幕張メッセ（千葉県千葉市）

展示技術：①野生種との交配による新たな雄性不稔ネギ属植物の開発

山口大学は、1 件の技術展示（40 名の来場）とセミナー発表（30 の参加）を実施し、3 件の MTA に繋げた。

(14) 横浜企業経営支援財団 第 171 回産学交流サロン

横浜企業経営支援財団との連携活動の一環として実施している産学交流サロンでは、地球温暖化防止の諸対策（省エネルギー、スマートグリッド、スマートシティ、再生エネルギーなど）に必要なグリーンデバイスの重要な基本技術である「パワーエレクトロニクス」について大学の最新の研究・開発シーズ情報、およびスマートグリッド、スマートシティに多用される企業の新製品情報を発表する予定です。まずは電気機器のハード技術を中心にした大学の研究テーマを選び、産学連携や新製品開発の推進、競争的資金の積極的な獲得を目指していきます。

日 時：平成 22 年 12 月 9 日（木） 15:00～17:30

会 場：（財）横浜企業経営支援財団 大会議室

展示技術：DC マイクログリッド&電気自動車用電力変換システム

山口大学の研究シーズに関しては、60 名以上の参加があり、10 件の個別相談、4 件の技術相談がありました。

(15) 第 32 回テクニカルショウヨコハマ 2011

最先端の技術・製品が一堂に会する、神奈川県下最大の工業技術・製品に関する総合見本市テクニカルショウヨコハマは、「未来につながる新たな技術」をテーマに、「ビジネスソリューション」、「生産」、「生活・環境」、「異業種交流グループ等/支援機関」、「産学公連

携」の5つの分野を設け、業界の枠を超えた情報の発信、収集、交流を広範囲に展開させて、技術・製品の販路拡大、ビジネスチャンスの創出、地域産業の振興を図ることを目的として開催された。

日 時：平成23年2月2日(水)～4日(金)

会 場：パシフィコ横浜 展示ホール C・D (横浜市西区みなとみらい 1-1-1)

展示技術：①バーチャルリアリティを活用したコンクリート橋梁点検支援システム

②ダイヤモンドライクカーボンをベースとした新しい導電性薄膜材料

山口大学は、2件の技術発表と6件の技術展示を実施した。

(16) 第10回次世代医療システム産業化フォーラム 2010

本フォーラムは2003年の設置以降、全国の医療機関、大学・研究機関、経済産業局等と連携して、日本最大級の医療・バイオ機器開発のプラットフォームとして、数多くの研究開発プロジェクトを立ち上げてきた。大阪商工会議所、神戸商工会議所、神戸市等との共催により、国内外の医療機関、大学・研究機関、大手医療機器企業との共同開発、協業等を推進する「次世代医療システム産業化フォーラム」を実施した。

日 時：平成23年3月17日(木)

会 場：＜定例会＞神戸商工会議所 3階 神商ホール

展示技術：①バーチャルリアリティを活用したコンクリート橋梁点検支援システム

②ダイヤモンドライクカーボンをベースとした新しい導電性薄膜材料

山口大学は、1件の技術発表を実施した。

4. 支援した競争的資金の採択テーマ一覧

表Ⅶ－２ 支援した競争的研究資金

部局名	研究 代表者名	職名	研究題目	申請者	事業名
大学院医学系 研究科(医学)	坂井田 功	教授	骨髄由来 liver repair cell(LR 細胞)の開発	文部科学省	科学技術試験研究 委託事業
農学部	水野 拓也	准教授	人エアジュバントベクター細胞 の開発(ベクター細胞のイヌの 免疫、毒性評価)	文部科学省	科学技術試験研究 委託事業
大学院理工学 研究科(工学)	江頭 港	准教授	エコフレンドリーポストリチウム イオン二次電池の創製(ナトリ ウムイオン電池用難燃性電解 液の開発及び評価)	文部科学省	科学技術試験研究 委託事業
大学院理工学 研究科(工学)	山本 節夫	教授	シリコンナノ加工と高品質真空 利用技術に関する支援	文部科学省	先端研究施設共用 イノベーション創出 事業
大学院医学系 研究科(農学)	松井 健二	教授	大豆磨砕過程における脂肪酸 酸化経路の解明による風味改 善技術の開発	独立行政法人農 業・食品産業技術 総合研究機構	低コストで質の良い 加工・業務用農産物 の安定供給技術の 開発
大学院理工学 研究科(理学)	松野 浩嗣	教授	自律的無線ネットワークによる 被災情報提供システム	独立行政法人大 島商船高等専門 学校	消防防災科学技術 研究推進制度
大学院理工学 研究科(工学)	比嘉 充	教授	最先端 PG(Mega-ton Water System) 浸透圧発電 正浸透 膜の基礎特性評価	独立行政法人新 エネルギー・産業 技術総合開発機 構	最先端研究開発支 援プログラム
医学部附属病 院	上野 富雄	講師	細径管消化管吻合補助器の実 用化	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)
産学公連携・イ ノベーション推 進機構	中村 美紀 子	学術 研究 員	哺乳類培養細胞で高効率遺伝 子導入を実現する遺伝子導入 エンハンサーの開発	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)
農学部	加藤 大智	准教授	捕食性昆虫唾液の生物機能利 用	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)
大学院医学系 研究科(理学)	村藤 俊宏	教授	光機能材料の創出につながる 有機ホウ素試薬の開発	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)
大学院理工学 研究科(工学)	山吹 一大	助教	クラウンエーテルの運動性を利用 したリチウムイオン二次電池 用ポリマーゲル電解質の開発 とイオン伝導度向上に関する研 究	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)
大学院医学系 研究科(工学)	堤 宏守	教授	極細硫黄繊維のエネルギー貯 蔵材料としての可能性探索	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)
大学院医学系 研究科(工学)	平林 晃	准教授	ハフ変換を越える高精度直線 抽出手法の開発	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)
大学院医学系 研究科(理学)	岩楯 好昭	准教授	再生医療のための生体外組織 形成に向けた細胞の力の可視 化装置の開発	独立行政法人科 学技術振興機構	研究成果最適展開 支援事業(A-STEP)

部局名	研究 代表者名	職名	研究題目	申請者	事業名
大学院理工学研究科(工学)	合田 公一	教授	天然繊維強化プラスチックのための界面改質剤とそれを用いた複合材の開発	独立行政法人科学技術振興機構	重点地域研究開発推進プログラム
大学院理工学研究科(工学)	田中 俊彦	教授	独立電源型内水面用監視・通報システムの開発	独立行政法人科学技術振興機構	重点地域研究開発推進プログラム
大学院医学系研究科(医学)	坂井田 功	教授	重点地域研究開発推進プログラム(育成研究)「肝硬変・肝不全に有用な骨髄由来 Nano-induced Stem Cell(Nano-iSC)分離培養技術の臨床開発	独立行政法人科学技術振興機構	重点地域研究開発推進プログラム(育成研究)
大学院理工学研究科(工学)	森田 昌行	教授	多価 s-ブロック金属イオン導電性ポリマー電解質の開発とその二次電池への応用	独立行政法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業
大学院医学系研究科(理学)	岩楯 好昭	助教	アレーバ運動の伸長収縮システムを用いた生物リズムの解明	独立行政法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)
大学院理工学研究科(工学)	田中 俊彦	教授	GaN インバータの設計とシミュレーション	独立行政法人科学技術振興機構	戦略展開創造研究推進事業
大学院医学系研究科(医学)	佐々木 功典	教授	平成 22 年度 地域イノベーション創出研究開発事業「がんの予防・早期発見に貢献するがん感受性評価システムの開発」	財団法人ちゅうごく産業創造センター	地域イノベーション創出研究開発事業
大学院医学系研究科(工学)	陳 献	教授	『未解決のがんと心臓病を撲滅する最適医療開発』に係る研究開発	国立大学法人東京大学	最先端研究開発支援プログラム
農学部	高橋 肇	教授	多角的アプローチによる加工需要にマッチするはだか麦新栽培体系の確立	愛媛県	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

5. 平成 22 年度客員教授

【平成 22 年度客員教授（任期：平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月）】

(現職等は採用時のものです)

氏 名 (敬称略)	現 職	専 門 分 野
さくらぎ しろう 櫻木 史郎	ユニオンマテリアル株式会社 代表取締役社長	整形結晶化技術
まつもと おさむ 松本 理	(前) 長門農林事務所長	農業生産学
おくやま しげる 奥山 茂	大正製薬株式会社 安全性・動態研究所長	創薬
まつだ ますよし 松田 益義	株式会社 MTS 雪氷研究所 代表取締役	雪氷学、環境科学
まつだ ふさこ 松田 布佐子	株式会社環境経済研究所 代表取締役	生物生産科学、環境科学
はらだ ひろし 原田 博	ライト工業株式会社 国際事業部顧問	法面对策のグラウンドアンカー 工のメンテナンスおよび国際協 力
かいほら そういち 海原 荘一	株式会社エイト日本技術開発 河川・港湾事業本部 中国支社 河 川・港湾部 河川砂防グループ プロジェクトマネージャー	土砂移動現象
くらもと かずまさ 倉本 和正	中電技術コンサルタント株式会社 河川・環境本部 河川部 防災グルー プ 主査	防災危機管理
ましも ひでと 真下 英人	独立行政法人土木研究所 道路技術研究グループ長	トンネル工学
たかはら よしゆき 高原 吉幸	セントラル硝子株式会社 常務執行役員	植物病理学（微生物防除，微生 物農業）
こばやし かおる 小林 薫	飛島建設株式会社 技術研究所副所長	地盤工学・情報化施工，地下空 間学，地下水工学
つじもと かずよし 辻本 一義	辻本法律特許事務所 弁理士	知的財産権
つじもと きよし 辻本 希世士	辻本法律特許事務所 弁護士、弁理士	知的財産権
おく とし お 奥 登志生	(前) 山口大学産学公連携・イノベ ーション推進機構 知的財産部門 ディレクタ	知的財産権
はね たくや 羽根 拓也	株式会社アクティブラーニング 代表取締役社長	ベンチャー・ビジネス
うえだ きよたか 植田 清隆	電力中央研究所 名誉研究顧問	電力系統の計画と運用 省エネルギー電力機器

6. 知財啓発活動

YUPASS の普及・啓発、及びそれを用いての更なる研究者出願支援活動の展開

○YUPASS を用いた特許講習会（特許インストラクター養成講座）の開催と普及・啓発の推進、地域連携への活用（学外コーディネータや他大学へ特許講習会を公開）

・特許情報検索講習会

講師：宇部興産(株) 岡本和彦主席部員(山口大学客員研究員)、山口大学知財部門 佐田洋一郎部門長
日時、場所、受講者：

【山口地区】平成 22 年 5 月 27 日,6 月 3 日,10 日 理・農学部関係者向け、学内職員、学生 27 名、
【宇部地区】平成 22 年 6 月 16 日,30 日,7 月 7 日 工学部関係者向け、学内教職員、学生 62 名、
【宇部地区第 2 回】平成 22 年 8 月 31 日,9 月 3 日,7 日 医学部関係者向け、学内外職員、学生 27 名、

・特許マップ作成講習会

講師：(独)産業技術総合研究所 栗原健一先生、山口大学知財部門 佐田洋一郎部門長
日時、場所、受講者：

【宇部地区】平成 23 年 2 月 28 日,3 月 1 日 工・医学部関係者向け、学内外教職員、学生 29 名、
【山口地区】平成 23 年 3 月 8 日,9 日 理・農学部関係者向け、学内外教職員、学生 26 名、

・特許図面作成講習会

講師：岡野特許商標事務所 岡野卓也弁理士、山口大学知財部門 藤本昌平ディレクタ、
山口大学知財部門 佐田洋一郎部門長

日時、場所、受講者：
【宇部地区】平成 23 年 1 月 14 日 工学部関係者向け、学生 4 名

○学生インストラクターの養成と学生の実践的な知的財産活動への参画、
研究教育現場での YUPASS の実践的活用の推進



特許情報検索講習会



特許マップ作成講習会



特許図面作成講習会

研究ノートの普及と廉価版の開発、電子版ラボノートの開発

○リサーチラボノート（コクヨと共同開発した研究ノート）の普及・啓発

- ・各地の大学、高専、研究機関等での研究ノートの活用セミナーの開催
- ・大学生協等を通じて全国の大学（約700校）等で販売中

○リサーチラボノートの廉価版（エントリーモデル）をコクヨと共同開発

○低廉で実用可能な電子版ラボノートのシステムを調査研究



リサーチラボノート
(エントリーモデル)

契約マニュアル書の作成と配布

○契約マニュアル書「産学公連携を円滑に推進するための大学向け知財契約の実践的実務」を作成

知財セミナーやその他知財啓発活動の取り組み

○知的財産教本（知的財産テキスト）の普及と知的財産意識の啓発

○周辺教育機関への知財教育支援や周辺企業への知財セミナーの開催



契約マニュアル書



知的財産教本
(改訂版)

周辺教育機関向け



参加
平成 17 年度 9 校
平成 18 年度 8 校
平成 19 年度 13 校
平成 20 年度 26 校 約 3630 名
平成 21 年度 32 校 約 3450 名
平成 22 年度 29 校 約 1940 名

周辺企業向け



参加
平成 16 年度 11 ケ所 約 950 名
平成 17 年度 20 ケ所 約 1950 名
平成 18 年度 33 ケ所 約 3100 名
平成 19 年度 20 ケ所 約 2200 名
平成 20 年度 17 ケ所 約 1610 名
平成 21 年度 15 ケ所 約 990 名
平成 22 年度 8 ケ所 約 730 名

7. 平成 22 年度の主な活動

<平成 22 年 4 月>

- 4 月 2 日 ・ YUIC メールマガジン第 191 号発行
- 4 月 16 日 ・ YUIC メールマガジン第 192 号発行
・ 周南パラボラ会
- 4 月 28 日 ・ 知的財産審査委員会

<平成 22 年 5 月>

- 5 月 7 日 ・ YUIC メールマガジン第 193 号発行
- 5 月 11 日 ・ 周南新商品創造プラザ
- 5 月 14-15 日 ・ 第 7 回全国 VBL フォーラム
- 5 月 21 日 ・ YUIC メールマガジン第 194 号発行
・ やまぐち事業化支援・連携コーディネート
会議定期総会
- 5 月 26 日 ・ 知的財産審査委員会
- 5 月 27 日 ・ 特許情報検索インストラクター養成講座
(山口地区)
- 5 月 30 日 ・ CIC 大学説明会 2010

<平成 22 年 6 月>

- 6 月 3、10 日 ・ 特許情報検索インストラクター養成講座
(山口地区)
- 6 月 4 日 ・ YUIC メールマガジン第 195 号発行
- 6 月 5 日 ・ 科学・技術フェスタ in 京都 (産学官連携
推進会議)
- 6 月 7、8 日 ・ 地域イノベーション創出 2010 in ひろしま
- 6 月 9-14 日 ・ ニューヨーク・ショーケース 2010
- 6 月 11 日 ・ Technology Showcase on Life Science in
New York
- 6 月 15 日 ・ 山口県中小企業応援センター産業振興ネッ
トワーク業務処理委員会
・ 山口県中小企業応援センター産業振興ネッ
トワーク運営委員会
- 6 月 16、30 日 ・ 特許情報検索インストラクター養成講座
(宇部地区)
- 6 月 18 日 ・ YUIC メールマガジン第 196 号発行
・ 第 69 回下関ミキサー会
- 6 月 22 日 ・ ヤマグチ・ベンチャー・フォーラム
- 6 月 23 日 ・ 知的財産審査委員会
- 6 月 29 日 ・ 山口県中小企業応援センター産業振興ネッ
トワーク連絡協議会
- 6 月 30-7 月 2 日 ・ 国際バイオ Expo 2010

<平成 22 年 7 月>

- 7 月 1 日 ・ 倉本和正客員教授特別講演会「土砂災害に
よる人的被害防止のための警戒避難対策」
・ 海原荘一客員教授特別講演会「土砂移動現
象の実際－掃流・浮流について考える－」
・ 平成 22 年度第 2 回プラザ
- 7 月 2 日 ・ YUIC メールマガジン第 197 号発行
- 7 月 6 日 ・ 奥山 茂客員教授特別講演会「グルーブⅡ
代謝型グルタミン酸受容体をターゲットと
した新規抗精神病薬の創薬」

- 7 月 7 日 ・ 特許情報検索インストラクター養成講座
(宇部地区)
- 7 月 8 日 ・ 平成 22 年度第 1 回戦略的産業活力活性化
研究会
- 7 月 14 日 ・ 全国コーディネート活動ネットワーク
中国・四国地区第 1 回会議
- 7 月 15-16 日 ・ 平成 22 年度中国・四国地区国立大学法人
地域共同研究センター等センター長会議
- 7 月 16 日 ・ YUIC メールマガジン第 198 号発行
・ 周南パラボラ会
- 7 月 20 日 ・ YUIC ニュースレター第 32 号発行
・ やまぐち事業化支援・連携コーディネート
会議「成功事例・失敗事例に学ぶ」
- 7 月 28 日 ・ 知的財産審査委員会
- 7 月 30 日 ・ JST/CIC 東京新技術説明会

<平成 22 年 8 月>

- 8 月 3 日 ・ 特許情報検索インストラクター認定式
(山口地区)
- 8 月 4 日 ・ 特許情報検索インストラクター認定式
(宇部地区)
- 8 月 6 日 ・ YUIC メールマガジン第 199 号発行
- 8 月 8 日 ・ オープンキャンパス
- 8 月 20 日 ・ YUIC メールマガジン第 200 号発行
・ さんさんコンソ新技術説明会
- 8 月 25 日 ・ 知的財産審査委員会
- 8 月 26 日 ・ 真下英人客員教授特別講演会「道路トンネ
ルの維持管理現状と技術課題」
- 8 月 31 日 ・ 特許情報検索インストラクター養成講座
(宇部地区第 2 回)

<平成 22 年 9 月>

- 9 月 3 日 ・ YUIC メールマガジン第 201 号発行
・ 特許情報検索インストラクター養成講座
(宇部地区第 2 回)
- 9 月 7 日 ・ 高原吉幸客員教授特別講演「微生物農薬の
開発」
・ 特許情報検索インストラクター養成講座
(宇部地区第 2 回)
- 9 月 11 日 ・ 特別講演「光学活性天然物の化学合成
－フェロモンを中心として－」
- 9 月 16 日 ・ やまぐち事業化支援・連携コーディネート
会議企画運営委員会 (7 回目)
・ 第 7 回<ひろしま>ビジネスマッチング
フェア 2010
- 9 月 17 日 ・ YUIC メールマガジン第 202 号発行
・ 第 71 回下関ミキサー会
・ イチ押しビジネス交流会
・ 先進環境対応車に係る技術シーズ発信会
- 9 月 21-22 日 ・ 全国コーディネート活動ネットワーク
中国・四国地区第 2 回会議
- 9 月 22 日 ・ 知的財産審査委員会

9月 24-25日	・UNITT2010	11月 12日	・松田布佐子客員教授特別講演会「低炭素化社会と事業者における環境経営」
9月 27日	・大学と企業との就職・採用セミナー	11月 18日	・ヤマグチ・ベンチャー・フォーラム
9月 29-10月 1日	・イノベーション・ジャパン 2010 ー大学見本市 ・BIO Japan 2010	11月 19日	・YUIC メールマガジン第 206 号発行
<平成 22 年 10 月>		11月 24日	・松本 理客員教授特別講演会「ユリの生理生態と山口県における育種の成果」
10月 1日	・YUIC メールマガジン第 203 号発行	11月 24-26日	・知的財産審査委員会
	・ヤマグチ・ベンチャー・フォーラム「中国ビジネスセミナー」		・アグリビジネス創出フェア 2010
10月 4日	・工学部循環環境工学科 就職セミナー	<平成 22 年 12 月>	
10月 6日	・やまぐち事業化支援・連携コーディネート会議「第 1 回 企業の新開発と新展開を支援する活動」	12月 1日	・真下英人客員教授学生対象 (B3~M2) 講演会「地下空間の利用と建設に関する最近の技術」
10月 7日	・倉本和正客員教授先端技術セミナー「災害から身を守るために～早期避難の実現を目指して～」	12月 3日	・YUIC メールマガジン第 207 号発行
	・海原荘一客員教授先端技術セミナー「土砂災害防止のための対策施設計画及び施設設計」	12月 7日	・高原吉幸客員教授特別講演会「微生物農薬の現状と開発事例」
10月 13日	・特許情報検索インストラクター認定式 (宇部地区第 2 回)	12月 9日	・第 171 回産学交流サロン
10月 14-15日	・第 22 回国立大学法人共同研究センター長等会議	12月 14日	・全国コーディネート活動ネットワーク 中国・四国地域第 3 回会議
10月 15日	・YUIC メールマガジン第 204 号発行	12月 16日	・YUIC メールマガジン第 208 号発行
	・周南パラボラ会	12月 17日	・シンポジウム「地域発イノベーション創出に向けて」
10月 21日	・第 16 回岩国架け橋会	12月 22日	・知的財産審査委員会
10月 22日	・イブニングセミナー2010「医学と美学の時間学：ストレスと癒し」	<平成 23 年 1 月>	
10月 25日	・中国地域 5 大学連携事業 産学官連携コーディネートネットワーク会議	1月 7日	・YUIC メールマガジン第 209 号発行
10月 27日	・知的財産審査委員会	1月 14日	・平成 22 年度特許図面作成講習会及びイラストレーター認定式 (宇部地区)
<平成 22 年 11 月>		1月 20日	・第 17 回岩国架け橋会
11月 1日	・先進環境対応車に係る技術シーズ発信会	1月 21日	・YUIC メールマガジン第 210 号発行
11月 2日	・YUIC ニュースレター第 33 号発行		・周南パラボラ会
	・全国コーディネート活動ネットワーク 全国会議	1月 26日	・知的財産審査委員会
11月 5日	・YUIC メールマガジン第 205 号発行	1月 28日	・第 3 回地域づくり連携サミット
	・奥山 茂客員教授特別講演会「新薬 (先発医薬品) vs.ジェネリック医薬品 (後発医薬品) のメリット/デメリット」	<平成 23 年 2 月>	
11月 10日	・松田益義客員教授先端技術セミナー「地球温暖化と土砂災害…降雨量観測の視点から」	2月 2-4日	・テクニカルショウヨコハマ 2011
	・松田布佐子客員教授先端技術セミナー「カーボンマネジメント (排出権取引他) と現場における CO2 算定の実態」	2月 4日	・YUIC メールマガジン第 211 号発行
	・平成 22 年度第 4 回周南新商品創造プラザ	2月 10日	・イブニングセミナー2010「老化と寿命の遺伝子スイッチ」
11月 12日	・松田益義客員教授特別講演会「実社会の要請に対する技術コンサルタントの役割とその実際」	2月 16-18日	・nano tech 2011
	・やまぐち事業化支援・連携コーディネート会議「第 2 回 企業の新開発と新展開を支援する活動」	2月 18日	・YUIC メールマガジン第 212 号発行
			・第 75 回下関ミキサー会
		2月 23日	・知的財産審査委員会
		2月 28日・3月 1日	・特許マップ作成講習会 (宇部地区)
<平成 23 年 3 月>		<平成 23 年 3 月>	
		3月 1日	・YUIC ニュースレター第 34 号発行
		3月 4日	・YUIC メールマガジン第 213 号発行
			・安全保障貿易管理セミナー
		3月 8-9日	・特許マップ作成講習会 (山口地区)
		3月 15日	・大学発ベンチャー起業セミナー

—「負」の道を選ばないために—

- 3 月 16 日
 - ・中国地域 5 大学連携事業 産学官連携コーディネートネットワーク会議（第 2 回）
 - ・第 3 回山口県しんきん合同ビジネスフェア 2011
- 3 月 17 日
 - ・第 10 回次世代医療システム産業化フォーラム 2010
- 3 月 18 日
 - ・YUIC メールマガジン第 214 号発行
- 3 月 23 日
 - ・知的財産審査委員会
- 3 月 25 日
 - ・産学連携促進事業委員会
- 3 月 26 日
 - ・羽根拓也客員教授特別セミナー「限界を突破する～他社を活用する『知的交配』の技術～」

VIII. 規則・申請書様式

1. 国立大学法人山口大学共同研究取扱規則

国立大学法人山口大学共同研究取扱規則

昭和60年3月12日規則第 18号

改正	昭和62年7月24日規則第 40号	平成元年3月30日規則第 34号
	平成元年7月6日規則第 41号	平成2年9月18日規則第 63号
	平成2年9月18日規則第 65号	平成5年3月1日規則第 7号
	平成8年4月1日規則第 44号	平成9年3月31日規則第 57号
	平成13年3月28日規則第 72号	平成15年2月21日規則第 15号
	平成16年4月1日規則第 83号	平成18年3月29日規則第 56号
	平成18年6月30日規則第127号	平成18年9月26日規則第140号
	平成21年3月12日規則第 13号	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）における民間企業等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究 外部機関等から研究者又は研究経費等を受け入れて、本法人の大学教育職員（大学教育職員以外の者であって、部局等の長が認めたものを含む。第4号を除き、以下同じ。）が当該外部機関等の研究者と共通の課題について行う研究
- (2) 共同研究員 外部機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本法人に派遣される者をいう。
- (3) 研究代表者 本法人の大学教育職員が単独で行う共同研究にあっては、研究の推進に関し責任を持つ当該大学教育職員を、本法人の大学教育職員が複数で行う共同研究にあっては、その組織を代表し、研究計画の取りまとめを行う本法人の大学教育職員をいう。
- (4) 部局等 学部、大学院の研究科（専任の大学教育職員を置く研究科に限る。以下同じ。）、全学教育研究施設、大学評価室、エクステンションセンター及び医学部附属病院をいう。

(共同研究実施の原則)

第3条 共同研究は、次の場合に限り実施できるものとする。

- (1) 本法人の自主性・主体性の下に、優れた研究成果が期待できるとき。
- (2) 本法人の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められるとき。

(共同研究に要する経費)

第4条 共同研究に要する経費は、次により取り扱うものとする。

- (1) 本法人は、共同研究を行うに当たって、その施設、設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設、設備の維持、管理に必要な経常経費等を負担するものとし、共同研究に要する経費を分担する必要がある場合には、予算の範囲内において、次号に規定する直接経費の一部を負担することがある。
- (2) 本法人は、共同研究の遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費、光熱水料等の直接的な経費（消費税相当額を含む。以下「直接経費」という。）及び直接経費以外に必要な経費（消費税相当額を含む。以下「間接経費」という。）の合算額を外部機関等から受け入れるものとする。この場合において、間接経費は、直接経費の8パーセント以上に相当する額とする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。
- (3) 共同研究員の研究指導料の額（消費税相当額を含む。）は、1名につき年額420,000円とし、月割計算はしないものとする。ただし、同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の共同研究員に係る研究指導料は、改めて徴収しない。

(設備等の取扱等)

第5条 前条に規定する経費により、研究の必要上本法人において新たに取得した設備等は、原則として本法人の所有に属するものとする。

- 2 本法人は、共同研究の遂行上必要がある場合には、外部機関等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

(受入の条件)

第6条 共同研究の受入の条件は、次のとおりとする。

- (1) 共同研究の結果生じた知的財産の権利は、原則として、当該知的財産の創出に係る寄与度により本法人と外部機関等との持分を決定するものとする。
- (2) 知的財産の取扱いに関しては、この規則に定めるもののほか、国立大学法人山口大学職務発明等規則（平成16年規則第88号）の定めるところによる。
- (3) やむを得ない理由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合には、本法人はその責を負わないものとする。
- (4) いったん納入した共同研究に要する経費は、原則として返還しない。ただし、共同研究を完了し、又は共同研究を中止し、若しくはその期間を変更した場合において、共同研究に要する経費の額に不用が生じ、申込のあった外部機関等から不用となった額について返還の請求があったときには、その返還方法について外部機関等と協議の上、返還するものとする。
- (5) 既納の研究指導料は、返還しない。ただし、当該共同研究員が一度も派遣されなかった場合については、この限りでない。
- (6) 共同研究に要する経費は、外部機関等との協議により、その納付期限等を取り決めるものとする。

(共同研究の申込)

第7条 外部機関等からの共同研究の申込は、当該共同研究を行おうとする本法人の大学教育職員が所属する部局等の長に、共同研究申込書の提出によって行われるものとする。ただし、該当する大学教育職員が複数の部局等にわたっている場合には、研究代表者の所属する部局等の長に、共同研究申込書が提出されるものとする。

(共同研究の受入決定)

第8条 研究代表者の所属する部局等の長は、研究代表者の所属する部局等と共同研究員の受入部局等が異なる場合には、次項に規定する審査に先立ち、共同研究員の受入先となる部局等の長と共同研究員の受入について協議するものとする。

2 部局等の長は、共同研究の申込があったときは、当該共同研究を担当する大学教育職員及び当該大学教育職員の属する学科長等の意見を聞いた上、部局等の審査委員会の審査を経て、共同研究の受入を決定するものとする。

(共同研究の受入決定通知)

第9条 部局等の長は、共同研究の受入を決定したときは、学長及び外部機関等へ通知するとともに、教授会（大学院医学系研究科、大学院理工学研究科及び大学院技術経営研究科以外の研究科にあっては研究科委員会、全学教育研究施設、大学評価室及びエクステンションセンターにあっては運営委員会、医学部附属病院にあっては運営審議会）に報告するものとする。

(契約の締結)

第10条 学長は、前条の通知を受けたときは、外部機関等と共同研究契約を締結するとともに、契約締結後、速やかに当該部局等の長にその旨を通知するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 共同研究を行う本法人の大学教育職員又は研究代表者は、やむを得ない事情により研究を中止し、又は期間を延長する必要があるときは、直ちに当該部局等の長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた部局等の長は、その理由がやむを得ないものであると認めるときは、学長へ報告するものとし、学長は外部機関等と協議の上、必要な対応を行うものとする。

(特許出願等)

第12条 学長は、共同研究に伴い本法人の大学教育職員が発明を行った場合には、速やかに、外部機関等へ通知するとともに、発明の帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

2 学長は、速やかに発明の帰属を決定できるよう、共同研究の契約時に、可能な限り相互の役割分担等を協議して定めておくものとする。

- 3 学長は、本法人の大学教育職員が共同研究の結果独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときには、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ外部機関等の同意を得るものとする。
- 4 学長は、本法人の大学教育職員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときには、権利持分等を定めた共同出願契約を外部機関等と締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、外部機関等から特許を受ける権利を承継した場合には、本法人が単独で出願を行うものとする。

(実用新案権等の取扱)

第13条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前条の規定に準じて取り扱うものとする。

(共同研究の完了報告)

第14条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときには、完了報告書を作成の上、部局等の長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の報告があったときには、学長に報告するものとする。

(共同研究の公表)

第15条 共同研究による研究成果は、契約上の制限がある場合を除き、原則として公表するものとする。

- 2 学長は、共同研究による研究成果の公表の時期及びその方法について、必要がある場合には、外部機関等と協議するものとする。

(外部機関等の施設における研究)

第16条 本法人の大学教育職員は、共同研究の遂行上必要がある場合には、当該外部機関等の施設において研究を行うことができるものとする。この場合においては、研究用務のための出張として取り扱うものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年3月12日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年7月24日から施行する。
- 2 この規則改正後の第4条第1項及び共同研究契約書の第3条第3項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 7 月 6 日から施行し、平成元年 5 月 29 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 年 9 月 18 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行前に複数年契約を締結した平成 16 年 4 月 1 日以降の共同研究については、この規則による改正後の国立大学法人山口大学共同研取扱規則第 5 条の規定にかかわらず、間接経費は賦課しない。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 30 日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学共同研取扱規則の規定は、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成21年 3 月31日以前に契約を締結した共同研究については、この規則による改正後の国立大学法人山口大学共同研究取扱規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

共同研究申込書

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学 学長 殿

所在地 〒
 名称
 代表者職氏名

職印

下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目					分野	
研究目的及び内容						
研究組織	区分	氏名	部署・職名	役割分担		
	山口大学					
	当機関					
	・当機関共同研究員の派遣（有（別紙（１）のとおり） ・ 無 ）					
研究実施場所	山口大学：					
	当 機 関：					
当機関が負担する経費（予定）	研究実費 円					
	研究指導料 円（共同研究員人数×420,000 円）					
	管理運営費 円（研究実費×8%以上）					
	合計 円					
	・経費支払い方法（一括 ・ 分割（別紙（３）のとおり）					
研究予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日					
情報公開	当機関名称（可 ・ 否 ） 研究題目（可 ・ 否 ）					
委託条件等	有（別紙（４）のとおり） ・ 無					
当機関の分類等	※右記については「申込書の記入について」を参照のうえ該当する番号を記入下さい。			業種	分類	
					規模	
契約事務連絡先（※実務者名でお願いします。）	住所	〒				
	担当部署・職名		担当者氏名		電話番号及びE-メールアドレス	
担当コーディネータ（※関わったコーディネータがいる場合のみ）						

（注）様式は、必要事項の記載があれば任意とする。

別紙

(1) 共同研究員の派遣について

共同研究員の派遣がある場合は、次の表に記入してください。

氏名（フリガナ）	
性 別	
年 齢	
所 属 ・ 職 名	

(2) 共同研究の用に供する設備について

共同研究の用に供する設備がある場合は、次の表に記入してください。

① 山口大学で使用する施設・設備

名 称	
規 格	
数 量	

② 当機関から山口大学へ無償貸与する設備

名 称	
規 格	
数 量	

(3) 研究費の分割払いについて

共同研究費を分割して支払う場合は、次の表に記入してください。

当機関が負担する研究経費等		円
(研究経費		円, 管理運営費
円, 研究料		円)のうち,
1 回目	:	円を請求書記載の振込期限までに納付
2 回目	:	円を平成 年 月 日までに納付
.		
.		

(4) 委託条件等について

① 報告書等について

貴機関と研究者がとりまとめる成果報告以外に報告書が必要な場合は、次の表に記入してください。

報 告 書 等 名	提 出 期 限	様 式 の 有 無
	平成 年 月 日	なし ・ あり ()
	平成 年 月 日	なし ・ あり ()
	平成 年 月 日	なし ・ あり ()

②国等からの委託・補助・再委託について

本研究が「国等からの補助金」「国等からの委託費」又はその再委託である場合は、次の表に記入してください。

種 別	補助金 ・ 委託費
交付元（委託元）	
事業名	
競争的資金	非該当 ・ 該当

③研究経費の経理について

研究経費の経理について注意点がある場合は、次の表に記入してください。

次表中には大学の標準的な取り扱いを記載しておりますので適宜ご修正ください。

経費計上期限	契約終了日までに納品確認	
支出期限	契約終了日後2カ月程度で仕入先に支払	
証憑書類の整理	大学ルール（必要に応じ写しを閲覧可）	
費目流用の制限 （積算費目がある場合に記載してください）	なし	
経費計上の制限 （計上できない経費がある場合に記載してください）	なし	
事務処理マニュアル	なし	
経理検査 （実施される場合には方法・時期を記載してください）	なし	
	方 法	時 期
	書 面 ・ 実 地	平成 年 月 ごろ
	書 面 ・ 実 地	平成 年 月 ごろ

④その他

その他特記事項がある場合は記入して下さい。

--

共同研究申込書の記入について（本紙以降は印刷不要です）

1. 分野

次の中から最もふさわしい研究分野の番号を1つ選んで共同研究申込書に記入してください。

1	ライフサイエンス	2	情報通信
3	環境	4	ナノテクノロジー・材料
5	エネルギー	6	製造技術
7	社会基盤	8	フロンティア
9	その他		

2. 業種

次の中から該当する業種の番号を選んで共同研究申込書に記入してください。

業種		分類	業種	分類	
①	水産・農林業	農業	④	製造業	一般機械器具製造業
		林業			電気機械器具製造業
		漁業			情報通信機械器具製造業
②	鉱業	鉱業			電子部品・デバイス製造業
③	建設業	総合工事業			輸送用機械器具製造業
		職別工事業			精密機械器具製造業
		設備工事業			その他の製造業
④	製造業	食料品製造業	⑤	電気・ガス・水道業	電気業
		飲料・たばこ・飼料製造業			ガス業
		繊維工業			熱供給業
		衣服・その他の繊維製品製造業			水道業
		木材・木製品製造業	⑥	運輸・情報通信業	通信業
		家具・装備品製造業			放送業
		パルプ・紙・紙加工品製造業			情報サービス業
		印刷・同関連業			インターネット附随サービス業
		化学工業			映像・音声・文字情報製作業
		石油製品・石炭製品製造業			運輸業
		プラスチック製品製造業	⑦	卸売り・小売業	
		ゴム製品製造業	⑧	金融・保険業	
		なめし革・同製品・毛皮製造業	⑨	医療、福祉	
		窯業・土石製品製造業	⑩	サービス業	
		鉄鋼業	⑪	国、地方公共団体、独立行政法人、その他公益法人等	
		非鉄金属製造業	⑫	その他	
		金属製品製造業			

3. 分類

次の中から該当する分類の番号を選んで共同研究申込書に記入してください。

1	国内企業	2	国
3	独立行政法人	4	その他公益法人等
5	地方公共団体	6	外国政府機関
7	外国企業	8	その他

※ 4「その他公益法人等」とは、特殊法人、公団、財団法人、社団法人、商工会議所をいいます。

4. 規模

次の中から該当する規模の番号を選んで共同研究申込書に記入してください。

1	大企業
2	中小企業（※）
3	小規模企業（※）

※中小企業基本法に基づく中小企業

業種分類	資本金	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。

※中小企業基本法に基づく小規模企業者

業種分類	従業員
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

共同研究契約書（案）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と国立大学法人山口大学（以下「乙」という。）は、次の各条項によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、成果報告書中で成果として確定された第2条に定義する本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「実施権」とは前項に規定する「実施」を行う権利であり、これらのうち、「専用実施権」、「通常実施権」及び「独占的通常実施権」のいずれかを意味する。

イ・「専用実施権」とは、次に掲げるものをいう。

① 特許法、実用新案法及び意匠法に、それぞれ規定されている専用実施権。但し特許については、仮専用実施権を含むものとする。

② 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

③ 種苗法に規定する専用利用権

④ 第1項二号二に規定する権利の対象となるノウハウについて独占的に実施する権利

⑤ プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施する権利

ロ・「通常実施権」とは、次に掲げるものをいう。

① 特許法、実用新案法及び意匠法に、それぞれ規定されている通常使用権、但し特許については仮通常実施権を含むものとする。

② 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権

③ 種苗法に規定する通常利用権

④ 第1項二号二に規定する権利の対象となるノウハウを実施する権利

⑤ プログラムの著作権に係る著作物を実施する権利

ハ・「独占的通常実施権」とは、通常実施権のうち、第三者に対して実施権を許諾しないことを約した通常実施権

5 本契約において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者をいう。但し、本契約第4条第2項の規定により、変更又は追加された者を含むものとする。

また、「研究協力者」とは、「研究担当者」以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次に示す内容により共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(1) 研究題目 :

(2) 研究目的及び内容 :

(3) 研究実施場所 :

国立大学法人山口大学

(4) 提供物等 :

(有償、無償も記載する)

(研究期間)

第3条 本共同研究の研究期間は、契約締結日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として従事させるものとする。

2 甲及び乙は、研究担当者を変更又は追加する場合には、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

3 乙は、甲の研究担当者のうち、乙の研究実施場所において研究指導のため本共同研究に従事させる者（以下「共同研究員」という。）を受け入れることができる。

4 甲及び乙は、本共同研究の遂行に必要と認めた場合、協議の上、相手方の研究担当者を自己の研究実施場所に受け入れ、本共同研究に従事させることができる。

(進捗状況の報告及び成果報告書の作成)

第5条 本共同研究の管理は、甲及び乙が共同して行うものとする。

2 甲及び乙は、本契約の有効期間中、定期的に又は随時、連絡会を開催し、本共同研究の進捗状況について情報交換を行うとともに、本共同研究に関し、事後の課題、スケジュール等の必

要事項を協議する。

- 3 甲及び乙は協力して、本共同研究完了の翌日から、30日以内に、本共同研究の成果報告書を取りまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第6条 甲及び乙は、成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するもの及びその持分を、協議の上、指定するものとする。

- 2 指定されたノウハウの秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究費の負担)

第7条 甲は、別表第2に掲げる研究実費、管理運営費、甲の共同研究員を研究指導のため乙の研究実施場所に常駐させる場合は研究指導料（消費税を含む。以下、これらを「研究費」という。）を負担するものとする。

(研究費の納付)

第8条 甲は、研究費を乙の定める納付期限までに、乙の指定する方法で支払わなければならない。

- 2 甲は所定の納付期限までに前項の研究費を支払わないときは、支払期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない場合がある。

(研究費の管理)

第9条 研究費の経理は乙が行う。ただし、甲は本契約に関する経理書類（研究指導料及び管理運営費を除く。）の閲覧を乙に申し出ることができる。乙は甲からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる研究費により取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 乙は、別表第3に掲げる乙に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

- 2 乙は、本共同研究の用に供するため、別表第3に掲げる甲の所有に係る設備を甲の同意を得て、使用貸借契約を締結した後に無償で受け入れることができる。なお、乙は甲から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 乙の研究担当者が必要があると認められる場合は、甲の諒解を得て、甲の研究場所において、甲の設備を利用することができる。
- 4 第2項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、甲の負担とする。

(研究の中止又は期間の延長)

第12条 天災、火災、研究担当者の死亡又は転・退職その他、研究遂行上やむを得ない事由が

あるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はそれに伴う一切の責を負わないものとする。

(研究費の過不足時の取り扱い等)

第 13 条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第 8 条第 1 項の規定により納付された研究費（研究指導料および管理運営費を除く）の額に不用品が生じた場合は、乙は不用品となった額を甲に返還するものとする。ただし、その返還方法は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、本共同研究の遂行上、納付された研究費に不足を生じる恐れが発生した場合には、甲に書面により通知する。甲及び乙は、不足する研究費の負担について協議の上決定する。ただし、原則として、当該研究費の不足額はこれを甲が負担するものとする。

3 乙は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第 11 条第 2 項の規定により甲から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で甲に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費（原状回復費用を含む。）は、これを甲の負担とする。

(知的財産権の出願等)

第 14 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い本共同研究に関連した発明等が生じた場合には、速やかにその事実及び内容を相手方に通知し、その帰属を協議して決定しなければならない。

2 甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、それぞれ単独で発明等を行ったときは、当該発明等は発明等を行った側の単独の帰属とする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

3 甲及び乙は、それぞれに属する研究担当者が本共同研究の結果、共同して発明等を行ったときは、当該発明等は甲及び乙の共有とし、その持分を協議して定めた上で、別途共同出願契約を締結するものとする。この場合、共同出願の手続き及びそれにより得られる知的財産権の維持・管理は、原則として甲の負担で甲が行うものとし、乙はこれに協力する。

4 前項の規定にかかわらず、本共同研究の結果生じた発明等を乙に属する研究担当者と甲とが共有することとなった場合は、当該乙に属する研究担当者と甲とが協議の上、その取り扱いを定めるものとする。

(外国出願)

第 15 条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の出願手続き及び権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、事前に協議の上、その可否及び出願国、費用の負担方法等を定めるものとする。

(優先的实施)

第 16 条 乙は、第 14 条第 2 項の規定による、乙単独に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く）について、出願の日から 30 日以内又は、審査請求の期限前 60 日から 30 日までの期間（ただし第 17 条第 1 項の規定に基づき、第三者に実施許諾又はその手続中である場合を除く）（以下「選択期間」という）に甲又は甲の関連会社（甲の子会社又は親会社をいう：以下の各条において同じ）から、文書により独占的通常実施権の申し込みがあった場合には、実施許諾するものとする。

- 2 乙は、第 14 条第 3 項の規定による、共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く）について、選択期間中に甲又は甲の関連会社から、独占的に実施したい旨の申し込みがあった場合には、第三者には実施許諾できないものとする（以下、この期間及び前項における独占的仮通常実施権の付与期間を併せて「独占的な実施期間」という）。
- 3 前二項の規定にかかわらず、甲又は甲の関連会社が、独占的な実施期間中、知的財産権の出願の日から 5 年経過後においても実施又は実施の準備をしないときは、甲又は甲の関連会社が有する独占的通常実施権又は独占的な実施期間は消滅するものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

- 第 17 条 乙は、甲又は甲の関連会社から乙の単独所有又は共有に係る知的財産権について、選択期間中独占的通常実施権の申し込みがなされなかった場合、前条第 3 項に規定する独占的通常実施権又は独占的な実施期間が消滅した場合及び独占的な実施期間が終了した場合は、自ら、又は乙が指定する技術移転機関に委託して第三者に通常実施権を許諾することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、甲に不測の損害を与えることが予想される場合、出願から 30 日以内にその理由を示し、乙又は乙から委託を受ける技術移転機関に対し、第三者への実施許諾可能な期間を変更することについて協議することができる。協議が整わない場合は、前項の規定どおりとする。
 - 3 甲は、甲の単独所有又は共有に係る知的財産権について、出願のときから第三者に通常実施権を許諾することができる。

（持分の譲渡等）

- 第 18 条 甲及び乙は、知的財産権の自己の持分を相手方に譲渡又は放棄することができる。但し、対価等の条件については、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、共有に係る知的財産権について、相手方の事前の書面による承諾を得た場合に限り、自己の持分を第三者に譲渡することができるものとする。

（実施料）

- 第 19 条 甲又は甲の関連会社が乙単独所有又は共有の知的財産権を実施しようとするときは、別途実施許諾契約を締結するものとし、当該甲又は甲の関連会社は実施料を乙に支払わなければならない。
- 2 共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、実施許諾に要する費用を除き、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（情報交換）

- 第 20 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後、相手方の求めに応じて速やかに相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第 21 条 甲及び乙は、相手方より開示又は提供を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、秘密情報とし、本共同研究に直接関与する者及び本共同研究を管理する者以外の者に開示漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
- 六 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

2 甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報について、それぞれの研究担当者が退職、就職、転職又は他機関等へ転籍した後も含め、当該研究担当者に対して秘密保持義務を負わせるものとする。

3 甲及び乙は、相手方より開示又は提供を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報及び提供物を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

4 前三項の有効期間は、第 3 条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後 3 年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の取扱い)

第 22 条 甲及び乙は、本共同研究により得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は、当該年度に得られた研究成果）については、共同研究期間中及び当該共同研究の完了又は中止後、3 ヶ月間は秘密を守らなければならない。但し、知的財産権を取得するため又は技術移転を行うために必要な最小限において、当該知的財産権取得又は技術移転手続を行う者に秘密保持義務を負わせた上で開示することを妨げず、当該技術移転機関が技術移転活動を行うに必要な最小限度において、秘密保持義務を負わせた上で開示することができる。

2 甲及び乙は、本共同研究完了又は中止の翌日から起算し 3 ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果について、第 6 条で規定するノウハウ秘匿義務及び第 21 条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で公表すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、乙の研究担当者は、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

3 前項において、研究成果の公表を希望する当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日又は刊行物に掲載する手続きの 30 日前までにその内容を書面にて相手方に通知し、相手方の了解を得なければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による相手方の了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

4 公表希望当事者から前項における通知を受けた相手方は、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断するときは当該通知受理後 10 日以内に公表希望当事者に対して公表内容の修正を書面にて求めるものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。た

だし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

- 5 第3項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第23条 甲及び乙は、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 研究協力者の参加を希望する当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

- 3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

第24条 乙は、甲が第8条第1項に規定する研究費を所定の納付期限までに納付しないとき及び第13条第2項に規定する追加の研究費を支払わないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第25条 甲又は乙は、前条に掲げる事由並びに甲及び乙に所属する研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第26条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第23条、第25条及び第28条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第27条 この契約に定めない事項について疑義が生じた場合、その取り扱いについて甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴えは、被請求人の住所を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) : (住所)
(機関名)
(部署)
(役職)
(氏名) 印

(乙) : 山口県山口市吉田 1 6 7 7 番地 1
国立大学法人山口大学
学 長 丸 本 卓 哉 印

別表第 1（第 1 条、第 4 条、第 14 条、第 21 条、第 23 条、第 25 条関係）

区 分	研究担当者・氏名	所 属 ・ 職 名	本研究における分担
甲			
乙	※		

（注）研究代表者には氏名に※印を付すこと。また共同研究員には氏名に◎を付すこと。

別表第 2（第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 24 条関係）

研究実費	研究指導料	管 理 運 営 費	研 究 費 (研究実費（＋研究指導料）＋管 理運営費＋税)
円	円	円	円

別表第 3（第 11 条、第 13 条関係）

区分	施 設 の 名 称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲				
乙				

以上

2. 国立大学法人山口大学受託研究取扱規則

国立大学法人山口大学受託研究取扱規則

平成 3 年 3 月 12 日規則第 11 号

改正	平成 5 年 5 月 31 日規則第 38 号	平成 6 年 7 月 12 日規則第 31 号
	平成 7 年 3 月 30 日規則第 32 号	平成 8 年 4 月 1 日規則第 44 号
	平成 9 年 3 月 31 日規則第 58 号	平成 13 年 1 月 6 日規則第 1 号
	平成 13 年 3 月 28 日規則第 71 号	平成 15 年 2 月 21 日規則第 14 号
	平成 16 年 4 月 1 日規則第 82 号	平成 18 年 3 月 29 日規則第 57 号
	平成 18 年 9 月 26 日規則第 140 号	

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）における受託研究の取扱いに関しては、法令その他に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 商法等に基づく会社、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等（以下「委託者」という。）からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 部局等 学部、大学院の研究科（専任の大学教育職員を置く研究科に限る。）、全学教育研究施設、大学評価室及び医学部附属病院をいう。

(受入の基準)

第 3 条 受託研究は、本法人の教育研究上、有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れることができる。

(受入の条件)

第 4 条 受託研究の受入れの条件は、次のとおりとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者と協議の上、中止することができる。
- (2) 受託研究の結果生じた知的財産権の権利は、本法人に帰属し、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
- (3) 知的財産権の取扱いに関しては、この規則に定めるもののほか、国立大学法人山口大学職務発明等規則の定めるところによる。
- (4) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しない。
- (5) やむを得ない理由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、本法人はその責を負わない。
- (6) いったん納入した受託研究に要する経費は、原則として返還しない。ただし、受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、若しくはその期間を変更した場合に

において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があったときには、返還することがある。

(7) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者との協議により、前項第4号及び第7号の条件を付さないことができる。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究の委託者が負担する経費は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費、光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（消費税相当額を含む。以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費（消費税相当額を含む。以下「間接経費」という。）の合算額とする。この場合において間接経費は、直接経費の20パーセントに相当する額とする。ただし、競争的資金による研究費の間接経費については、形態により異なった率が定められている場合はその率による。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）、地方公共団体、許可法人、特殊法人、独立行政法人の場合で、前項の間接経費が措置されていない場合の間接経費は、協議により定めるものとする。

(受託研究の申込)

第6条 委託者は、所定の受託研究申込書を当該受託研究を行う部局等の長に提出しなければならない。

(受入の決定等)

第7条 受託研究の受入れは、当該受託研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）及び研究担当者の属する学科長等の意見を聴いた上、部局等の長が決定するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の受託研究の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局等の審査委員会の審査を経るものとする。
- 3 部局等の長は、受託研究の受入れを決定したときは、学長及び委託者に通知するとともに、教授会（大学院医学系研究科、大学院理工学研究科及び大学院技術経営研究科以外の研究科にあっては研究科委員会、全学教育研究施設及び大学評価室にあっては運営委員会、医学部附属病院にあっては運営審議会とする。）に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、前条第3項の通知を受けたときは、速やかに所定の契約書により委託者との間に契約を締結するとともに、当該部局等の長にその旨を通知する。

(受託研究の中止及び研究期間の延長)

第9条 研究担当者は、当該受託研究を中止し、又はその研究期間を延長する必要が

生じた場合は、直ちに部局等の長に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 部局等の長は、受託研究の遂行上やむを得ないものと認めた場合は、受託研究の中止又は研究期間の延長を決定し、委託者及び学長に通知する。

(受託研究の完了報告)

第10条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究の成果（研究果の概要、研究組織及び経費）を部局等の長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、受託研究の完了を学長に報告するとともに、委託者に受託研究の成果の報告を行う。

(受入実績の報告)

第11条 部局等の長は、各年度の受託研究の受入実績（受託試験、病理組織検査及び医学部附属病院における医薬品等の臨床研究の受託を除く。）を所定の様式により翌年度の4月末日までに学長へ報告するものとする。

(成果の公表)

第12条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとする。

- 2 部局等の長は、受託研究による研究成果の公表の時期及びその方法について、必要がある場合には、委託者と協議して定めるものとする。

(特許権等の実施)

第13条 学長は、受託研究の結果生じた発明につき、本法人が承継を維持した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において、国立大学法人山口大学知的財産審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

- 2 前項の場合において、委託者又は委託者の指定する者が当該特許権等を優先的実施の期間中、一定期間（委託者と協議して定めた期間）を超えて、正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、委託者又は委託者の指定する者の意見を聴取の上、審査委員会の議を経て、当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第14条 学長は、前条の規定により当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の準用)

第15条 受託研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前2条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項中「10年」とあるのは、「4年」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第16条 部局等の長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を定めることができる。

(定型的な受託研究)

第17条 受託試験、病理組織検査及び医学部附属病院における医薬品等の臨床研究等の定型的な受託研究の取扱いについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成3年3月12日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受け入れた受託研究については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成5年5月31日から施行し、この規則による改正後の山口大学受託研究取扱規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成6年7月12日から施行し、平成6年6月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前の複数年契約を締結した受託研究の平成16年4月1日以降の間接経費は、この規則による改正後の国立大学法人山口大学受託研究取扱規則第5条の規定にかかわらず、当該契約に定める額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

受 託 研 究 申 込 書

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学 学長 殿

委託者
所在地 〒
名 称
代表者職氏名

職印

下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

研 究 題 目							分 野			
研 究 目 的 及 び 内 容										
研 究 に 要 す る 経 費 （ 予 定 ） （内訳の詳細は別 紙（１）のとおり）	直接経費 円									
	間接経費 円（直接経費×20%以上）									
	合 計 円									
	・経費支払い方法 （ 一括 ・ 分割（別紙（２）のとおり） ）									
器 具 ， 資 材 等 提 供 の 有 無	有（別紙（３）のとおり） ・ 無									
研 究 担 当 者	所 属				職			氏名		
研 究 予 定 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日									
委 託 条 件 等	有（別紙（４）のとおり） ・ 無									
情 報 公 開	委託者名称（ 可 ・ 否 ） 研究題目（ 可 ・ 否 ）									
委 託 元 情 報	※右記については「申込書の記入について」を参照のうえ該当する番号を記入下さい。						業種		分類	
									規模	
契 約 事 務 連 絡 先 （※実務者名で お願いします。）	住 所	〒								
	担当部署・職名			担当者名			電話及びEメールアドレス			
担当コーディネータ（※関わったコーディネータがいる場合のみ）										

（注）様式は、必要事項の記載があれば任意とする。

別紙

(1)

研 究 費 算 定 内 訳 書

研究課題名

研究費の額

円

事 項	金 額	算 定 根 拠
1 直 接 経 費	円	
受託研究謝金		
受託研究旅費		
研究支援者等の 人件費		
受託研究費 (内訳)		
消耗品費		
設備費		
光熱水料		
小 計		
2 間 接 経 費		
合 計		

※不要な場合は添付の必要はありません。

(2) 研究費の分割払いについて

受託研究費を分割して支払う場合は、次の表に記入してください。

当機関が負担する研究経費等		円
(直接経費 円, 間接経費 円)のうち,		
1回目	:	円を請求書記載の振込期限までに納付
2回目	:	円を平成 年 月 日までに納付
	・	
	・	

(3) 器具、資材等の提供について

受託研究のため提供する器具、資材等がある場合は、次の表に記入してください。

品名	
数量	
貸与・寄附の別	貸与(期間:) 寄附
備考	

(4) 委託条件等について

① 報告書等について

研究者が提出する成果報告以外に報告書が必要な場合は、次の表に記入してください。

報告書等名	提出期限	様式の有無
	平成 年 月 日	なし ・ あり ()
	平成 年 月 日	なし ・ あり ()
	平成 年 月 日	なし ・ あり ()

② 国等からの委託・補助・再委託について

本研究が「国等からの補助金」「国等からの委託費」又はその再委託である場合は、次の表に記入してください。

種別	補助金 ・ 委託費
交付元(委託元)	
事業名	
競争的資金	非該当 ・ 該当

③研究経費の経理について

研究経費の経理について注意点がある場合は、次の表に記入してください。
次表中には大学の標準的な取り扱いを記載しておりますので適宜ご修正ください。

経 費 計 上 期 限	契約終了日までに納品確認	
支 出 期 限	契約終了日後 2 カ月程度で仕入先に支払	
証 憑 書 類 の 整 理	大学ルール（必要に応じ写しを閲覧可）	
費 目 流 用 の 制 限 (積算費目がある場合に記載 してください)	なし	
経 費 計 上 の 制 限 (計上できない経費がある場 合に記載してください)	なし	
事 務 処 理 マ ニ ュ ア ル	なし	
経 理 検 査 (実施される場合には方法・ 時期を記載してください)	なし	
	方 法	時 期
	書 面 ・ 実 地	平成 年 月 ごろ
	書 面 ・ 実 地	平成 年 月 ごろ

④その他

その他特記事項がある場合は記入して下さい。

--

受託研究申込書の記入について（本紙以降は印刷不要です）

1. 分野

次の中から最もふさわしい研究分野の番号を選んで受託研究申込書に記入してください。

1	ライフサイエンス	2	情報通信
3	環境	4	ナノテクノロジー・材料
5	エネルギー	6	製造技術
7	社会基盤	8	フロンティア
9	その他		

2. 業種

次の中から該当する業種の番号を選んで受託研究申込書に記入してください。

業種		分類	業種		分類
1	水産・農林業	農業	4	製造業	一般機械器具製造業
		林業			電気機械器具製造業
		漁業			情報通信機械器具製造業
2	鉱業	鉱業			電子部品・デバイス製造業
3	建設業	総合工事業			輸送用機械器具製造業
		職別工事業			精密機械器具製造業
		設備工事業			その他の製造業
4	製造業	食料品製造業	5	電気・ガス・水道業	電気業
		飲料・たばこ・飼料製造業			ガス業
		繊維工業			熱供給業
		衣服・その他の繊維製品製造業			水道業
		木材・木製品製造業	6	運輸・情報通信業	通信業
		家具・装備品製造業			放送業
		パルプ・紙・紙加工品製造業			情報サービス業
		印刷・同関連業			インターネット附随サービス業
		化学工業			映像・音声・文字情報製作業
		石油製品・石炭製品製造業			運輸業
		プラスチック製品製造業	7	卸売り・小売業	
		ゴム製品製造業	8	金融・保険業	
		なめし革・同製品・毛皮製造業	9	医療、福祉	
		窯業・土石製品製造業	10	サービス業	
		鉄鋼業	11	国、地方公共団体、独立行政法人、その他公益法人等	
		非鉄金属製造業	12	その他	
		金属製品製造業			

3. 分類

次の中から該当する分類の番号を選んで受託研究申込書に記入してください。

1	国内企業	2	国
3	独立行政法人	4	その他公益法人等
5	地方公共団体	6	外国政府機関
7	外国企業	8	その他

※ 4「その他公益法人等」とは、特殊法人、公団、財団法人、社団法人、商工会議所をいいます。

4. 規模

次の中から該当する規模の番号を選んで受託研究申込書に記入してください。

1	大企業
2	中小企業（※）
3	小規模企業（※）

※中小企業基本法に基づく中小企業

業種分類	資本金	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。

※中小企業基本法に基づく小規模企業者

業種分類	従業員
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

5. 委託者について

委託者が個人でない場合は、住所のほか、機関等の名称、代表者の職・氏名を記入し、職印を押印して下さい。

受 託 研 究 契 約 書 （案）

受託者国立大学法人山口大学（以下「甲」という。）と委託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条項によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。

3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約書において「専用実施権」とは、次に掲げるものをいう。

一 特許法、実用新案法及び意匠法に、それぞれ規定されている専用実施権。但し特許については、仮専用実施権を含むものとする。

二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

三 種苗法に規定する専用利用権

四 第1項第2号ロに規定する権利対象となるものについて独占的に実施をする権利

五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

5 本契約書において「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者

(再委託)

第6条 甲は書面により事前の乙の承諾を得ることにより、受託研究の一部又は全部を第三者に再委託することができる。その際の再委託に要する費用の負担方法は、甲乙協議して定めるものとする。

(研究経費の納付)

第7条 乙は、第2条に定める受託研究経費（以下「研究経費」という。）を甲の指定する方法により、甲の定める期限までに支払わなければならない。

2 乙は所定の支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納額に年5%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない場合がある。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条に規定する提供物品の設備搬入及び据付に要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は、第2条の規定により乙から受け入れた提供物品の設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第11条 天災その他のやむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条に定める提供物品のうち、設備は研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第13条 第11条の規定により、本受託研究を完了し、又は本受託研究を中止し、もしくは延期する場合において、第7条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(研究経費が不足した場合の処置)

第 14 条 甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

2 乙が研究経費を負担できない場合には、契約の継続について、甲乙協議の上決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第 15 条 本受託研究の結果生じた知的財産権は甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

2 乙は、前項の知的財産権が甲に属する研究担当者に帰属した場合には、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(持分の譲渡等)

第 16 条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって前条第 1 項の規定により甲に承継された権利を乙又は甲及び乙が協議の上指定した者に譲渡又は専用実施権の設定を行うことができるものとし、その場合別途譲渡契約又は専用実施権設定契約を締結しなければならない。

(優先的实施)

第 17 条 甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって第 15 条第 1 項の規定により甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願したときから 10 年間優先的に実施させることを許諾する。

2 甲は、乙又は乙の指定する者から優先的实施の期間（以下「優先的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上定めるものとする。

(第三者に対する实施の許諾)

第 18 条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を前条第 1 項及び第 2 項に規定する優先的实施期間中その第 3 年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者という。」）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第 19 条 甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲が、前条の規定により、甲に承継された知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、甲に帰属する。

(情報の開示)

第 20 条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

(秘密の保持)

第 21 条 甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第 2 条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前 2 項の有効期間は、本受託研究完了後又は中止後 3 年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

第 22 条 甲及び乙は、本受託研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）又は中止の翌日から起算し 3 ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第 21 条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 前項の規定による通知を受けた相手方は、通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断したときは当該通知受理後 10 日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に求めることができる。その場合、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により、相手方の将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4 第 2 項における通知しなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して 3 年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第 23 条 甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者と

して本受託研究に参加させることができる。

- 2 研究協力者となるに当たっては、研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者を参加させた当事者がその損害の賠償の責に任ずるものとする。
- 4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合、その発明等は原則として甲に帰属するものとする。但し、その発明等が、甲と何ら関係なくなされた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

- 第 24 条 甲は、乙が研究費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後 10 日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
 - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

- 第 25 条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

- 第 26 条 本契約の有効期間は、第 2 条に定める期間とする。
- 2 前項に規定する有効期間経過後も、第 3 条及び第 4 条、第 12 条及び第 13 条、第 15 条から第 19 条、第 21 条から第 23 条、第 25 条及び第 28 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

- 第 27 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

- 第 28 条 本契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄する山口地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

山口県山口市吉田 1 6 7 7 番地 1
(甲) : 国立大学法人山口大学
学 長 丸 本 卓 哉 ㊟

(住所)
(乙) : (機関名)
(部署)
(役職)
(氏名) ㊟

3. 国立大学法人山口大学職務発明等規則

国立大学法人山口大学職務発明等規則

平成16年4月1日
規則第88号

改正 平成17年3月25日規則第64号 平成18年9月12日規則第136号
平成19年3月13日規則第25号 平成20年3月18日規則第50号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の職員等の創作者としての権利を保障するとともに、知的財産の創作及び研究意欲の向上を図るため、職員等が創作した知的財産の取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 知的財産 次のものをいう。

ア 特許権の対象となるものについては発明

イ 実用新案権の対象となるものについては考案

ウ 意匠権の対象となるものについては意匠

エ 商標権の対象となるものについては商標

オ 回路配置利用権並びにプログラム及びデータベースについては創作

カ 品種登録に係る権利の対象となるものについては品種

キ 著作者の権利対象となるもの（プログラム及びデータベースを除く。）については著作物

ク ノウハウ等を対象とするものについては案出

(2) 職務発明等 本法人の予算その他の支援のもとに行う研究等又は本法人が管理する施設設備を利用して行う研究等によって職員等が創作した知的財産をいう。

(3) 知的財産権 次のものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法第9条第1項に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第28条までに規定する著作者の権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

エ アからウまでに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるもので、創作者が所属する学部、研究科、全学教育研究施設又は医学部附属病院の長（以下「所属機関長」という。）が特に指定する権利（以下「特定ノウハウ等」という。）

(4) 職員等 次の者をいう。

ア 本法人の職員（契約教育職員、非常勤職員、外国人研究員及び再雇用職員を含む。）
イ 研究員、大学院学生、学部学生、研究生その他で、本法人と研究成果又は開発物について契約を交わしている者

- (5) 出願等 特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。
- (6) 知的財産権の実施等 特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物の利用並びに特定ノウハウ等の使用をいう。

（権利の帰属等）

第3条 本法人は、次に定めるところにより職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると本法人が認めるときは、職務発明等に係る知的財産権を職員等に帰属させることができる。

- (1) 発明及び実用新案 本法人の職務において職員等が創作した発明及び実用新案に関する権利は本法人帰属とする。
 - (2) 意匠 本法人の特定プロジェクトにおいて創作された意匠は本法人帰属とする。
 - (3) 商標 本法人の経営戦略又はU I (University Identity) 戦略に基づいて創作された商標は本法人帰属とする。
 - (4) 著作物 本法人の業務として実施されるプロジェクト等において創作された著作物に関する権利は本法人帰属とする。ただし、通常の研究活動に基づいて創作した著作物（論文、著書等）に関する権利は個人帰属とする。
 - (5) 半導体回路の回路配置並びにプログラム及びデータベース 本法人の職務において創作した半導体回路配置並びにプログラム及びデータベースに関する権利は本法人帰属とする。
 - (6) 農林水産物の新品種 本法人の職務において創作した農林水産物の新品種に関する権利は本法人帰属とする。
 - (7) ノウハウ等 本法人の職務において創作した特定ノウハウ等は本法人帰属とする。
- 2 前項本文の規定により本法人が承継し、所有した職務発明等に係る知的財産権のうち、公的資金（直接経費が政府又は地方公共団体のみから提供された資金（独立行政法人等を通じて間接的に配分される委託事業費等を含む。）をいう。）による研究から得られた知的財産権については、他の研究機関等から求められ、研究機関等の研究における知的財産権の使用の円滑化、研究の自由度の確保等の観点から必要と認められる場合には、別に定めるところにより、第4章に規定する国立大学法人山口大学知的財産審査委員会の議を経て、知的財産権の実施許諾を行うことができるものとする。

第2章 届出及び帰属の決定

（届出及び受理）

- 第4条 職員等は、知的財産の創作を行ったときは、速やかに別に定める知的財産創作届を学長に届け出なければならない。
- 2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該職員等に受理した旨を通知しなければならない。

（創作された知的財産の承継確認等）

第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、第4章に規定する国立大学法人山口大学知的財産審査委員会に創作された知的財産に関する事項を諮問し、その答申に基づ

- き、創作された知的財産が職務発明等に該当するか否か、本法人が承継を維持するか職員等に帰属させるか、及び本法人が承継を維持する場合の知的財産権の持分割合を決定する。
- 2 学長は、前項の規定により、当該知的財産に関する決定を行ったときは、当該職員等に通知しなければならない。
 - 3 本法人は、第1項の規定により本法人が承継を維持する決定を行った知的財産について、出願等を行うことができる。

(異議の申立)

- 第6条 職員等は、前条第1項の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し異議を申し立てることができる。
- 2 学長は、異議の申立があったときは、国立大学法人山口大学知的財産審査委員会の意見を徴した上で、異議申立の可否を決定する。
 - 3 学長は、前項の決定をしたときは、当該職員等及び国立大学法人山口大学知的財産審査委員会に通知しなければならない。

(権利譲渡確認書の提出)

- 第7条 職員等は、第5条第1項の規定により本法人が当該職員等からの届出による知的財産の承継を維持する決定を行った場合は、別に定める権利譲渡確認書を学長に提出しなければならない。

(任意譲渡)

- 第8条 学長は、第5条第1項の規定により本法人が職務発明等に該当しないと決定した知的財産を当該職員等から本法人に譲渡する申出があったときは、国立大学法人山口大学知的財産審査委員会の意見を徴した上で、当該知的財産を承継するか否かを決定する。

(任意譲渡に伴う権利譲渡書の提出)

- 第9条 職員等は、前条の本法人に譲渡を申し出た知的財産について、本法人が承継する決定を行った場合は、別に定める権利譲渡書を学長に提出しなければならない。

(制限行為)

- 第10条 職員等は、本法人が当該作者の知的財産について職務発明等でない決定を行った後又は職務発明等であるがその権利について本法人が承継を維持しない決定を行った後でなければ、自らが出願等又は当該知的財産に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

第3章 補償

(補償金の支払)

- 第11条 本法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該知的財産権に係る創作をした職員等に対し、国立大学法人山口大学知的財産審査委員会の議を経て、別に定める補償金を支払うものとする。
- (1) 本法人が知的財産の承継を維持(第8条の任意譲渡による承継を含む。次号において同じ。)したとき。
 - (2) 承継を維持した知的財産について、本法人が登録等知的財産に関して法令で定められた権利を受けたとき。
- 2 本法人は、その所有する知的財産権の実施又は処分により収益(収入)を得たときは、当該知的財産権に係る創作をした職員等に対し、国立大学法人山口大学知的財産審査委員会の議を経て、別に定める実績補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第12条 本法人は、前条の補償金及び実績補償金（以下「補償金等」という。）を受ける権利を有する職員等が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職等又は死亡したときの補償)

第13条 前2条の補償金等を受ける権利は、当該権利に係る職員等が転退職し、又は在籍関係等終了後も存続する。

2 前項の権利を有する職員等が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

3 前2項の補償は、当該職員等又は相続人の申請を待って行う。

第4章 国立大学法人山口大学知的財産審査委員会

(設置)

第14条 本法人に、職務発明等に関する事項を審議するため、国立大学法人山口大学知的財産審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第15条 審査委員会は、次の事項を審議し、学長に答申する。

(1) 第4条第1項に規定する届出による知的財産が、職務発明等に該当するか否かの審査に関すること。

(2) 職務発明等に該当する知的財産について本法人が承継を維持するか否かの審査に関すること。

(3) 第8条に規定する任意譲渡申出による知的財産について本法人が承継するか否かの審査に関すること。

(4) 第6条第2項の異議申立に対する意見に関すること。

(5) 職務発明等の技術的評価に関すること。

(6) 知的財産が出願等し得る要件を具備しているか否かの審査に関すること。

(7) 補償金等の支払に関すること。

(8) 第3条第2項に規定する知的財産権の通常実施権の許諾に関すること。

(9) その他本法人が承継した知的財産の管理及び処分の審査に関すること。

2 審査委員会は、必要に応じ、知的財産を創作した職員等からヒヤリングを行うことができる。

(組織)

第16条 審査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 産学公連携・イノベーション推進機構長

(2) 産学公連携・イノベーション推進機構知的財産部門長（以下「知的財産部門長」という。）

(3) 産学公連携・イノベーション推進機構運営委員会から選出された者若干名

(4) 本法人の職員及び本法人の職員以外の者で知的財産に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから委員長が指名する者若干名

2 審査委員会に委員長を置き、産学公連携・イノベーション推進機構長をもって充てる。

3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

4 審査委員会に、副委員長を置き、知的財産部門長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 第1項第4号の委員は、学長が委嘱する。

- 7 第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 審査委員会に、必要に応じて分野別WGを置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第17条 本法人、職員等審査委員会の委員及び関係者は、知的財産の内容等について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、本法人と職員等が合意の上公表する場合及び本法人又は職員等の責によらずに公知となった場合は、この限りでない。

(転退職後等の取扱)

第18条 職員等が転退職し、又は在籍関係等を終了した後においても、知的財産が当該転退職又は在籍関係等終了前の職員等に係る職務発明等に該当するときは、この規則の定めるところによる。

(事務)

第19条 職務発明等に関する事務は、学術研究部産学連携課が処理する。

(外国出願の取扱)

第20条 この規則は、外国の知的財産権を対象とする知的財産に関してもこれを準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行し、この規則施行の日以降に職員等が届け出た、又は譲渡した知的財産（この規則施行前に既に行われた特許出願に基づくこの規則施行後の新たな出願等（国内優先権、分割出願等）に係る発明を除く。）から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の国立大学法人山口大学職務発明等規則第16条第1項第3号の規定により山口大学知的財産本部運営委員会から選出された審査委員会委員である者は、この規則による改正後の国立大学法人山口大学職務発明等規則第16条第1項第3号の規定による山口大学産学公連携・創業支援機構企画運営会議から選出されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

知的財産創作届書の作成・提出に当たっての注意事項

産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門

1. 国内出願の費用は、当初費用だけで1件で約45万円程度かかります。この費用は、本学が負担していることを十分理解願います。
ついては、知的財産創作届書を提出するに当たっては、まず、創作者の方で、本件発明は本当に
出願すべきなのか、事前に十分吟味頂きますようお願いいたします。
2. 知的財産創作届書を記入して提出頂くと、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。
出願をすることに決定した場合には出願手続きを行い、出願をしないことに決定した場合には原則と
して大学として出願を行わずに、発明者へ返却いたします。
3. 知的財産創作届書は、基本的には発明者が作成して下さい。但し、発明者で記載が難しい項目に
ついては、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構のコーディネータ、アドバイザー、知
的財産部門や山口TLO等にご相談下さい。
なお、科学研究費補助金の公募資料の研究計画調書（科研費申請書）等も参考にして記載して下
さい。
4. 知的財産創作届書に記載する「創作者」は、実際に創作に携わった者だけとして下さい。
（単に指示したり、または指示に従って実験をただけの者は創作者ではありません）。
5. 創作者のうち、代表創作者（筆頭発明者）の名前の前に必ず○を付けて下さい。
（発明者は、知的財産創作届書に記載された順序で特許願に記載されますが、順序は権利の軽重と
は無関係です）。
6. 本件発明に関する連絡者（窓口）は、本件発明を特許等出願する場合の発明者サイドの窓口とな
る人（発明内容をお答えできる人）をお願いいたします。
7. 発明内容の説明の中の「本発明の要約」の項は、次のことを記載して下さい。
①従来のものに比べて何（構造、方法等）が新しいか
②それがどんなことを解決できるか
8. 先行技術文献の項には、自らの発明のベースとなった技術文献や、類似の技術文献名を書いて下
さい（なお、特許文献以外の場合は、文献のコピーを添付して下さい）。
特に、自分が発表した関連文献がある場合には、必ずコピーをお願いします。
9. 最後のページの文科省提出用調査書（発明一件毎に、日本版バイドール法^{*}の適用についての調
査）は必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができかねますので、このことをご
了承願います。
10. この知的財産創作届書（文科省提出用調査書も含めて）は、産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門
E-mail: chizai@yamaguchi-u.ac.jp
まで電子メールでお送り下さい。



知的財産創作届書

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学長 殿

下記の知的財産の創作を行いましたので、国立大学法人山口大学職務発明規則第4条第1項の規定に基づき、届け出ます。

知的財産創作者：{山口大学関係者のみ記載下さい。また、筆頭発明者（発明活動を中心に行った者）名の前に○を付して下さい。捺印は不要です。}

所 属 部 局 名	職 名	氏 名

知的財産の種類：（該当欄の記号か記号の前、あるいは文字に○を付して下さい。）

- a) 発明、 b) 考案、 c) 創作（回路配置利用権、プログラム、意匠）
- d) 育成（品種登録）、 e) 案出（ノウハウ等）
- f) 商標（商品名・サービス名）

創作物（発明等）の名称：（物、方法等が区別できるように記載下さい。）

この発明等に関する知的財産部門との窓口：（発明者中、知的財産部門との対応が可能な方を記載下さい。）

氏名		電話番号		携帯番号	
		メール			

備考：特許制度の活用は活動を通して社会への貢献をなすものであり、学術論文とは性質が異なります。
市場性の見込みのない（事業価値が見い出せない）発明は出願の対象とはなりません。

1. 権利の帰属（該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。）

共同出願人の有無	a) 有、 b) 無		
相手機関名	相手持分	相手機関の発明者名	知財担当者名 (TEL)

2. 契約関係 (該当欄の記号か記号の前、あるいは文字に○を付して下さい。)

契約書の有無	a) 有、 b) 無（有の場合、契約の種類：共同研究・委託研究・その他）
契約相手機関名	
共同出願時の費用負担	a) 相手持ち、 b) 持分に応じて
出願について事前連絡	a) 要、 b) 否（出願についての相手への事前連絡は発明者が行うこと）
研究費の出所 （官公庁からの受託又は再受託の成果の場合）	（願書にその旨記載しなければならないので必ず記載すること） 平成 年度 ○○ 省 県 庁 他 □□□□□ 受託研究である。

3. 発明取扱について（該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。）

本発明	a) 新規出願	
	b) 国内優先出願	先の出願：特願 ー
	a) 発表予定 (原則として新規性喪失の例外の適用の出願は行わない。)	学会名：
		学会発表日：平成 年 月 日
		予稿集等発行日：平成 年 月 日
		刊行物名： (出版日：平成 年 月 日)
	外国出願の必要性有無 (原則として新規性喪失の例外の適用の外国出願は行わない。)	a) 有、 b) 無 (無の場合は、以後、原則、外国出願希望の有無を問い合わせず、外国出願を行いません。)
a) 現時点で実施許諾先有 (可能性の有る場合を含む。)	相手機関名：	
出願の緩急 (通常は約 3 ヶ月要する。)	a) 急ぐ (月 日まで) (理由：)	
	b) 通常	

4. 特記事項（発明者の要望とその理由を記載して下さい。例えば、①出願しないで右償譲渡を希望、②外部資金導入のために出願を希望 等）

[illegible]

5. 発明内容の説明

{基本的には発明者が記載して下さい。但し、発明者で記載が難しい項目については、コーディネータ、アドバイザー、知的財産部門、TLO等に相談して下さい。必要に応じて欄を拡げて記載して下さい。
なお、科学研究費補助金の公募資料の研究計画調書（科研費申請書）等も参考にして記載して下さい。}

(1) 研究目的 {概要}

(2) 研究の学術的背景 {従来技術と、できればその問題点も記載して下さい。従来技術のリストは後述(12)の欄に記載して下さい。}

(3) 研究内容 {今回申請しようとする発明に関する研究内容を記載して下さい。}

(4) 研究成果 {実験、研究データ等も、できるだけ図面、グラフ、表等を用いて記載して下さい。別紙として添付することも可能です。}

(5) 今後の研究計画 {次の記入項目を参考に記載して下さい。①研究の現段階を踏まえて、今後の研究の課題、計画、見込み（共同研究の場合は、相手企業等との研究スケジュール等も）、今後の事業化、技術移転等はどう繋げるか、どう取り組むか等、②今後の研究発表（公表）の予定、③次の研究にどう繋げるか、どう取り組むか等}

(6) 本発明の要約 {研究成果の中から事業価値が生まれそうな種が見つかったら、それが発明です。その種は従来のものに比べて何（構造、方法等）が新しくて、それがどんなことを解決できるのか等を簡単に述べて下さい。}

(7) 本発明の利用される分野 {本発明が何に、どこに使われるか説明して下さい。}

(記入例) する際の として利用される。

(〇〇の診断、〇〇業界における〇〇の生産等、当該発明が事業価値として活かせる分野をある程度具体的に示して下さい。)

(8) 本発明の効果 {公知の他者データ、自己データの両方の中で、最も近似の公知技術と本発明の構成との相違に基づく効果を説明して下さい。定量的、定性的効果を記載して下さい。また、最も近似の公知技術（他者、自己の技術の両方の中で）との比較したものがあれば提示して下さい。}

(記入例1) 本発明により、従来できなかった〇〇〇の作製が可能となった。

(記入例2) 本発明により、従来は〇〇〇（数字）であった〇〇を〇〇〇（数字）にまで上昇させることが可能となった。

(産業廃棄物をリサイクル物質に変換できた等、思ってもみなかった効果（定性的異質の効果）は特許性が高くなりますので、できる限りそのような効果を見つけましょう。)

(9) 本発明の具体化状況 {該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。}

- a) アイディアや構想段階、 b) 数値計算等で検証済み、 c) 実証試験済み、 d) 試作品を作成、
e) 製品を完成

(10) 本発明に対する社会のニーズについて {該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。}

- a) 既に興味を示している企業有り（企業名： ）
b) 今後興味を示す可能性がある企業有り（企業名： ）
c) 現段階で、特定の企業なし

(11) 研究契約等との関係 {共同研究契約、有体物の提供・情報の提供等を受けたことに伴う制約（守秘義務等）があれば教えて下さい。}

（１２）出願前調査結果 {必ず従来技術（特許公報を含めた先行技術文献）の調査をして下さい。（調査が未だの場合は知的財産部門（内線 9966）まで連絡下さい。） 従来技術は自分の先行技術も含めて文献等名を例示し、本発明との差異、本発明の優位性等を記載して下さい。また、先行技術調査で使用したデータベース、検索対象期間、キーワードを明記して下さい。なお、特許情報検索インストラクターやコーディネータ等に支援してもらったら、検索者欄に明記して下さい。}

【本人が既に出願した本発明に最も近似する特許出願（未公開の出願も含む）、あるいは本人が既に発表した本発明に最も近似する論文】 （最大で 5 技術を記載して下さい。）

番号	特許出願番号（出願日）、論文名（発表日）等	本発明との差異、本発明の優位性等
A①		
A②		
A③		
A④		
A⑤		

【他者の公知技術・従来技術 調査結果】 （重要と思われるものから最大で 5 技術を記載して下さい。）

番号	特許公開番号（公開日）、論文名等 （同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載して下さい。）	本発明との差異、本発明の優位性等
B①		
B②		
B③		
B④		
B⑤		

データベース：		検索対象期間：		検索者：	
キーワード：					

文科省提出用調査書（発明一件毎についてお尋ねします）

【日本版バイドール法※の適用についての調査】

本件は文科省の調査事項でもありますので、必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができかねますので、このことをご了承願います。

※日本版バイドール法（産業活力再生特別措置法）：
政府資金を活用した研究から生まれた発明を大学に帰属させ、そのロイヤリティ収入を発明者に還元することにより、更なる研究開発を促進することを目的とするものです。

【調査事項】

1. 研究費等のバックグラウンド
本研究に係る研究費の主なもの（該当するものに○印を付して下さい。複数回答可ですが、一番金額の大きいものに○○印を付けて下さい。）

- ① 共同研究費
- ② 受託研究費
 - 国
 - ・文部科学省
 - ・経済産業省
 - ・厚生労働省
 - ・農林水産省
 - ・その他（国）
 - 公益法人等
 - ・科学技術振興機構（JST）
 - ・日本学術振興会（JSPS）
 - ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
 - ・その他（公益法人等）
 - 民間企業
 - ・大企業
 - ・中小企業
 - ・小規模企業
 - ・その他（ ）
- ③ 補助金
 - 国
 - ・文部科学省
 - ・経済産業省
 - ・厚生労働省
 - ・農林水産省
 - ・その他（国）
 - その他（ ）
- ④ 寄附金（奨学寄附金、企業からの助成金等）
- ⑤ 通常の学内研究費（運営費交付金等）
- ⑥ その他（ ）

2. 上記質問1. ①共同研究費、②受託研究費（民間企業）、④寄附金 に回答された方に、お尋ねします。
共同研究等の相手が見つかった直接のきっかけは何でしたか（複数回答可）。

- ① 発表した論文
- ② 学会での発表
- ③ 展示会等での発表
- ④ ホームページで研究内容の紹介
- ⑤ これまでの特許出願
- ⑥ 企業等への直接のアプローチ
- ⑦ 報道関係
- ⑧ 第三者の口利き仲介
- ⑨ 普段の情報交換や、付き合いのなかで
- ⑩ その他

3. 本件発明の発明者に列挙した人（該当箇所全てに）

- ① 大学教員（本人も入れて）（ ）人
- ② 大学職員（技術系職員等）（ ）人
- ③ 学部学生（ ）人
- ④ 院生（修士、博士、オーバードクター等）（ ）人
- ⑤ ポスドク（有給者）（ ）人
- ⑥ 学外者（大学）（ ）人
- ⑦ 学外者（県国等公的機関）（ ）人
- ⑧ 学外者（企業）（ ）人
- ⑨ その他（ ）（ ）人

知的財産創作届書の作成・提出に当たっての注意事項

産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門

1. 国内出願の費用は、当初費用だけで1件で約45万円程度かかります。この費用は、本学が負担していることを十分理解願います。
ついては、知的財産創作届書を提出するに当たっては、まず、創作者の方で、本件発明は本当に
出願すべきなのか、事前に十分吟味頂きますようお願いいたします。
2. 知的財産創作届書を記入して提出頂くと、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。
出願をすることに決定した場合には出願手続きを行い、出願をしないことに決定した場合には原則と
して大学として出願を行わずに、発明者へ返却いたします。
3. 知的財産創作届書は、基本的には発明者が作成して下さい。但し、発明者で記載が難しい項目に
ついては、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構のコーディネータ、アドバイザー、知
的財産部門や山口TLO等にご相談下さい。
なお、科学研究費補助金の公募資料の研究計画調書（科研費申請書）等も参考にして記載して下
さい。
4. 知的財産創作届書に記載する「創作者」は、実際に創作に携わった者だけとして下さい。
（単に指示したり、または指示に従って実験をただけの者は創作者ではありません）。
5. 創作者のうち、代表創作者（筆頭発明者）の名前の前に必ず○を付けて下さい。
（発明者は、知的財産創作届書に記載された順序で特許願に記載されますが、順序は権利の軽重と
は無関係です）。
6. 本件発明に関する連絡者（窓口）は、本件発明を特許等出願する場合の発明者サイドの窓口とな
る人（発明内容をお答えできる人）をお願いいたします。
7. 発明内容の説明の中の「本発明の要約」の項は、次のことを記載して下さい。
①従来のものに比べて何（構造、方法等）が新しいか
②それがどんなことを解決できるか
8. 先行技術文献の項には、自らの発明のベースとなった技術文献や、類似の技術文献名を書いて下
さい（なお、特許文献以外の場合は、文献のコピーを添付して下さい）。
特に、自分が発表した関連文献がある場合には、必ずコピーをお願いします。
9. 最後のページの文科省提出用調査書（発明一件毎に、日本版バйдール法*の適用についての調
査）は必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができかねますので、このことをご
了承願います。
10. この知的財産創作届書（文科省提出用調査書も含めて）は、産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門
E-mail: chizai@yamaguchi-u.ac.jp
まで電子メールでお送り下さい。

知的財産創作届書



平成 年 月 日

国立大学法人山口大学長 殿

下記の知的財産の創作を行いましたので、国立大学法人山口大学職務発明規則第4条第1項の規定に基づき、届け出ます。

知的財産創作者：{山口大学関係者のみ記載下さい。また、筆頭発明者（発明活動を中心に行った者）名の前に○を付して下さい。捺印は不要です。}

所 属 部 局 名	職 名	氏 名

知的財産の種類：（該当欄の記号か記号の前、あるいは文字に○を付して下さい。）

- a) 発明、 b) 考案、 c) 創作（回路配置利用権、プログラム、意匠）
- d) 育成（品種登録）、 e) 案出（ノウハウ等）
- f) 商標（商品名・サービス名）

創作物（発明等）の名称：（物、方法等が区別できるように記載下さい。）

この発明等に関する知的財産部門との窓口：（発明者中、知的財産部門との対応が可能な方を記載下さい。）

氏名		電話番号		携帯番号	
		メール			

備考：特許制度の活用は活動を通して社会への貢献をなすものであり、学術論文とは性質が異なります。
市場性が見込みのない（事業価値が見い出せない）発明は出願の対象とはなりません。

5. 発明内容の説明

(基本的には発明者が記載する。但し、発明者で記載が難しい項目については、コーディネータ、アドバイザー、知的財産部門、TLO等に相談する。必要に応じて欄を拡げて書く。)

(1) 発明の要約 {発明の目的、技術上のポイント、効果を簡単に記載する。}

(2) 従来技術とその問題点 {必ず従来技術(特許公報を含めた先行技術文献)の調査をすること。従来技術は自分の先行技術も含めて文献等名を例示し、その問題点を指摘する。なお、先行技術調査で使用したツールを明記する。また、特許インストラクターやCD等に支援してもらったら、その旨明記する。}

(3) 本発明等における問題点の解決手段 {解決ポイント(新規な点)を従来技術と対比し、技術上の利点を説明する。}

(4) 本発明の利用される分野 {発明が何に使われるか説明する。}

(5) 本発明の実施例 {本発明が第三者で再現できるように(必要に応じて図面、グラフ、表等を用いて)、できるだけ多くの事例を開示する。これは法律要件である。}

文科省提出用調査書（発明一件毎についてお尋ねします）

【日本版バイドール法※の適用についての調査】

本件は文科省の調査事項でもありますので、必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができかねますので、このことをご了承願います。

※日本版バイドール法（産業活力再生特別措置法）：
政府資金を活用した研究から生まれた発明を大学に帰属させ、そのロイヤリティ収入を発明者に還元することにより、更なる研究開発を促進することを目的とするものです。

【調査事項】

1. 研究費等のバックグラウンド
本研究に係る研究費の主なもの（該当するものに○印を付して下さい。複数回答可ですが、一番金額の大きいものに○○印を付けて下さい。）

- ① 共同研究費
- ② 受託研究費
 - 国
 - ・文部科学省
 - ・経済産業省
 - ・厚生労働省
 - ・農林水産省
 - ・その他（国）
 - 公益法人等
 - ・科学技術振興機構（JST）
 - ・日本学術振興会（JSPS）
 - ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
 - ・その他（公益法人等）
 - 民間企業
 - ・大企業
 - ・中小企業
 - ・小規模企業
 - ・その他（ ）
- ③ 補助金
 - 国
 - ・文部科学省
 - ・経済産業省
 - ・厚生労働省
 - ・農林水産省
 - ・その他（国）
 - その他（ ）
- ④ 寄附金（奨学寄附金、企業からの助成金等）
- ⑤ 通常の学内研究費（運営費交付金等）
- ⑥ その他（ ）

2. 上記質問1. ①共同研究費、②受託研究費（民間企業）、④寄附金 に回答された方に、お尋ねします。
共同研究等の相手が見つかった直接のきっかけは何でしたか（複数回答可）。

- ① 発表した論文
- ② 学会での発表
- ③ 展示会等での発表
- ④ ホームページで研究内容の紹介
- ⑤ これまでの特許出願
- ⑥ 企業等への直接のアプローチ
- ⑦ 報道関係
- ⑧ 第三者の口利き仲介
- ⑨ 普段の情報交換や、付き合いのなかで
- ⑩ その他

3. 本件発明の発明者に列挙した人（該当箇所全てに）

- ① 大学教員（本人も入れて） () 人
- ② 大学職員（技術系職員等） () 人
- ③ 学部学生 () 人
- ④ 院生（修士、博士、オーバードクター等） () 人
- ⑤ ポスドク（有給者） () 人
- ⑥ 学外者（大学） () 人
- ⑦ 学外者（県国等公的機関） () 人
- ⑧ 学外者（企業） () 人
- ⑨ その他（ ） () 人

産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門 整理番号_____

発明相談書

平成 年 月 日

知的財産部門 宛

以下の技術について相談したいと思いますので、ご連絡ください。

所属部局名	
職名	
氏名	
内線番号	
E-mail	

技術概要		
添付資料の有無 有り (枚) なし 共同発明者の有無 有り (相手:) なし		関連する技術文献調査の有無 有り 有りの場合、その文献番号 () () なし

- * 1 添付書類は、特に形式は問いません。
- * 2 従来の技術との違いが分かるように、自分の技術を記載してください。図や写真等も必要に応じてご利用ください。
- * 3 出願を申請する際には別途「創作届け」を提出して頂く必要があります。

4. 国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則

国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則

平成17年 3 月22日規則第 46号

改正 平成18年 9 月26日規則第140号 平成20年 3 月25日規則第 62号
平成21年 3 月17日規則第 23号 平成22年 9 月14日規則第135号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）における研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な管理運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究成果有体物 研究・教育の結果として、又は研究・教育を行う過程において得られた材料、試料（試薬、微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新素材、土壌、岩石等）及び実験動物であって、学術的価値、財産的価値その他の価値のあるもの（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）をいう。
- (2) 職員等 国立大学法人山口大学職務発明等規則（平成16年規則第88号）第2条第4号に規定する職員等をいう。
- (3) 部局等 学部、大学院の研究科、全学教育研究施設、大学評価室、エクステンションセンター及び医学部附属病院をいう。

(研究成果有体物の帰属)

第3条 職員等によって本法人において職務上若しくは修学上創作し、又は取得した研究成果有体物は、別段の定めがある場合を除き、原則として、本法人に帰属するものとする。

(研究成果有体物の学内相互利用)

第4条 職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、他の職員等が創作し、又は取得した研究成果有体物について、当該他の職員等の承諾を得た上で、本法人における研究のために利用することができる。

- (1) 法令及び本法人の規則等に反するとき。
- (2) 他人のプライバシーを侵害する可能性があるとき。
- (3) 適切な管理能力がないとき。
- (4) 無断で第三者に提供する可能性があるとき。
- (5) 契約により特段の制限があるとき。

(研究成果有体物の公表)

第5条 職員等は、創作し、又は取得した研究成果有体物（次条に定める秘密保持の義務を負う研究成果有体物を除く。次項において同じ。）について、原則として自己の判断で外部に公表することができる。

2 職員等は、他の職員等が単独若しくは共同で創作し、又は取得した研究成果有体物を公表しようとする場合には、当該他の職員等の承認を得なければならない。

（秘密の保持等）

第6条 職員等は、法令、本法人の他の規則又は契約等により秘密保持の義務を負う研究成果有体物については、次の各号の規定を遵守しなければならない。

(1) 第三者に対して開示、漏洩又は公表してはならない。

(2) 第三者に提示又は譲渡してはならない。

(3) 所属部局等の長の承認を得ないで、学外に持ち出してはならない。（第14条に規定する場合を除く。）

2 前項の規定は、職員等がその身分を失った後においても適用する。

（外部機関等における研究成果有体物の取扱）

第7条 本法人以外の機関等（以下「外部機関等」という。）において研究成果有体物を取得し、又は知り得た職員等は、当該外部機関等の定めるところにより、当該研究成果有体物を取り扱うものとする。

2 職員等は、外部機関等において自らが主体となって行った研究等により得た研究成果有体物については、その権利等の確保に努めなければならない。

（外部機関等からの研究成果有体物の受入）

第8条 職員等は、外部機関等から研究成果有体物を受け入れる場合には、研究成果有体物を受け入れることが本法人の規則等に抵触しないことを確認しなければならない。

2 外部機関等から受け入れる研究成果有体物については、その受入について特段の届出を必要としないものとする。

3 外部機関等が本法人との契約締結を求めた場合には、当該研究成果有体物の受入に関する契約を締結するものとする。

（研究成果有体物の届出）

第9条 外部機関等からの要請により、研究成果有体物を最初に提供することとなった場合には、当該研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等は、所属する部局等の長（以下「所属部局等の長」という。）に所定の研究成果有体物創作・取得届を提出しなければならない。

（研究成果有体物の管理）

第10条 財産的価値があると認められた研究成果有体物は、当該研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等の所属部局等の長の責任において管理するものとする。

(研究成果有体物の処分)

第11条 研究成果有体物のうち、既に価値を失ったとみなされるものは、当該研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等の判断及び責任において処分することができるものとする。ただし、前条に定める部局等の長の責任において管理する研究成果有体物を処分する場合には、当該研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等の所属部局等の長の判断及び責任において処分するものとする。

(研究成果有体物の提供)

第12条 職員等は、研究成果有体物を外部機関等の要請により提供しようとする場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部機関等が作成した研究成果有体物提供申込書を、所属部局等の長に提出させること。
 - (2) 研究成果有体物を創作し、又は取得した者が学内の他の職員等である場合（共同創作の場合を含む。）には、当該他の職員等から文書による承諾を得ること。
 - (3) 当該研究成果有体物の提供が法令及び本法人の規則等に抵触しないことを確認すること。
 - (4) 第三者との契約等による提供制限がないことを確認すること。
- 2 研究成果有体物を提供する場合には、当該研究成果有体物の取扱いに関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の場合において、当該研究成果有体物の提供に当たり、第三者との契約等による拘束条件があるものについては、当該拘束条件を考慮の上、契約を締結するものとする。

(対価の有無及び契約手続)

第13条 研究成果有体物を提供するに当たり、提供する相手方が国、地方公共団体、教育研究機関、独立行政法人、公益法人等である場合には、原則として無償で提供することができるものとし、学長が契約を締結するものとする。

- 2 研究成果有体物を提供するに当たり、提供する相手方が営利機関の場合には、契約等により別段の定めがある場合を除き、原則として有償とする。この場合において、その手続き及び契約は、原則として技術移転機関を介して行うものとし、その対価等については、技術移転機関の手数料を除いて本法人に支払われるものとする。

(研究成果有体物提供の例外)

第14条 研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等は、自己の発意により研究成果有体物の分析、解析、用途検討、評価等を外部機関等に依頼する場合には、当該研究成果有体物を自らの責任において提供することができる。

- 2 第12条第1項第2号から第4号に規定する事項が遵守されている場合で、研究成果有体物を創作し、又は取得した職員等が、論文、学会等で既に公表済みである研究成果有体物を他大学の教員又は研究員、小学校、中学校及び高等学校の教員その

他の教育又は研究機関に従事する者からの依頼により無償で提供するときは、第12条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、別に定める取扱いにより当該研究成果有体物を提供することができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。
- 2 この規則施行前に創作し、又は取得され、この規則施行の際引き続き職員等が取得している研究成果有体物は、この規則施行の日に創作し、又は取得されたものとみなしてこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月14日から施行する。

国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱マニュアル

I 序

1. 国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則の基本的考え方

国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則（以下、「取扱規則」という。）は、本学が研究成果有体物について、本学の知的財産ポリシーに基づき、創出者の権利の保護、知的財産としての有効性、公共性に配慮し、研究開発の場での利用のために適正に管理し、円滑かつ適正に流通をすることを目的として定めている。

2. マニュアルの位置付け

本マニュアルは、本学の職員が創作し又は取得した研究成果有体物の取扱いを前項に示す目的のために運用するマニュアルである。

II 定義

本マニュアルで用いられる用語は、取扱規則第2条に示される定義によるものとする。

III. 運用

1. 研究成果有体物を公表する場合（外部機関への提供を除く）（取扱規則第5条）

原則として、創作し又は取得した者の判断によるものとする。ただし、次の場合においてはそれぞれ事前の対応が必要となるので注意すること。

- (1) 研究成果有体物による知的財産の権利化を予定している場合は、公表により、その権利化等ができなくなる可能性があるため、事前に産学公連携・イノベーション推進機構知的財産部門へ相談すること。
- (2) 公表する研究成果有体物が、独自に創作したものでない場合は、創作した者及び創作に関与した者から文書による承諾を得なければならない。（承諾書の形式は問わない。承諾書は、提供した職員等が責任を持って保管すること。）
- (3) 外部機関等が関与し、創作し又は取得した研究成果有体物は、創作・取得時の契約等による制限事項を確認し、対応すること。（必要に応じて学術研究部産学連携課研究契約係に相談すること。）
- (4) 本法人の名でプレスリリース等外部へ公表する場合、所属部局等の長の承認を得て、必要な手続きを行うこと。

2. 研究成果有体物を受け入れる場合（取扱規則第8条）

- (1) 外部機関等からの受け入れに当たり、法令及び本法人の規則に抵触せず、契約等による制約がない場合は、当該職員等の判断により受け入れを行うことができる。
- (2) 外部機関等からの受け入れに当たり、契約の締結を求められた場合は、職員等

が自己の責任のもとに個人名で契約できるものとする。ただし、相手方が本法人との契約を求めた場合には、産学連携課研究契約係において学長名で契約するものとする。

- (3) 外部機関等との契約は、基本的に相手方の提示する契約書によるものとする。契約内容について疑義が生じた場合は、産学連携課研究契約係に相談するものとする。(契約内容によっては、大学全体が拘束されたり、損害賠償の対象になることがあるので、十分注意を要する。)
- (4) 取得する有体物について提供者が対価を要求した場合は、その対価及び支払いについては取得者の責任で処理するものとする。
- (5) 個人名で契約を行った場合は、産学連携課研究契約係に契約書の写しを送付するものとする。
- (6) 原則として、外部機関等へ提供しない場合には研究成果有体物創作・取得届の提出は必要としない。
- (7) 取得した有体物に基づき、知的財産の創作を行なった場合、当該有体物取得時の契約に基づき取り扱う必要があるので、知的財産部門へ相談するものとする。

3. 研究成果有体物の届出 (取扱規則第9条)

外部機関等からの要請により、研究成果有体物を提供することとなった場合には、当該研究成果有体物を創作し又は取得した職員等は、提供する毎に「研究成果有体物創作・取得届」及び「研究成果有体物提供時チェックシート」を所属する部局等の長(以下「所属部局等の長」という。)に提出しなければならない。

4. 研究成果有体物の管理 (取扱規則第10条)

- (1) 届出を行った研究成果有体物は、所属する部局等で部局長の責任において管理(所在や提供先の把握)し、当該研究成果有体物は創作し又は取得した職員等が保存するものとする。
- (2) 上記以外の研究成果有体物は創作した職員等の責任で管理・保存するものとする。

5. 研究成果有体物を処分する場合 (取扱規則第11条)

研究成果有体物を処分する場合は、法令及び本法人の規則に則り、適正に処理しなければならない。

6. 研究成果有体物を提供する場合 (取扱規則第12条)

- (1) 職員等は、研究成果有体物を外部機関等に提供する場合、自らが国内法令を遵守することは勿論、相手方に対しても法令を遵守するよう義務付けなければならない。特に直接又は間接的に外国へ提供する場合は、外国為替及び外国貿易法、輸出入貿易管理令(貨物)、カルタヘナ議定書及び外国為替令(役務)の各規定に注意すること。安全保障貿易管理については、経済産業省の安全補償貿易管理ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)を参照すること。(法令等の解釈に疑義が生じた場合には産学連携課研究契約係に相談すること。)

(2) 提供する場合は、原則として研究成果有体物提供契約を締結するものとする。契約に際しては、提供先が研究機関等の場合は産学連携課研究契約係にて学長名で契約するものとし、営利機関の場合は技術移転機関を窓口とする。なお、契約に際しては、研究成果有体物を提供する際に使用する契約書雛型を参考にし、次の事項を入れることが望ましい。

- ① 提供する有体物に起因するいかなる損害についても補償しないこと。
 - ② 提供する有体物の取扱及び廃棄等の処分に際しては法令、政令又は官公庁による指導を遵守すること。
 - ③ 提供する有体物に基づいて、発明等が得られた場合、本法人に通知し、その取扱について本法人と協議すること。
 - ④ 提供する有体物又はその利用が、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものではないこと。
 - ⑤ 提供する有体物は、本法人に無断で第三者へ譲渡してはならないこと。
 - ⑥ 提供する有体物が未公開の場合は、秘密を厳守すること。
- (3) 取得した研究成果有体物を複製し、又は当該複製物を第三者に提供（測定、判定等を依頼する場合を含む）する場合、当該有体物取得時の契約等の有無を確認し、契約を行っている場合は、その内容を遵守しなければならない。（疑義のある場合は、産学連携課研究契約係に相談すること。）
- (4) 研究目的で研究機関等へ提供する場合は、原則として無償で提供できるものとする。ただし、当該研究機関等と協議の上、実費を徴収することを妨げない。実費を徴収する場合は、研究成果有体物創作・取得届の別紙に実費額を記載しておくこと。
- (5) 営利機関へ提供する場合は、原則として有償で提供するものとし、その対価は実費等を勘案し、技術移転機関が提供する職員等と相談の上、相手方へ提示するものとする。
- (6) 有償提供による対価は、技術移転機関が一旦受け取った後、手数料20%を差し引き、本法人に支払われるものとする。
- (7) 共同研究の可否判断を目的として研究成果有体物を提供する場合は、原則として無償で提供することができる。
- (8) 共同研究において、研究成果有体物を外部機関等へ提供する場合、当該共同研究契約書に有体物提供の定めがある場合は、新たな有体物提供契約書の締結は要さない。ただし、当該共同研究の目的外での使用については別途手続を必要とする。
- (9) 技術移転機関等を介して共同研究の可否判断を行なう場合、研究成果有体物提供に関する取扱を当該技術移転機関等に付託することができる。（知的財産権等の技術提供に関し、性能試験、フィジビリティースタディー等を目的として、研究成果有体物を提供する場合を含む。）

7. 研究成果有体物提供の例外（取扱規則第14条）

自己の発意により専ら自己の研究のために研究成果有体物の物性測定、分析、用途（効果）検討等を外部機関等に依頼する場合は、原則として自らの責任において提供可能とする。ただし、相手方による当該研究成果有体物の利用や譲渡（分析結果や派

生物を含む)が想定される場合は、必要に応じて秘密保持, 他目的使用禁止, 再譲渡の禁止等の契約を締結すること。(契約締結に際して疑義が生じた場合は, 産学連携課研究契約係に相談すること)

8. その他(取扱規則第15条)

本マニュアルに規定のない事項は, その都度学長が判断する。

附 則

このマニュアルは、平成22年 1月25日から施行する。

研究成果有体物提供時チェックシート

平成 年 月 日

●●学部長 殿

所属・職名

氏 名

印

下記のとおり研究成果有体物を提供したいので、別紙のとおりチェックシートを提出いたします。

記

1. 提供する研究成果有体物の名称・数量
2. 提供相手先
3. 特記事項

その研究成果有体物を提供した場合、関連法令に違反することはありますか？

※相手が外国機関の場合、安全保障貿易管理の法令や外国為替及び外国貿易法、カルタヘナ条約等、関連法規が多数あります。解釈に疑義が生じた場合は産学連携課研究契約係に問い合わせください。

→ Q 2へお進み下さい

その研究成果有体物は、学内での他の職員との共同研究活動により、創作・取得された
ものですか？

→ Q 3 - 1へお進み下さい

共同研究を行った他の職員は今回の研究成果有体物提供に合意されていますか？

→ 有体物提供はできません（再度、職員同士で御相談ください）

その研究成果有体物は、別の外部機関と共同で創作（例：外部機関との共同研究の中で創作・取得）されたものですか？ もしくは別な外部機関から提供を受けたものですか？（外部機関との共同創作・取得した有体物の派生品である場合も含む）

※ 有の場合、契約書の写を添付のこと)

→ Q 3 - 2 へお進み下さい

2. いいえ

→ Q 4 - 1 へお進み下さい

Q 3 - 2

外部機関との契約書と照らし合わせて、今回の研究成果有体物の提供は可能ですか？

A 3 - 2

1. はい

→ Q 4 - 1 へお進み下さい

2. いいえ

→ 有体物提供はできません

3. 契約していない

→ Q 4 - 1 へお進み下さい（有体物提供は可能ですが、念のため相手先機関の了解を取っておく事をご検討下さい）

Q 4（提供先との共同研究の有無について）

Q 4 - 1

今回、研究成果有体物を提供しようとする相手先機関と共同研究が進行中、もしくは契約手続中ですか？

A 4 - 1

1. はい

→ Q 4 - 2 へお進み下さい

2. いいえ

→ Q 5 - 1 へお進み下さい

Q 4 - 2

その共同研究は、今回の研究成果有体物提供と同一目的ですか？

A 4 - 2

1. はい

→ 今回、新たに有体物提供契約を締結する事よりも、共同研究契約の中で処理することをお勧めします。新たに費用が必要な場合など、詳細は産学公連携イノベーション推進機構・山口TLO内のコーディネーターにご相談下さい。

2. いいえ

→ Q 5 - 1 へお進み下さい

Q 5（外部発表や特許出願の状況について）

Q 5 - 1

その研究成果有体物の創作にかかわる技術は、すでに論文や学会等で公表しましたか？もしくは第三者によって公表されていますか？

A 5 - 1

1. はい

→ 有体物提供可能です。契約手続を行います。（Q 6 もお答え下さい）

2. いいえ

→ Q 5 - 2 へお進み下さい

Q 5 - 2

その研究成果有体物の創作にかかわる技術について、すでに特許出願を行っていますか？

A 5 - 2

1. はい ・ 出願番号「 」

→ 有体物提供可能です。契約手続を行います。（Q 6 もお答え下さい）

2. いいえ

→ 今後の出願活動に支障が起こる可能性があります。産学公連携・イノベーション推進機構内の知財部門にご相談下さい。

Q 6 （これは契約実務を行うための参考用です）

今回、有体物提供を行う際に、新たな作製費が必要ですか？

1. はい

→ 下記の原価計算書に作成費をご記入下さい

2. いいえ

→ これで終了です。ありがとうございました。

（原価計算書） 有体物 ●●（単位）当たり

名称	数量（単位）	金額
●●試薬		円
●●試薬		円
送料		円
		円
技術移転機関手数料	製造原価×20%	円
合計		円

以上の記載内容について、相違ありません。

平成 年 月 日

（所属）

（職名・署名）

5. 山口大学産学公連携・イノベーション推進機構拠点機器利用要項

山口大学産学公連携・イノベーション推進機構拠点機器利用要項

(目的)

第1条 この要項は、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構（以下「機構」という。）に、独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）から「やまぐちイノベーション創出推進拠点」の整備事業により設置された機器等（以下「拠点機器」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において拠点機器とは、地域産業の振興、経済の活性化につながるとともに、新たなイノベーションを生み出すことを目的にJSTより無償貸与された機器や設備をいう。

拠点機器の内訳は、別紙のとおりとする。

(利用者の資格)

第3条 拠点機器を利用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第2条の目的に沿った利用をするとき。
- (2) 共同研究を目的とするとき。
- (3) その他機構長が適当と認めた者

(利用の申請及び承認)

第4条 拠点機器を、利用しようとする者（グループにあつては、グループ代表者（以下「利用代表者」という。））は、JST拠点機器利用申請書（様式1）を機構長に提出し、機構長は当該申請書が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

(設備管理運営専門部会)

第5条 産学公連携・イノベーション推進機構運営委員会規則第7条に規定する設備管理運営専門部会（以下「専門部会」という。）が拠点機器の管理を行う。

(設備運用責任者)

第6条 拠点機器ごとに、設備運用責任者を置く。

- 2 設備運用責任者は、本学職員のうちから機構長が選任する。
- 3 設備運用責任者は、拠点機器の操作、保守、管理及び利用する者の指導に関する業務を行い、必要に応じて拠点機器の管理状況を機構長に報告するものとする。

(利用時間等)

第7条 拠点機器の利用時間及び利用できない日は、次のとおりとする。ただし、機構長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

利用時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

利用できない日

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- (4) その他特に機構長が指定する日

（目的外使用の禁止）

第 8 条 前条の規定により承認された者（以下「利用者」という。）は、利用の承認を受けた目的以外に拠点機器を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

2 利用者は、拠点機器を改造してはならない。

（利用承認の取消し）

第 9 条 機構長は、利用者が本利用要項をはじめとする関連諸規則等を遵守しないときは、利用の承認を取り消すことができる。

（利用承認期間）

第 10 条 利用承認期間は年度毎とし、翌年度も継続して利用するものは、あらためて J S T 拠点機器利用申請書（様式 1）を提出しなければならない。

（報告の義務）

第 11 条 利用代表者は、利用承認期間終了後 30 日以内に、J S T 拠点機器利用報告書（様式 2）を提出しなければならない。

2 機構長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて利用代表者に対して、拠点機器の利用状況や研究成果等について、報告を求めることができる。

（利用の予約）

第 12 条 利用者が、拠点機器を利用するに当たっては、あらかじめ各拠点機器の利用予約表（以下「予約表」という。）に、必要事項を記載しなければならない。

2 利用の予約は、利用予定日の 1 か月前から受け付けるものとし、予定に変更が生じたときは、速やかに予約表の記載を、変更しなければならない。

3 当該拠点機器の予約は、原則として先に予約した者を優先する。

（利用料）

第 13 条 機構は、拠点機器の運転・維持・管理に必要な経費の一部又はすべてを、利用料として利用代表者から徴収できるものとする。

2 拠点機器の、利用に必要な消耗品等は、利用者の負担とする。

（遵守事項）

第 14 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に当たっては、当該拠点機器の「附属マニュアル」等に基づき、誤操作のないよう細心の注意を払わなければならない。
- (2) 機構の安全・防災・環境保全等に関する細則に従い、細心の注意を払わなければならない。

- (3) 他の者に、迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 使用開始時又は貸出時及び使用終了時又は返却時において、拠点機器の状態について、機構の職員による確認を受けること。
- (5) 拠点機器を、汚損・損傷又は亡失したときは、速やかに機構長に届出を行い、その指示を受けること。なお、拠点機器に不調又は変調が生じたときも同様とする。
- (6) 拠点機器の、使用に伴い事故等が発生したときは、速やかに機構の職員に報告しなければならない。

なお、事故による負傷等の治療、補償等の処置については、当該使用者又はその者が所属する機関等が、自らの責任において対応すること。

- (7) 拠点機器の使用に当たっては、この要項に定めるもののほか、機構長の指示に従わなければならない。

(異常発生時の処置)

第 15 条 使用中に、異常が発生したときは、利用者は前条第 1 号の「附属マニュアル」等に記載された手順に従い、対策を講じなければならない。

(弁償)

第 16 条 利用者は、機構の施設・設備若しくは拠点機器を汚損・損傷又は亡失したときは、機構長の指示に従い、その負担においてこれを補填若しくは修理又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、機構長がやむを得ない理由があると認めたときは、その弁償金額の全部又は一部について免除することができる。

(事務)

第 17 条 拠点機器の、利用申請等に関する事務は、学術研究部産学連携課において行う。

(その他)

第 18 条 この要項に定めるもののほか、拠点機器の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

2 この要項の改正は、機構運営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この要項は、平成 23 年 3 月 30 日から施行する。

JST拠点機器利用申請書

平成 年 月 日

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構長 殿

下記のJST拠点機器を利用したいので承認願います。
 なお、利用にあたっては、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構拠点機器利用要項を遵守します。

1.利用代表者 ID(新規の方以外) _____

(利用料支払い責任者) 所属 _____ 氏名 _____ 印 _____

電話番号 _____

e-mail _____

2.研究課題名 _____

3.申請区分 ☐ 新規 ☐ 年度更新 ☐ 機器追加 ☐ 変更

4.利用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5.利用機器 コード入力

機器名称 _____

6.学内の利用者(学内のアドレスを有する者のみ登録できます。)

氏 名	所 属	区分	E-mail

欄が不足する場合は別紙を添付してください。

7.機器利用目的

8.機器利用に際し、持ち込む材料、試薬等の有無。有りの場合で、特に注意を要する場合は品名等とともに関連する法令等があれば記載してください。

9.支払い方法

☐ 運営費 ☐ 外部資金(受託研究、共同研究、その他プロジェクト) ☐ 科学研究費補助金 ☐ 私費(請求書払い)

上記申請内容について利用承認後に変更が生じた場合は改めて申請書を提出してください。

機構記入欄		受付番号 _____	
受付日	平成 年 月 日		
承認日	平成 年 月 日		
ID _____	パスワード _____		
備考 _____			

JST拠点機器利用申請書

平成 年 月 日

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構長 殿

下記のJST拠点機器を利用したいので承認願います。
 なお、利用にあたっては、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構拠点機器利用要項を遵守します。

1.利用代表者 ID(新規の方以外) _____

(利用料支払い責任者) 〒 _____ 住所 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 印 _____

電話番号 _____

e-mail _____

2.申請区分 ☐ 新規 ☐ 年度更新 ☐ 機器追加 ☐ 変更

3.利用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4.利用機器 コード入力

機器名称 _____

5.利用者

氏 名	所 属	区分	E-mail

欄が不足する場合は別紙を添付してください。

6.研究課題名 _____

7.機器利用目的

8.機器利用に際し、持ち込む材料、試薬等の有無。有りの場合で、特に注意を要する場合は品名等とともに関連する法令等があれば記載してください。

上記申請内容について利用承認後に変更が生じた場合は改めて申請書を提出してください。

機構記入欄		受付番号 _____	
受付日	平成 年 月 日		
承認日	平成 年 月 日		
ID	_____	パスワード	_____
備考			

(申請書別紙)JST拠点機器利用者

平成 年 月 日

・利用代表者	ID(新規の方以外)		
(利用料支払い責任者)	所属	氏名	印

電話番号

e-mail

学外者の
方のみ記

T

住所

・利用機器 選択

- ・利用者

[illegible]

別紙(拠点機器一覧)

機器コード	機器名称	設置箇所	メーカー／規格		単位	金額
1	サーマル電界放出形走査電子顕微鏡	先端研究棟1階 電子顕微鏡室	日本電子(株)	JSM-7600F	1時間	¥2,780
2	ソーラーシュミュレータ	先端研究棟2階 新エネルギー実験室	英弘精機(株)	SS-156XIL ほか	1時間	¥1,210
3	自動細胞解析分取システム					
	高速菌体移設装置	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	Singer Instruments社	RoToR HDA	1時間	¥470
	酵母マイクロマニピレーションシステム	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	Singer Instruments社	MSM c System400	1時間	¥470
	自動細胞解析分離分取システム	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	ベクトン・ディッキンソン アンドカンパニー	FACSAria III	1時間	¥8,920
	全自動磁気細胞分離分取装置	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	ミルテニーバイオテク(株)	autoMACSTMP Pro Starting Kit	1時間	¥480
4	ナノ粒子径分布測定装置	共同研究開発棟2階 省エネ・環境マテリアル実験室1	(株)島津製作所	SALD-7100	1時間	¥2,030
5	CO/CO2有機炭素分析システム					
	ガスクロマトシステム	ビジネス・インキュベーション棟2階 省エネ・環境マテリアル実験室3	(株)島津製作所	GC2-014AF/SPL	1時間	¥1,430
	ガス濃度分析装置	ビジネス・インキュベーション棟2階 省エネ・環境マテリアル実験室3	(株)島津製作所	CGT-7000タイプ1A	1時間	¥2,050
	全有機炭素計	ビジネス・インキュベーション棟2階 省エネ・環境マテリアル実験室3	(株)島津製作所	TOC-Vcph	1時間	¥1,520
6	熱分解ガスクロマトグラフ・質量分析システム					
	ガスクロマトグラフ質量分析システム (差動型示差熱天秤)	共同研究開発棟2階 省エネ・環境マテリアル実験室1	(株)島津製作所	GCMS-QP2010Ultra Thermo Plus Evo II	1時間	¥2,560
	ガスクロマトグラフ質量分析システム (加熱脱着装置) (熱分解装置)	共同研究開発棟2階 省エネ・環境マテリアル実験室1	(株)島津製作所	GCMS-QP2010Ultra TD-20 PY-2020iD	1時間	¥2,610
7	透過型電子顕微鏡システム	先端研究棟1階 電子顕微鏡室	日本電子(株)	JEM-2100	1時間	¥6,250
8	超遠心機					
	超遠心機(100,000rpm)	共同開発研究棟2階 環境・バイオ実験室	ベックマン・コールター(株)	Optima L-100XP	1時間	¥540
	超遠心機(21,000rpm)	共同開発研究棟2階 環境・バイオ実験室	ベックマン・コールター(株)	Avanti J-E	1時間	¥540
9	イメージングシステム					
	イメージアナライザー	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	GEヘルスケア社	TyphoonFLA9000BGRシステム	1時間	¥510
	イメージングサイトメーター	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	GEヘルスケア社	IN Cell Analyzer 2000システム	1時間 1日	¥290 ¥5,570
	細胞遺伝子発現解析システム	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	BioTek社	Synergy MX SMATBL	1時間 1日	¥270 ¥5,190
10	二次元輝度計	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	(株)東陽テクニカ	ICAM-ST	1時間	¥2,590
11	共焦点レーザー顕微鏡	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	カールツァイス(株)	LSM710 NLO2	1時間	¥6,460
12	ハイビジョン認識システム	共同研究開発棟2階 省エネ・環境マテリアル実験室2			1日	¥2,320

別紙(拠点機器一覧)

機器コード	機器名称	設置箇所	メーカー／規格		単位	金額
13	レーザ形状測定器	共同研究開発棟2階 省エネ・環境マテリアル 実験室2	(株)キーエンス	LT-9500	1時間	¥290
14	細胞培養装置					
	蛍光顕微鏡	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	(株)キーエンス	BZ-8100SP1549	1時間	¥380
	吸収測定装置	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	(株)日立製作所	U-5100	10分	¥70
	発光測定装置・蛍光測定装置					
	蛍光測定装置	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	ベルトールドジャパ ン(株)	LB970-YC	1時間	¥380
	発光測定装置	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	ベルトールドジャパ ン(株)	LB960-YC	1時間	¥380
	細胞培養装置					
	微生物細胞培養装置	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	(株)MBS	NB-250-5	1日	¥3,410
	動物細胞培養・高密度細胞 培養装置(CO2インキュ ベーター)	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	和研薬(株) 三洋電機(株)	Bellstaga-3000 MCO-19AIC	1日	¥7,310
15	超低温フリーザー					
	超低温フリーザー (-150℃)	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	三洋電機(株)	MDF-1156ATN	1箱	3ヶ月 ¥2,800 6ヶ月 ¥5,600 12ヶ月 ¥11,200
	超低温フリーザー (-85℃)	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	三洋電機(株)	MDF-U384	1箱	3ヶ月 ¥700 6ヶ月 ¥1,400 12ヶ月 ¥2,800
16	オートクレーブ(2台)	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	(株)トミー精工	LSX-700	1時	¥540
17	CO2インキュベーター					
	CO2インキュベーター(150 L)	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	三洋電機(株)	MCO-18M	1日	¥3,600
	CO2インキュベーター(16 0L)	共同研究開発棟2階 環境・バイオ実験室	三洋電機(株)	MCO-19AIC	1日	¥3,600
18	クリーンルーム (ドラフトチャンバー含む)	共同研究開発棟2階 クリーンルーム			1日	¥18,480

6. 山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペース利用要項

山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペース利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構（以下「機構」という。）が管理するスペースのうち業務スペース（機構業務を遂行するために利用するスペースをいう。）を除く、次条各号に掲げるスペース（以下「レンタルスペース」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究開発支援スペース 共同研究及び受託研究等の研究開発支援のために利用するスペース
- (2) 新事業創出支援スペース 産業イノベーションに資する技術シーズの育成支援及び大学発ベンチャーの創出支援・育成のために利用するスペース
- (3) 学術研究交流支援スペース 民間等の外部機関との学術研究交流の推進及びその他教育研究活動の活性化を支援するために利用するスペース

(利用資格)

第3条 レンタルスペースを利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本法人の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) 機構長が利用を許可した学外者
- (4) その他機構長が適当と認めた者

(利用申請)

第4条 研究開発支援スペース及び新事業創出支援スペースを利用する者（グループにあっては、グループ代表者をいう。以下「利用代表者」という。）は、別に定める利用申請書を機構長に提出するものとする。

2 学術研究交流支援スペースを利用する者（グループにあっては、グループ代表者をいう。以下「会議室等利用者」という。）は、学術研究部産学連携課におく会議室等利用台帳に登録するものとする。

3 前項の会議室等利用者に係る取扱いについては、別に定める。

(利用期間等)

第5条 研究開発支援スペース及び新事業創出支援スペース（以下「研究開発支援スペース等」という。）の利用期間は、原則として、5年を限度とする。

2 利用代表者は、研究開発支援スペース等を継続して利用しようとする場合には、改めて前条第1項の申請を行うものとし、その場合の利用期間は3年を限度とする。なお、継続申請は1回限りとする。

3 利用期間は、年度単位とし、1年度未満の期間は月割計算とする。

4 会議室等利用者の利用期間については、別に定める。

(利用の承認)

第6条 第4条第1項の利用申請に対する承認は、別に定める部会の審議を参考の上、機構長が行う。

2 第4条第2項の利用申請に対する承認は、利用台帳への登録受理をもって承認に代える。

3 機構長は、レンタルスペースの利用の承認に際して、機構の目的に照らし、原則として次の各号各利用目的の優先順位により調整することができるものとする。

(1) 研究開発支援スペース

ア 外部資金による研究

イ 学内外との共同研究

ウ その他

(2) 新事業創出支援スペース

ア 本法人の役職員及び本学の学生

イ 既に創業した大学発ベンチャー企業あるいは企業グループ

ウ その他

(3) 学術研究交流支援スペース

ア 機構の運営等に係る会議等

イ 新事業創出を目的とする会議、打合せ等

ウ 民間機関等との共同研究に係る研究会、打合せ等

エ 民間機関等の技術者に対する技術教育及び研修並びに地域社会における学術研究の交流等の集会

オ 本法人主催の研修会等

カ その他

4 機構長は、特に必要と認めた場合には、前条の規定に関わらず利用期間を延長又は短縮して承認することができる。

5 機構長は、第4条第1項の申請を適当と認めた場合には、当該利用申請を承認し、利用代表者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 利用代表者は、利用期間中に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、速やかに機構長に届出を行い承認を受けなければならない。

(1) 利用期間を変更するとき。

(2) その他利用申請書の記載事項に変更が生じるとき。

(利用の取消)

第8条 機構長は、利用代表者及び会議室等利用者がこの要項及び利用の条件に違反した場合には、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別の事情が生じた場合及び運用上特に必要がある場合には、機構長は利用代表者及び会議等利用者に対し、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

3 前2項の規定に基づき利用の承認を取り消す場合には、機構長は、その理由を付して利用代表者又は会議室等利用者へ通知しなければならない。

(レンタルスペースの利用)

第9条 レンタルスペースの利用者は、その利用に係る適正な管理を図るとともに、円滑な運営に努めなければならない。

2 利用者は、レンタルスペースの利用に当たっては、この要項に定めるもののほか、機構長の指示に従わなければならない。

(利用に係る経費)

第10条 研究開発支援スペース等の利用に係る経費は、利用代表者の負担を原則とする。ただし、機構長が特に必要と認めた場合には、利用に係る経費の一部又は全部を免除することができる。

2 利用負担金の額及びその負担方法は、別に定める。

3 機構長は、経済状況の変動、その他の事情の変更等に基づいて特に必要があると認める場合には、利用負担金の額を改定することができる。

(利用の制限)

第11条 利用者は、承認された目的以外にレンタルスペースを利用し、又は承認された利用者以外に利用させてはならない。

2 利用代表者は、研究開発支援スペース等を改修しようとする場合には、事前に別定める申請書を機構長に提出し、承認を得なければならない。

3 研究開発支援スペース等に設置できる機器は、原則として改修等を必要とせず、かつ移動が容易にできるものとする。この場合において、移動に係る費用は、利用代表者の負担とする。

(利用上の義務)

第12条 利用者は、レンタルスペース及び設備等を、常に適切な管理のもと、注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、レンタルスペース及び設備等を故意又は過失により損傷し、若しくは紛失した場合又は承認の条件に違反したことにより損傷を与えた場合には、これらを原状に復するとともに当該損害に相当する金額を弁償しなければならない。

(報告の義務)

第13条 利用代表者は、機構長の求めに応じ、研究開発及び新事業創出に係る利用状況、進捗状況等を報告しなければならない。

2 機構長は、前項による報告内容について、更にヒアリングすることができる。

(研究成果の公表等)

第14条 利用者は、研究開発支援スペース等を利用して行った研究等の成果を公表する場合には、スペースを利用した旨を明記し、その論文等の写しを利用代表者を經由して機構長に送付するものとする。

(利用の終了)

第15条 利用代表者は、レンタルスペースの利用を終了する場合には、別に定める利用終了届を機構長に提出するとともに、原則として使用したレンタルスペースを原状に復さなければならない。

(事務)

第16条 レンタルスペースの利用申請等に関する事務は、学術研究部産学連携課において処理する。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、レンタルスペースの利用に関し必要な事項は、機

構長が別に定める。

- 2 この要項の改正は、機構運営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 21 年 6 月 29 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 山口大学地域共同研究開発センター利用規則，山口大学地域共同研究開発センターの実験スペース貸借に関する細則，山口大学地域共同研究開発センターの共同研究員室及びセミナー室利用に関する細則，山口大学地域共同研究開発センターのセミナー室の使用に関する申し合わせ，山口大学ビジネス・インキュベーション施設利用者規則，山口大学ビジネス・インキュベーション施設入居企業等選考委員会規則，山口大学ビジネス・インキュベーション施設入居企業等選考基準等及び山口大学ビジネス・インキュベーション施設入居者募集要領は廃止する。
- 3 この要項施行の際現に山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペースを利用している者については、この要項により受け入れたものとみなす。

山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペース利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペース利用要項（以下「要項」という。）第17条第1項の規程に基づき、必要な事項を定める。

(利用申請書)

第2条 要項第4条第1項に規定する利用代表者が提出する利用申請書は、別紙様式1による。

2 前項の利用申請書は、原則として、利用を開始する2か月前までに提出しなければならない。

(会議室等利用台帳)

第3条 要項第4条第2項に規定する会議室等利用者が登録する会議室等利用台帳は別紙様式2による。

2 前項の登録は、事前に登録することを原則とする。

3 第1項の登録時における利用期間は、1週間以内の期間とする。

(搬入機器等)

第4条 利用代表者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、別紙様式3に定める搬入機器等連絡票を機構長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 法令等で規制された機器等を搬入する場合

(2) 施設の管理上、必要と認められる機器等を搬入する場合

(3) その他機構長が必要と認める場合

2 前項の承認を受けた者が当該機器の利用を終了した場合には、速やかにこれを搬出しなければならない。

3 機器の搬入及び搬出に要する経費は、その利用代表者の負担とする。

(経費の負担方法等)

第5条 要項第10条に規定する研究開発支援スペース等の利用に係る経費は、次のとおりとする。ただし、利用代表者が本学学生の場合にあつては、無償とする。

(1) 研究開発支援スペース利用料 1㎡当たり年間2,500円

(2) 新事業創出支援スペース利用料 1㎡当たり月間1,206円

2 レンタルスペースに係る電力料金は、実費相当額を別途負担するものとする。

3 利用に際し、前各項に掲げる経費以外で機構施設設備等の改修等により必要な経費負担については、利用代表者及び機構長が双方協議により決定するものとする。

4 その他機構長が特に必要と認める場合には、利用代表者に対し、別途経費の負担を請求することができるものとする。

(新事業創出支援スペースの利用に係る特例)

第6条 新事業創出支援でスペースを利用する者が、翌年度も入居を継続しようとする場合には、各年度末の機構が指定する時期に翌年度の入居継続の可否を判断するためのヒアリングを受けなければならない。

(レンタルスペースの改修等)

第7条 要項第11条第2項に規定する改修に係る申請手続きは、第2条の規定を準用す

る。

(注意事項の遵守)

第8条 利用者は、この内規に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) スペースの賃借権を譲渡し、または、利用スペースの全部若しくは一部を転貸してはならない。

(2) 利用者は、レンタルスペースを善良な管理者の注意をもって使用するとともに、別に定める公害防止等の環境保全及び災害防止に努めなければならない。

(利用終了届等)

第9条 利用代表者は、利用を終了する2か月前までに、別紙様式4の利用終了届を機構長に提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成21年6月29日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構 レンタルスペース利用申請書

平成 年 月 日

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構長 殿

山口大学産学公連携・イノベーション推進機構レンタルスペースを次のとおり利用したいので承認願います。

・利用代表者 所属 _____
 氏名 _____ 印 _____
 電話番号 _____
 e-mail _____
 住所 (学外者の場合のみ) _____

・研究課題名または事業名 _____

・利用区分 選択 ☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 変更

・利用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

・利用施設 ☐ スペース 選択 棟 号室の 広さを選択

☐ 常置機器 選択 _____

・利用者

所属	氏名	区分
		選択
		選択
		選択
		選択
		選択
		選択
		選択
		選択
		選択

欄が不足する場合は別紙を添付してください。

・利用者が学外者の場合、利用が必要な理由 (申請する学外者毎に理由等を記載してください。)

氏名	共同研究員の該非	機構レンタルスペースの利用理由
【記載例】		
山大 太郎	該当	山大太郎氏は、共同研究員として受け入れている研究者であり、共同研究において●●装置を使った◆◆の研究を推進するために、先端研究棟A301号室を利用する必要があるため。

・搬入機器(機構施設に常置して使用する装置のみ記載)

装置名称	重量 (kg)	消費電力 (kW)	冷却水	ガスボンベ	
				使用	種類
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	
			選択	選択	

欄が不足する場合は別紙を添付してください。

・外部資金の状況 ☐ 受託研究、共同研究

1. [研究課題名]
[受託機関または共同研究相手機関]
2. [研究課題名]
[受託機関または共同研究相手機関]

☐ 補助金など

1. [研究課題名]
[制度名など]
2. [研究課題名]
[制度名など]

☐ 助成金(寄付金)

1. [研究課題名]
[制度名など]
2. [研究課題名]
[制度名など]

☐ なし(1年以内に外部資金を獲得する予定)

・研究開発または事業の概要

(騒音、振動、臭気が発生する実験や法令で規制を受ける行為をする場合はその旨を必ず明記してください。)

☐ 無 ☐ 有

・火器使用の有無 ()

・施設利用に際し関連する法令等があれば記載してください。

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ☒ 特定化学物質障害予防規則 | ☐ 有機溶剤中毒予防規則 |
| ☐ 高圧ガス保安法 | ☐ 放射線障害予防規則 |
| ☐ カルタヘナ法 | ☐ 水質汚濁防止法 |
| ☐ 使用薬品に関する各種法律 | |

(毒物及び劇物取締法、火薬類取締法、粉じん障害予防規則、鉛中毒予防規則など)

- ☐ その他 ()

この申請書と共に「研究開発支援スペース利用者選考基準」または「新事業創出支援スペース入居企業等選考基準」に示されている該当資料を添付してください。

上記申請内容について利用許可後に変更があった場合には、改めて利用申請書を提出してください。

機構記入欄

受付日 平成 年 月 日

承認日 平成 年 月 日

承認番号

備考

7. 山口大学産学公連携・イノベーション推進機構常置機器利用要項

山口大学産学公連携・イノベーション推進機構常置機器利用要項

(目的)

第1条 この要項は、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構（以下「機構」という。）に、常置された機器（以下「常置機器」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において常置機器とは、学術研究の発展に資するために、科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供する設備をいう。

なお、常置機器の指定に関しては別に定める。

(利用者の資格)

第3条 常置機器を利用できる者は、次のいずれかに該当する者で第7条の承認を受けた者とする。

- (1) 本法人の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) 機構長が利用を許可した学外者
- (4) その他機構長が適当と認めた者

(設備管理運営専門部会)

第4条 産学公連携・イノベーション推進機構運営委員会規則第7条に規定する設備管理運営専門部会（以下「専門部会」という。）が常置機器の管理を行う。

(設備運用責任者)

第5条 常置機器ごとに設備運用責任者を置く。

- 2 設備運用責任者は、本学職員のうちから機構長が選任する。
- 3 設備運用責任者は、常置機器の操作、保守、管理及び利用する者の指導に関する業務を行い、必要に応じて常置機器の管理状況を機構長に報告するものとする。

(利用時間等)

第6条 常置機器の利用時間及び利用できない日は、次のとおりとする。ただし、機構長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

利用時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

利用できない日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- (4) その他特に機構長が指定する日

(利用の申請及び承認)

第7条 常置機器を利用しようとする者(グループにあたっては、グループ代表者をいう。以下「利用代表者」という。)は、常置機器利用申請書(様式1)を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構長は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

(目的外使用の禁止)

第8条 前条の規定により承認された者(以下「利用者」という。)は、利用の承認を受けた目的以外に常置機器を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

2 利用者は、常置機器を改造してはならない。ただし、機構長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用承認の取消し)

第9条 機構長は、利用者が本利用要項をはじめとする関連諸規則等を遵守しないときは、専門部会の議を経て利用の承認を取り消すことができる。

(利用承認期間)

第10条 利用承認期間は年度毎とし、翌年度も継続して利用するものはあらためて常置機器利用申請書(様式1)を提出しなければならない。

(報告の義務)

第11条 利用代表者は利用承認期間終了後30日以内に、常置機器利用報告書(様式2)を提出しなければならない。

2 利用者は、常置機器を利用して行った研究等の成果を公表する場合は、常置機器を利用した旨を明記するとともに、その論文等の写しを機構長に送付するものとする。

3 機構長は、本条第1項及び第2項に定めるもののほか、必要に応じて利用代表者に対して常置機器の利用状況や研究成果等について報告を求めることができる。

(利用の予約)

第12条 利用者が常置機器を利用するにあたってはあらかじめ、各常置機器の利用予約表(以下「予約表」という。)に必要事項を記載しなければならない。

2 利用の予約は、利用予定日の1か月前から受け付けるものとし、予定に変更が生じたときは、速やかに予約表への記載を変更しなければならない。

3 当該常置機器の予約は先に予約表に記入したものを優先するが、予約の変更を依頼することを妨げない。

4 1週間以上の連続利用を予約するときは、あらかじめ当該年度内における当該常置機器のすべての利用代表者に連絡し、承認を得なければならない。

(利用料)

第13条 機構は常置機器の運転・維持・管理に必要な経費の一部またはすべてを利用料として利用代表者から徴収できるものとする。

- 2 利用料は専門部会の議を経て機構長が決定するものとする。
- 3 常置機器の利用に必要な消耗品等は利用者の負担とする。

(利用者の注意義務)

第 14 条 利用者は、利用に当たっては、当該常置機器の「附属マニュアル」等に基づき、誤操作のないよう細心の注意を払わなければならない。

- 2 利用者は、機構の安全、防災、環境保全等に関する細則に従い、機構の安全、防災、環境保全に細心の注意を払わなければならない。
- 3 利用者は常置機器の使用に当たっては、この要項に定めるもののほか、機構長の指示に従わなければならない。

(異常発生時の処置)

第 15 条 使用中に異常が発生したときは、利用者は前条第 1 項の「附属マニュアル」等に記載された手順に従い、異常対策を講じなければならない。

(事務)

第 16 条 常置機器の利用申請等に関する事務は、学術研究部産学連携課において行う。

(その他)

第 17 条 この要項に定めるもののほか、常置機器の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

- 2 この要項の改正は、機構運営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 21 年 10 月 7 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 山口大学地域共同研究開発センター常置機器利用細則は廃止する。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構 常置機器利用申請書

平成 年 月 日

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構長 殿

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構の下記機器を利用したいので承認願います。

・利用代表者 所属
(利用料支払い責任者) 氏名 印
電話番号
e-mail
住所 (学外者の場合のみ)

・研究課題名

・申請区分 ☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 変更

・利用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

・時間外利用 ☐ なし ☐ あり ・ある場合の時間帯 時~ 時

・時間外利用が必要な理由

・利用機器 選択

・利用者

氏名	所属	職員等区分	e-mail
		選択	
		選択	
		選択	
		選択	
		選択	
		選択	
		選択	
		選択	

欄が不足する場合は別紙を添付してください。

・上の利用者が学外者の場合、利用が必要な理由(申請する学外者毎に理由等を記載してください。)

氏名	共同研究員の該非	機構常置機器の利用理由
【記載例】		
山大 太郎	該当	山大太郎氏は、共同研究員として受け入れている研究者であり、共同研究において◆◆の研究を推進するために、●●装置を利用する必要があるため。

・機器利用目的

--

・機器利用に際し持ち込む材料、試薬等に関連する法令等があれば記載してください。

--

上記申請内容について利用承認後に変更が生じた場合は改めて申請書を提出してください。

機構記入欄

受付日	平成	年	月	日
承認日	平成	年	月	日
承認番号				
備考				

常置機器利用料金

装置名		学内利用料		学外利用料	
		1 単位当たり (円)	単位	1 単位当たり (円)	単位
X線回折装置		500	時間	15,000	日
NMR	プロトン	100	試料	1,400	試料
	カーボン	200	試料	2,000	試料
	固体	400	時間(3 時間まで)	30,000	試料
		100	時間(3 時間を超えた分)		
フローサイトメーター		500	時間	3,000	時間
TEM		8,000	日	10,000	時間
マスクアライナ		500	時間	2,000	時間
電子線描画装置		1,000	時間	5,500	時間
超高真空蒸着装置		8,000	2 週間	2,500	時間

山口大学産学公連携・イノベーション推進機構常置機器指定内規

(目的)

第1条 この内規は、山口大学産学公連携・イノベーション推進機構（以下「機構」という。）の常置機器の指定に関し必要な事項を定める。

(指定できる機器)

第2条 機構の常置機器に指定できるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 機構へ配分された予算で購入した機器
- (2) 各部局等が購入し機構へ常置の申し出がある機器で、機構長が、共同研究又は教育研修等を遂行するうえで適当と認めたもの
- (3) 機構長が、共同研究又は教育研修等を遂行するうえで機構に常置することが適当と認め、民間機関等から寄附、貸与又は譲渡を受けた機器
- (4) その他、機構長が特に必要と認めた機器

(指定)

第3条 常置機器の指定は、機構設備管理運営専門部会（以下「専門部会」という。）の議を経て、機構長が行う。

(指定の期間)

第4条 常置機器の指定期間は5年とする。

- 2 常置機器の指定期間を終了した機器は、専門部会の議を経て、機構長が指定の延長（1年間）をすることができる。
- 3 前項の延長の繰り返いを妨げない。

(指定の解除)

第5条 前条により決定された常置機器の指定期間中であっても、機構長が常置機器とすることが適当でないと判断したときは、専門部会の議を経て当該常置機器の指定を解除することができる。

(指定期間終了後の取り扱い)

第6条 指定期間が終了又は解除された機器は、6か月以内に機構施設から撤去するものとする。

- 2 撤去した機器は、当該機器の資産管理部局の責により廃棄するものとする。ただし、当該機器を譲り受ける者がある場合はこの限りではない。
- 3 撤去した機器を他者に譲渡する場合、当該機器の管理は譲り受ける者が所属する部局等に移管するものとし、移設等に必要な経費の負担およびその他の責任を機構は負わない。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、常置機器の指定に関し必要な事項は、機構長が別

に定める。

- 2 この内規の改正は、機構運営委員会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成 21 年 10 月 7 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 山口大学地域共同研究開発センター常置機器の指定に関する内規は廃止する。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

産学公連携・イノベーション推進機構年報

第 20 号

発行日：平成 23 年 6 月

発 行：国立大学法人山口大学

産学公連携・イノベーション推進機構

TEL：0836-85-9961、FAX:0836-85-9962

メール：yuic@yamaguchi-u.ac.jp



YAMAGUCHI
UNIVERSITY

ANNUAL REPORT

Organization for University-Industry-Public Cooperation and Innovation
Yamaguchi University

山口大学 産学公連携・イノベーション推進機構